

# エマージング債券投信（通貨・代替通貨選択型）

## 通貨グループ

エマージング債券投信（円コース）毎月分配型 / 年2回決算型  
エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型 / 年2回決算型  
エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型 / 年2回決算型  
エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型 / 年2回決算型  
エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型 / 年2回決算型  
エマージング債券投信（カナダドルコース）毎月分配型 / 年2回決算型  
エマージング債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型 / 年2回決算型  
エマージング債券投信（トルコリラコース）毎月分配型 / 年2回決算型

## 代替通貨グループ

エマージング債券投信（金コース）毎月分配型 / 年2回決算型

追加型投信 / 海外 / 債券

エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型

追加型投信 / 国内 / 債券

## 投資信託説明書 (請求目論見書)

2024.2.10

T & Dアセットマネジメント株式会社

本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書であり、投資者から請求があった場合に交付を行う請求目論見書です。

この投資信託説明書（請求目論見書）により行う下記ファンド\*の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月9日に関東財務局長に提出しており、2024年2月10日にその効力が生じております。

\* 下記ファンドとは「募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称」に記載のものをいいます。

有価証券届出書提出日	: 2024年2月9日
発行者名	: T & Dアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 田中 義久
本店の所在の場所	: 東京都港区芝五丁目36番7号
募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	: エマージング債券投信（円コース）毎月分配型 エマージング債券投信（円コース）年2回決算型 エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型 エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型 エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型 エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型 エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型 エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型 エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型 エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型 エマージング債券投信（カナダドルコース）毎月分配型 エマージング債券投信（カナダドルコース）年2回決算型 エマージング債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型 エマージング債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型 エマージング債券投信（トルコリラコース）毎月分配型 エマージング債券投信（トルコリラコース）年2回決算型 エマージング債券投信（金コース）毎月分配型 エマージング債券投信（金コース）年2回決算型 エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型
募集内国投資信託受益証券の金額	: 継続募集額 各ファンドにつき7,000億円を上限とします。
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

## 目次

	頁
第一部 証券情報 .....	1
第二部 ファンド情報 .....	6
第1 ファンドの状況 .....	6
第2 管理及び運営 .....	144
第3 ファンドの経理状況 .....	150
第4 内国投資信託受益証券事務の概要 .....	334
第三部 委託会社等の情報 .....	335
第1 委託会社等の概況 .....	335
約款	

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

エマージング債券投信（円コース）毎月分配型  
エマージング債券投信（円コース）年2回決算型  
エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型  
エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型  
エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型  
エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型  
エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型  
エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型  
エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型  
エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型  
エマージング債券投信（カナダドルコース）毎月分配型  
エマージング債券投信（カナダドルコース）年2回決算型  
エマージング債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型  
エマージング債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型  
エマージング債券投信（トルコリラコース）毎月分配型  
エマージング債券投信（トルコリラコース）年2回決算型  
エマージング債券投信（金コース）毎月分配型  
エマージング債券投信（金コース）年2回決算型  
エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型

本書においてファンドの名称を略称で記載する場合があります。

ファンドの名称	略称		
エマーヅング債券投信 (円コース)毎月分配型	エマーヅング債券投信 (円コース)毎月	円コース(毎月)	円コース
エマーヅング債券投信 (円コース)年2回決算型	エマーヅング債券投信 (円コース)年2回	円コース(年2)	
エマーヅング債券投信 (米ドルコース)毎月分配型	エマーヅング債券投信 (米ドルコース)毎月	米ドル コース(毎月)	米ドル コース
エマーヅング債券投信 (米ドルコース)年2回決算型	エマーヅング債券投信 (米ドルコース)年2回	米ドル コース(年2)	
エマーヅング債券投信 (豪ドルコース)毎月分配型	エマーヅング債券投信 (豪ドルコース)毎月	豪ドル コース(毎月)	豪ドル コース
エマーヅング債券投信 (豪ドルコース)年2回決算型	エマーヅング債券投信 (豪ドルコース)年2回	豪ドル コース(年2)	
エマーヅング債券投信 (ブラジルリアルコース)毎月分配型	エマーヅング債券投信 (ブラジルリアルコース)毎月	ブラジルリアル コース(毎月)	ブラジルリアル コース
エマーヅング債券投信 (ブラジルリアルコース)年2回決算型	エマーヅング債券投信 (ブラジルリアルコース)年2回	ブラジルリアル コース(年2)	
エマーヅング債券投信 (南アフリカランドコース)毎月分配型	エマーヅング債券投信 (南アフリカランドコース)毎月	南アフリカランド コース(毎月)	南アフリカランド コース
エマーヅング債券投信 (南アフリカランドコース)年2回決算型	エマーヅング債券投信 (南アフリカランドコース)年2回	南アフリカランド コース(年2)	
エマーヅング債券投信 (カナダドルコース)毎月分配型	エマーヅング債券投信 (カナダドルコース)毎月	カナダドル コース(毎月)	カナダドル コース
エマーヅング債券投信 (カナダドルコース)年2回決算型	エマーヅング債券投信 (カナダドルコース)年2回	カナダドル コース(年2)	
エマーヅング債券投信 (メキシコペソコース)毎月分配型	エマーヅング債券投信 (メキシコペソコース)毎月	メキシコペソ コース(毎月)	メキシコペソ コース
エマーヅング債券投信 (メキシコペソコース)年2回決算型	エマーヅング債券投信 (メキシコペソコース)年2回	メキシコペソ コース(年2)	
エマーヅング債券投信 (トルコリラコース)毎月分配型	エマーヅング債券投信 (トルコリラコース)毎月	トルコリラ コース(毎月)	トルコリラ コース
エマーヅング債券投信 (トルコリラコース)年2回決算型	エマーヅング債券投信 (トルコリラコース)年2回	トルコリラ コース(年2)	
エマーヅング債券投信 (金コース)毎月分配型	エマーヅング債券投信 (金コース)毎月	金コース(毎月)	金コース
エマーヅング債券投信 (金コース)年2回決算型	エマーヅング債券投信 (金コース)年2回	金コース(年2)	
エマーヅング債券投信 (マネープールファンド)年2回決算型	エマーヅング債券投信 (マネープールファンド)年2回	マネープール ファンド(年2)	マネープール ファンド

以上を総称して「エマーヅング債券投信(通貨・代替通貨選択型)」、また、総称または個別に「ファンド」または「各ファンド」ということがあります。

マネープールファンドを除いた各ファンドを総称して「各コース」、毎月分配型のファンドを総称して「毎月分配型」、年2回決算型のファンドを総称して「年2回決算型」ということがあります。

金コースおよびマネープールファンドを除いた各ファンドを総称して「通貨グループ」、金コースを「代替通貨グループ」ということがあります。

## (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

委託者（以下「委託会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるT&Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

## (3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき7,000億円を上限とします。

## (4) 【発行（売出）価格】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額\*1とします。

なお、マネープールファンドは、年2回決算型の各ファンドからのスイッチング\*2以外による購入はできません。

\*1「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。（ただし、1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。）

\*2「スイッチング」とは、保有しているファンドの換金と同時に他のファンドを購入することをいいます。

基準価額につきましては、販売会社（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）または下記にお問い合わせください。

T&Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasasset.co.jp/>

#### ( 5 ) 【申込手数料】

3.30% ( 税抜3.0% ) を上限として、販売会社が個別に定める率を発行価格に乗じて得た額とします。収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。年2回決算型の各ファンドからマネープールファンドへのスイッチングには、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、ファンドの商品および関連する投資環境の説明ならびに情報提供、販売にかかる事務費用等の対価です。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### ( 6 ) 【申込単位】

1万口以上1口単位または1万円以上1円単位とします。

#### ( 7 ) 【申込期間】

2024年2月10日から2024年8月8日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### ( 8 ) 【申込取扱場所】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

上記の販売会社の本・支店において申込の取扱いを行います。

#### ( 9 ) 【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は、購入代金 ( 発行価格に申込口数に乗じて得た額に申込手数料 ( 税込 ) を加算した金額をいいます。 ) を購入申込受付日から起算して6営業日目までにお申込の販売会社に支払うものとします。

振替受益権にかかる各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託者 ( 以下「受託会社」ということがあります。 ) の指定するファンド口座に払込まれます。

#### ( 10 ) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所 ( 販売会社 ) と同様です。お問い合わせにつきましては、前述「 ( 4 ) 発行 ( 売出 ) 価格」の照会先をご参照ください。

#### ( 11 ) 【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

## (12) 【その他】

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

申込方法

受益権の購入に関しては、販売会社所定の方法でお申込ください。

申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。

なお、マネープールファンドは、年2回決算型の各ファンドからのスイッチング以外による購入はできません。

ただし、受付時間は販売会社により異なることや変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込不可日

下記のいずれかに該当する日には、購入、換金およびスイッチングの申込はできません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

「各ファンド(マネープールファンドを除く)」

・ニューヨーク、ロンドン、ダブリンの各銀行または各証券取引所の休業日

スイッチング

ファンドにおけるスイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に他のファンドを取得することをいいます。

毎月分配型の各ファンド間および年2回決算型の各ファンド間でスイッチングが可能です。なお、全額を換金した場合の手取金の全額をもって購入申込を行う場合は1口単位とします。

マネープールファンドは、年2回決算型の各ファンドからのスイッチング以外による購入はできません。また、毎月分配型と年2回決算型との間ではスイッチングはできません。

スイッチングの際には、購入・換金時と同様に販売会社が定める所定の手数料等がかかります。

(マネープールファンドへのスイッチングには、購入時手数料はかかりません。)

スイッチングについては、後述「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの特色 スwitchングについて」をご参照ください。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

「各ファンド（マネープールファンドを除く）」

高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

「マネープールファンド」

安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

「各ファンド（マネープールファンドを除く）」

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

<属性区分表>

「円コース（毎月）」 「金コース（毎月）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年4回	日本 北米 欧州 アジア オセアニア		
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券))	年6回(隔月) 年12回(毎月)	中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
資産複合	日々 その他			



「米ドルコース（毎月）」 「豪ドルコース（毎月）」 「ブラジルリアルコース（毎月）」

「南アフリカランドコース（毎月）」 「カナダドルコース（毎月）」

「メキシコペソコース（毎月）」 「トルコリラコース（毎月）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	<b>グローバル</b> <b>(日本を除く)</b> 日本	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回			
不動産投信 その他資産 <b>(投資信託証券(債券))</b>	年4回	中南米 アフリカ	<b>ファンド・オブ ・ファンズ</b>	なし
資産複合	年6回(隔月) <b>年12回(毎月)</b> 日々 その他	中近東(中東) <b>エマージング</b>		

「円コース（年2）」 「金コース（年2）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	<b>グローバル</b> <b>(日本を除く)</b> 日本	ファミリー ファンド	<b>あり</b> <b>(フルヘッジ)</b>
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回			
不動産投信 その他資産 <b>(投資信託証券(債券))</b>	年4回	中南米 アフリカ	<b>ファンド・オブ ・ファンズ</b>	なし
資産複合	年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	中近東(中東) <b>エマージング</b>		

「米ドルコース（年2）」 「豪ドルコース（年2）」 「ブラジルリアルコース（年2）」

「南アフリカランドコース（年2）」 「カナダドルコース（年2）」

「メキシコペソコース（年2）」 「トルコリラコース（年2）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 <b>年2回</b>	<b>グローバル</b> <b>(日本を除く)</b> 日本 北米 欧州	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月）	アジア オセアニア 中南米 アフリカ	<b>ファンド・オブ ・ファンズ</b>	<b>なし</b>
不動産投信 その他資産 <b>(投資信託証券(債券))</b> 資産複合	日々 その他	中近東(中東) <b>エマージング</b>		

「マネープールファンド」

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 <b>追加型投信</b>	<b>国内</b> 海外 内外	株式 <b>債券</b> 不動産投信 その他資産 資産複合

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 <b>年2回</b>	グローバル <b>日本</b> 北米 欧州	<b>ファミリーファンド</b>
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月）	アジア オセアニア 中南米 アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
不動産投信 その他資産 <b>(投資信託証券(債券))</b> 資産複合	日々 その他	中近東(中東) エマージング	

< 商品分類の定義 >

### **追加型投信**

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

### **国内**

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### **海外**

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### **債券**

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分の定義 >

### **その他資産（投資信託証券（債券））**

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券に投資を行う旨の記載があるものをいいます。

### **年2回**

目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

### **年12回（毎月）**

目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

### **グローバル（日本を除く）**

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### **日本**

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### **エマージング**

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### **ファミリーファンド**

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

### **ファンド・オブ・ファンズ**

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

## 為替ヘッジあり

目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

## 為替ヘッジなし

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（[www.toushin.or.jp](http://www.toushin.or.jp)）をご参照ください。

## ファンドの特色

1. エマージング債券投信(通貨・代替通貨選択型)は、実質的な投資対象通貨の異なる8つのコース(通貨グループ)と、実質的に金取引を行うコース(代替通貨グループ)、およびマネーブルファンド(年2回決算型)から構成されています。
2. 各コースは、米ドル建のエマージング国債を実質的な主要投資対象として、相対的に高いインカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目指します。また、投資対象の一部にエマージング社債を加えることで、更なる利回りの向上に努めます。  
マネーブルファンドは、わが国の公社債および短期金融商品を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
3. 各コースには、「毎月分配型」と「年2回決算型」があります。「毎月分配型」の各ファンド間および「年2回決算型」の各ファンド間でスイッチングを行うことができます。
4. エマージング債券の運用は、キャピタル・インターナショナル・インクが行います。  
キャピタル・インターナショナル・インクは、世界有数の運用経験を誇る運用会社キャピタル・グループの一員です。



資金動向や市場動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## ファンドの仕組み

- マネーボールファンドを除く各ファンドは、外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンドおよび国内投資信託であるT&Oマネーボールマザーファンドに投資を行うファンド・オブ・ファンズです。
  - ・外国投資信託の組入比率は、原則として高位を保ちます。
  - ・マネーボールファンドを除く各ファンドについても、T&Oマネーボールマザーファンドに一部投資を行います。
- マネーボールファンドは、T&Oマネーボールマザーファンドを親投資信託(マザーファンド)としたファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



## ファンドの収益源となる4つのポイント

- 各コースは、エマージング債券への投資に加え、投資対象通貨<sup>\*1</sup>および代替通貨(金)の選択が可能なファンドです。
  - 各コースは、エマージング債券を実質的な投資対象とし、相対的に高いインカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目指します。通貨グループの各ファンドは、円コースでは為替ヘッジ、円コースおよび米ドルコース<sup>\*2</sup>を除く各コースではそれぞれ6種類の通貨(豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランド、カナダドル、メキシコペソ、トルコリラ)で為替取引<sup>\*3</sup>を活用します。また、代替通貨グループの各ファンドは、金取引<sup>\*4</sup>を活用することで、米ドルベースの金への投資効果を追求します。
- \*1 「投資対象通貨」とは、円、米ドル、豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランド、カナダドル、メキシコペソ、トルコリラの8種類を指します。  
 \*2 米ドルコースは、米ドル建資産に対して為替ヘッジは行わず、米ドルへの投資効果を追求します。  
 \*3 ファンド内における「為替取引」とは、米ドル売の各投資対象通貨買(円コースおよび米ドルコースを除く)の為替取引をいいます。各コース(円コースおよび金コースを除く)の各投資対象通貨と円との間で為替ヘッジは行いませんので、各投資対象通貨の円に対する為替変動リスクがあります。  
 \*4 ファンド内における「金取引」とは、投資対象資産(米ドル建エマージング債券)に加え、米ドルベースの金への投資効果を追求することをいいます。



資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

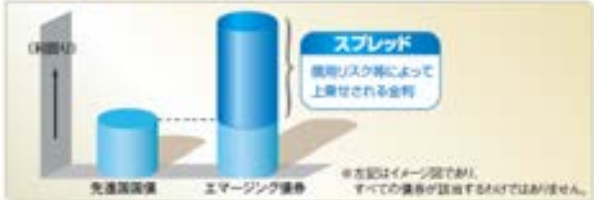
収益源となるポイント ① エマージング債券への投資

相対的に利回りの高い米ドル建エマージング国債を実質的な主要投資対象とすることで、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得を目指します。  
また、一部エマージング社債への投資を行うことで、更なる利回りの向上が期待できます。

- エマージング債券への投資は、エマージング・マーケット・デット・ファンドを通じて行います。
- 投資対象の信用格付には制限を設けません。
- エマージング社債への投資については、信託財産の30%程度の範囲内とします。
- 現地通貨建エマージング債券への投資については、信託財産の20%程度の範囲内とします。

相対的に高い利回りと信用リスク

- エマージング債券とは、エマージング国(新興国)の政府、政府機関および企業が発行する債券をいいます。
- エマージング債券は他の債券と比較して、信用リスク等が高い分金利の上乗せがあり、相対的に高い利回りとなっています。



キャピタル・インターナショナル・インクによるアクティブ運用

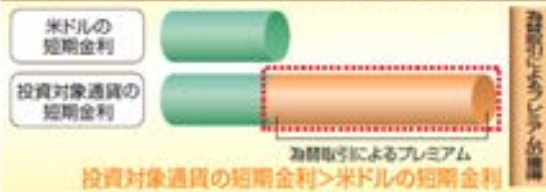
エマージング債券の運用は、世界有数の運用経験を誇る運用会社キャピタル・グループの一員である、キャピタル・インターナショナル・インクが行います。キャピタル・グループは1994年からエマージング債券運用を開始し、約30年の豊富な経験を有しており、世界中の投資家から高い評価を得ています。

収益源となるポイント ② 為替取引の活用 為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)と為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)

各コース(円コースおよび米ドルコースを除く)では、米ドル売り/各投資対象通貨買いの為替取引を行います。為替取引によるプレミアム(コスト)は、投資対象通貨の短期金利の変化によって影響を受けるため、米ドルよりも短期金利が高い通貨のコースでは、「為替取引によるプレミアム」の獲得が期待できます。一方で、米ドルよりも短期金利が低い通貨のコースでは、「為替取引によるコスト」が発生します。また、円コースでは、為替ヘッジにより米ドル建のエマージング債券の為替変動リスクを低減します。

- ブラジルレアルは、NDF取引で為替取引を行います。NDF取引を用いた為替取引では、通常の為替予約と比べ、為替市場、金利市場の影響により、NDFの取引価格から想定される金利(NDF想定金利)が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。その場合、為替取引によるプレミアムの減少や為替取引によるコストの発生によりファンドのパフォーマンスに影響を与える場合があります。

米ドルよりも高金利の通貨で為替取引を行う場合



米ドルよりも低金利の通貨で為替取引を行う場合



- 米ドル建資産に対して投資対象通貨での為替取引(米ドル売り/各投資対象通貨買い)を行うと、円に対する米ドルの為替変動リスクから、各投資対象通貨の円に対する為替変動リスクへと変わります。
- 米ドル建資産に対して為替取引(米ドル売り/各投資対象通貨買い)が完全に行えなかった場合、完全に行えた場合に比べて為替取引によるプレミアムを十分に獲得できなかったり、米ドルに対する為替変動の影響を受ける可能性があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## 収益源となるポイント ③ 投資対象通貨の為替変動

為替差益も収益源となります。円以外の投資対象通貨の対円レートが上昇(円安)した場合には為替差益を得ることができ、逆に、投資対象通貨の対円レートが下落(円高)した場合は為替差損が発生します。

ファンド名	下落 ← [基準価額] → 上昇
円コース	原則として、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。
米ドルコース 豪ドルコース ブラジルレアルコース 南アフリカランドコース カナダドルコース メキシコペソコース トルコリラコース	投資対象通貨安(円高) ← 円に対して → 投資対象通貨高(円安)

● 円コースについては、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。

## 収益源となるポイント ① 金取引の活用

金取引を活用することで、米ドルベースの金への投資効果を追求します。米ドルベースの金価格が上昇した場合には差益を得ることができ、下落した場合には差損が発生します。なお、金取引に際しては、金取引によるコストが発生します。

## 金コースの仕組み



- \*1 金コースについては、為替ヘッジ(米ドル売り/円買ひ)により米ドルの円に対する為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。  
\*2 円の短期金利が米ドルの短期金利よりも低い場合には為替ヘッジコスト、逆の場合には為替ヘッジプレミアムが発生します。  
\*3 収益源はマイナスとなることもあります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

## スイッチングについて

■「毎月分配型」の各ファンド間および「年2回決算型」の各ファンド間でスイッチングが可能です。

スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に他のファンドを購入することをいいます。マネーブルファンドは、年2回決算型の各ファンドからのスイッチング以外による購入はできません。スイッチングの際には、購入・換金時と同様に販売会社が定める所定の手数料等がかかります。(マネーブルファンドへのスイッチングには、購入時手数料はかかりません。)

市場環境の変動等に応じて、各ファンド間のスイッチングをご活用いただけます。



※上図はファンド間で行うことができるスイッチングのイメージ図です。

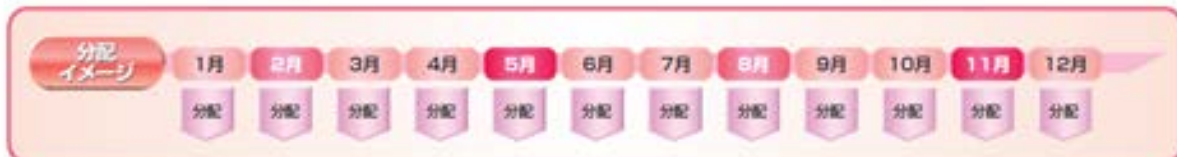
## 分配方針

■分配頻度の異なる2つのシリーズから選択が可能です。

**毎月分配型** 年12回、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。

分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益を中心に安定分配<sup>(注)</sup>を行うことを目指します。ただし、基準価額水準等によっては、売買益(評価益を含みます。)が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。また、5月および11月の決算時(金コースについては、2月、5月、8月および11月の決算時)には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

(注)「原則として、利子・配当等収益を中心に安定分配を行う」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。



**年2回決算型** 年2回、5月および11月の各10日(休業日の場合は翌営業日)に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。

分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。



## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

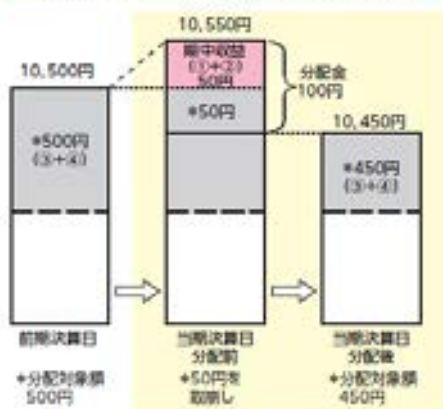
投資信託で分配金が支払われるイメージ



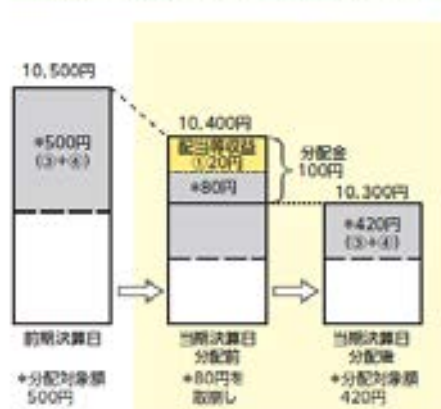
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合

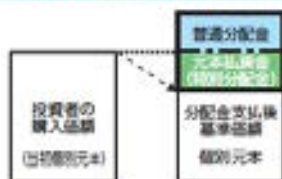


※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は消費税が課税されません。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

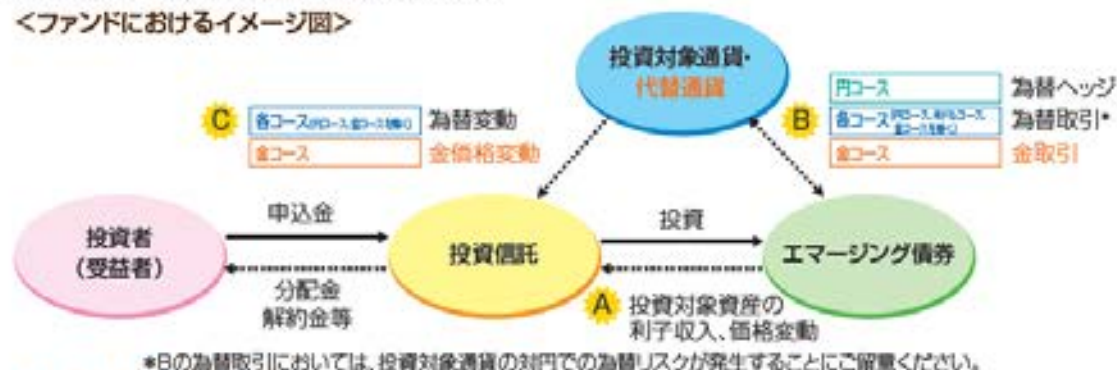
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## 通貨選択型ファンドの収益のイメージ

■通貨選択型の投資信託は、株式や債券等といった投資対象資産に加えて、実質的な投資対象通貨を選択することができるよう設計された投資信託です。

■ファンド(マネーボールファンドを除く)の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、これらの収益源に相応してリスクが内在することにご留意ください。

<ファンドにおけるイメージ図>



◆各コース(金コースを除く)



◆金コース



収益を得られるケース	投資対象資産の市況の好転(金利の低下)	各コース(米ドルコース、金コースを除く) 投資対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利	各コース(注3) (円コース、金コースを除く) 投資対象通貨が対円で上昇(円安)	金コース 金価格(米ドルベース)の上昇
	債券価格の上昇	為替ヘッジまたは為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)の発生	為替差益等の発生	
損失やコストが発生するケース	投資対象資産の市況の悪化(金利の上昇、発行体の信用状況の悪化)	各コース(米ドルコース、金コースを除く) 投資対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利	各コース(注3) (円コース、金コースを除く) 投資対象通貨が対円で下落(円高)	金コース 金価格(米ドルベース)の下落
	債券価格の下落	為替ヘッジまたは為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)の発生	為替差損等の発生	

(注1) 円コースについては、為替ヘッジ(米ドル売り/円買い)により為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。

(注2) 金取引(金ポジションの構築)に際しては、米ドルの短期金利相当分の金取引によるコストがかかります。

(注3) 金コースについては、為替ヘッジ(米ドル売り/円買い)により米ドルの円に対する為替変動リスクの低減を図りますが、円の短期金利が米ドルの短期金利よりも低い場合には為替ヘッジコスト、逆の場合には為替ヘッジプレミアムが発生します。

(注4) 米ドルコースでは、原則として為替ヘッジおよび為替取引を行いませんので、投資対象資産(米ドル種)の影響を受け、米ドルが対円で上昇(円安)した場合は為替差益、米ドルが対円で下落(円高)した場合は為替差損が発生します。

上記はイメージであり、実際の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

信託金の限度額は各ファンド7,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## (2) 【ファンドの沿革】

2009年11月17日 円コース、豪ドルコース、ブラジルリアルコース、南アフリカランドコースの各ファンドおよびマネープールファンドの信託契約締結、設定、運用開始

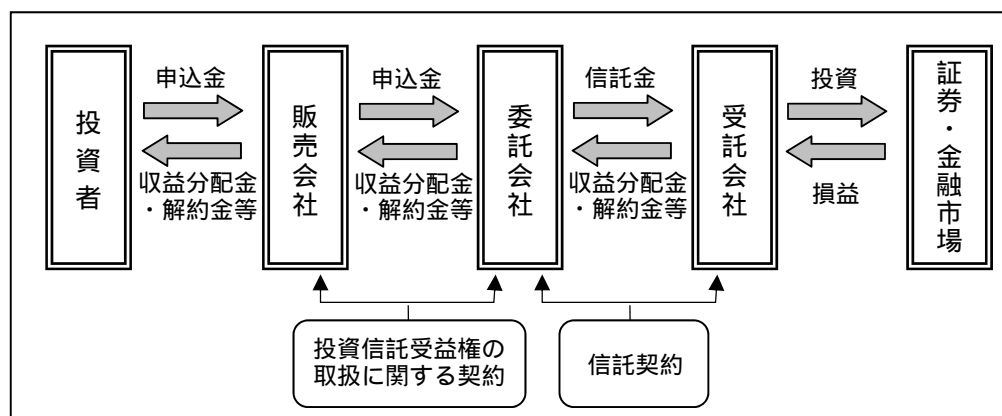
2011年 8月10日 カナダドルコース、メキシコペソコース、トルコリラコース、金コースの各ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

2014年 2月 7日 米ドルコースの各ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

2024年 2月10日 ファンドの名称を変更

## (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



マネープールファンドを除く各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

マネープールファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

詳しくは、前述「(1) ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの特色 ファンドの仕組み」をご参照ください。

委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

(委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。)

### a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款(信託契約)の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算(毎日の基準価額の計算)
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

## b. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

## c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

## 委託会社の概況

### a. 資本金

2023年11月末日現在 11億円

### b. 会社の沿革

1980年12月19日	第一投信株式会社設立
	同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得
1997年12月 1日	社名を長期信用投信株式会社に変更
1999年 2月25日	大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
1999年 4月 1日	社名を大同ライフ投信株式会社に変更
2002年 1月24日	投資顧問業者の登録
2002年 6月11日	投資一任契約にかかる業務の認可
2002年 7月 1日	ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
2006年 8月28日	社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更
2007年 3月30日	株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる
2007年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、 投資助言・代理業、投資運用業の登録

### c. 大株主の状況

2023年11月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

## 2【投資方針】

下記（１）および（２）において外国投資信託とは、それぞれ以下の表の通りです。

ファンド名	当該外国投資信託
円コース（毎月）	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス JPY（毎月分配型）
円コース（年2）	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス JPY（年2回決算型）
米ドルコース（毎月）	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス USD（毎月分配型）
米ドルコース（年2）	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス USD（年2回決算型）
豪ドルコース（毎月）	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス AUD（毎月分配型）
豪ドルコース（年2）	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス AUD（年2回決算型）
ブラジルリアルコース（毎月）	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス BRL（毎月分配型）
ブラジルリアルコース（年2）	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス BRL（年2回決算型）
南アフリカランドコース（毎月）	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス ZAR（毎月分配型）
南アフリカランドコース（年2）	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス ZAR（年2回決算型）
カナダドルコース（毎月）	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス CAD（毎月分配型）
カナダドルコース（年2）	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス CAD（年2回決算型）
メキシコペソコース（毎月）	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス MXN（毎月分配型）
メキシコペソコース（年2）	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス MXN（年2回決算型）
トルコリラコース（毎月）	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス TRY（毎月分配型）
トルコリラコース（年2）	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス TRY（年2回決算型）
金コース（毎月）	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス GOLD（毎月分配型）
金コース（年2）	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス GOLD（年2回決算型）

### （１）【投資方針】

<基本方針>

#### 「各ファンド（マネーブルファンドを除く）」

この信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

#### 「マネーブルファンド」

この信託は、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

<投資対象>

#### 「各ファンド（金コースおよびマネーブルファンドを除く）」

円建の外国投資信託およびT & Dマネーブルマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### 「金コース」

米ドル建の外国投資信託および円建のマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### 「マネーブルファンド」

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

<投資態度>

**「各ファンド（金コースおよびマネープールファンドを除く）」**

外国投資信託およびマザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、外国投資信託への投資を中心としますが、各受益証券への投資比率には制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向を勘案のうえ決定することを基本とします。通常の状態においては、外国投資信託への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

資金動向や市況動等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

**「金コース」**

外国投資信託およびマザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、外国投資信託への投資を中心としますが、各受益証券への投資比率には制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向を勘案のうえ決定することを基本とします。通常の状態においては、外国投資信託への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。

資金動向や市況動等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

**「マネープールファンド」**

マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の短期公社債等に投資し、利息等収益の確保を目指します。

資金動向や市況動等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

**(2) 【投資対象】**

**「各ファンド（マネープールファンドを除く）」**

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

- (1) 有価証券
- (2) 金銭債権
- (3) 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- (1) 為替手形

委託会社は、信託金を、外国投資信託およびマザーファンドならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

(2) コマーシャル・ペーパー

(3) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前2号の証券または証書の性質を有するもの  
なお、(1)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

委託会社は、信託金を に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形

### 「マネープールファンド」

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

#### a. 次に掲げる特定資産

- (1) 有価証券
- (2) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
- (3) 金銭債権
- (4) 約束手形

#### b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- (1) 為替手形

委託会社は、信託金を、マザーファンドおよび次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (1) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- (2) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- (3) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (4) 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
- (5) コマーシャル・ペーパー
- (6) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
- (7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (8) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (9) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (10) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (11) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (12) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

(13) 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

(14) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

(15) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、(4)の証券または証書および(7)の証券または証書のうち(4)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(1)から(3)の証券ならびに(7)の証券または証書のうち(1)から(3)の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(8)および(9)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

(1) 預金

(2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

(3) コール・ローン

(4) 手形割引市場において売買される手形

(5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの



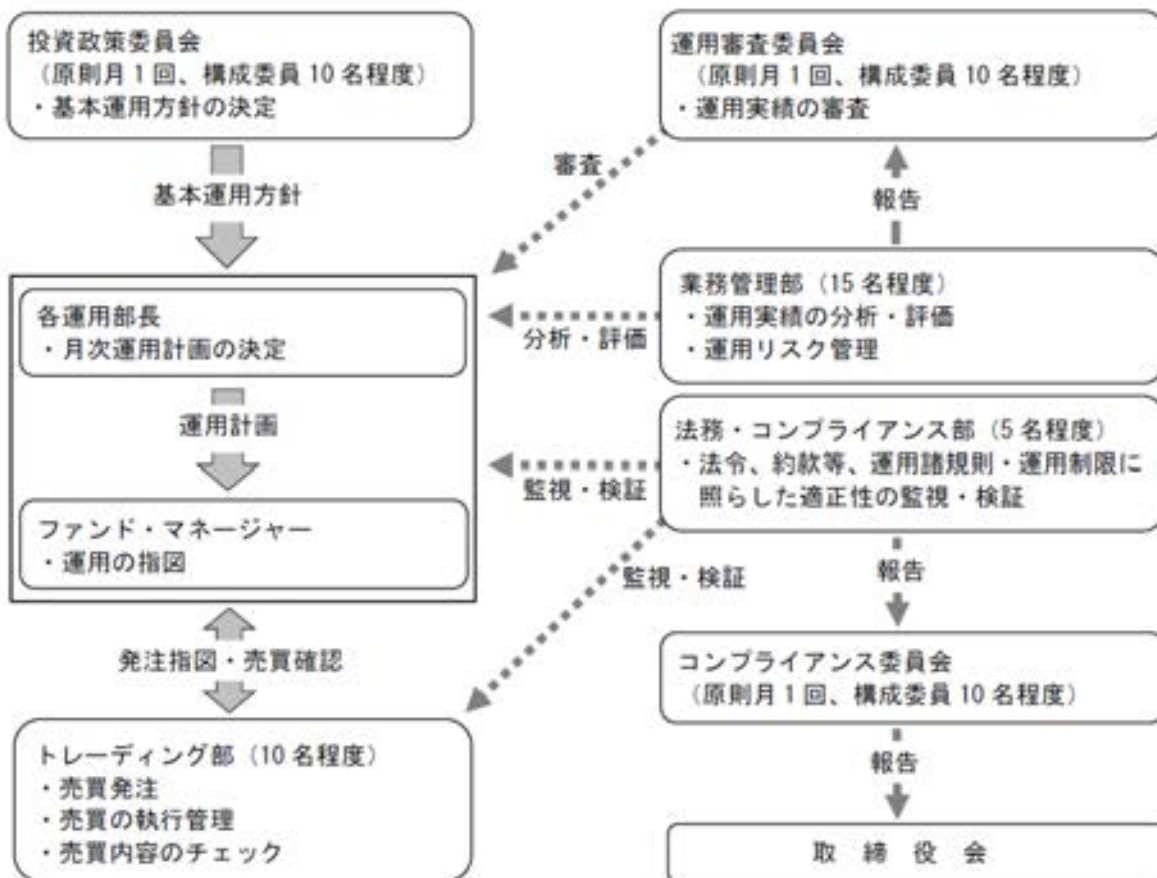
(参考) 投資する投資信託証券の概要

ファンド名	エマージングマーケットデットファンドクラスJPY (毎月分配型) / (年2回決算型) エマージングマーケットデットファンドクラスUSD (毎月分配型) / (年2回決算型) エマージングマーケットデットファンドクラスAUD (毎月分配型) / (年2回決算型) エマージングマーケットデットファンドクラスBRL (毎月分配型) / (年2回決算型) エマージングマーケットデットファンドクラスZAR (毎月分配型) / (年2回決算型) エマージングマーケットデットファンドクラスCAD (毎月分配型) / (年2回決算型) エマージングマーケットデットファンドクラスMXN (毎月分配型) / (年2回決算型) エマージングマーケットデットファンドクラスTRY (毎月分配型) / (年2回決算型) エマージングマーケットデットファンドクラスGOLD (毎月分配型) / (年2回決算型)			
分類	[クラスJPY, USD, AUD, BRL, ZAR, CAD, MXN, TRY] ケイマン籍 / 外国投資信託 / 円建 [クラスGOLD] ケイマン籍 / 外国投資信託 / ミドル建			
設定日	[クラスJPY, AUD, BRL, ZAR] 2009年11月4日 [クラスCAD, MXN, TRY, GOLD] 2011年8月10日 [クラスUSD] 2014年2月7日			
運用基本方針 主な投資対象	ミドル建のエマージング債券を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指します。 各クラスにおいては、外国為替予約取引、為替先物取引等*を活用します。また、クラスGOLDにおいては、金フォワード取引(金先物取引)を活用します。 *NOF取引を行う場合があります。			
投資態度	①通常、米ドル建のエマージング債券に主に投資します。 ②国債等のソブリン債、または政府機関債等の準ソブリン債を主な投資対象とします。 ③エマージング社債への投資については、信託財産の30%程度の範囲内とします。 ④投資対象の信用格付には制限を設けません。 [各クラスの為替ヘッジおよび為替取引] クラス毎に、米ドル建資産に対して、原則として以下の為替ヘッジおよび為替取引を行います。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">                     クラスJPY 米ドル売り / 円買いの為替ヘッジ                      クラスUSD 為替ヘッジは行いません。                      クラスAUD 米ドル売り / 豪ドル買いの為替取引                      クラスBRL 米ドル売り / ブラジルレアル買いの為替取引                      クラスZAR 米ドル売り / 南アフリカランド買いの為替取引                 </td> <td style="width: 50%;">                     クラスCAD 米ドル売り / カナダドル買いの為替取引                      クラスMXN 米ドル売り / メキシコペソ買いの為替取引                      クラスTRY 米ドル売り / トルコリラ買いの為替取引                      クラスGOLD 米ドル売り / 金買いの取引                 </td> </tr> </table> 資金動向や市場動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。		クラスJPY 米ドル売り / 円買いの為替ヘッジ クラスUSD 為替ヘッジは行いません。 クラスAUD 米ドル売り / 豪ドル買いの為替取引 クラスBRL 米ドル売り / ブラジルレアル買いの為替取引 クラスZAR 米ドル売り / 南アフリカランド買いの為替取引	クラスCAD 米ドル売り / カナダドル買いの為替取引 クラスMXN 米ドル売り / メキシコペソ買いの為替取引 クラスTRY 米ドル売り / トルコリラ買いの為替取引 クラスGOLD 米ドル売り / 金買いの取引
クラスJPY 米ドル売り / 円買いの為替ヘッジ クラスUSD 為替ヘッジは行いません。 クラスAUD 米ドル売り / 豪ドル買いの為替取引 クラスBRL 米ドル売り / ブラジルレアル買いの為替取引 クラスZAR 米ドル売り / 南アフリカランド買いの為替取引	クラスCAD 米ドル売り / カナダドル買いの為替取引 クラスMXN 米ドル売り / メキシコペソ買いの為替取引 クラスTRY 米ドル売り / トルコリラ買いの為替取引 クラスGOLD 米ドル売り / 金買いの取引			
主な投資制限	①有価証券の空売りは行いません。 ②現地通貨建てエマージング債券への投資は、信託財産の20%程度の範囲内とします。この場合には、原則として当該現地通貨売り、米ドル買いの為替取引を行います。 ③1発行体(国債 / 政府機関債等を除く)への投資は、信託財産の5%を上限とします。			
決算日	12月31日			
分配方針	毎月分配型：原則として、毎月分配を行います。 年2回決算型：原則として、年2回分配を行います。			
信託報酬等	純資産総額の年0.75%程度。内訳は以下の通りです。 運用報酬: 0.70%程度 管理報酬: 0.05%程度 その他コスト・ディフィー等については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。			
投資顧問会社	T&Dアセットマネジメント株式会社 [エマージング債券の運用およびクラスGOLD以外の各クラスの運用] ユニオンバンク・オブ・カナダ プリヴェーユービーシー エスエー [クラスGOLDにおける金の運用]			
副投資顧問会社	キャピタル・インターナショナル・インク [エマージング債券の運用]			
ファンド名	T&Dマネーパブルマザーファンド			
分類	親投資信託			
設定日	2005年2月28日			
運用基本方針	安定した収益の確保を目指して運用を行います。			
主な投資対象	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。			
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。			
分配方針	分配は行いません。			
決算日	6月、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)			
委託会社	T&Dアセットマネジメント株式会社			

各概要は2023年11月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受取っています。

委託会社の運用体制等は2023年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

毎月分配型は年12回、年2回決算型は年2回、毎決算時（原則として毎月分配型は毎月10日、年2回決算型は5月、11月の各10日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

##### 「毎月分配型」

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益等の全額とします。

分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益を中心に安定分配\*を行うことを目指します。ただし、基準価額水準等によっては、売買益（評価益を含みます。）が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。また、5月および11月の決算時（金コースについては、2月、5月、8月および11月の決算時）には、基準価額水準を勘案し、上記安定分配相当額その他、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、必ず分配を行うものではありません。

\* 「原則として、利子・配当等収益を中心に安定分配を行う」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額水準、運用状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

##### 「年2回決算型」

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益等の全額とします。

分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払およびその金額について示唆・保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

## (5) 【投資制限】

### 「各ファンド（金コースおよびマネープールファンドを除く）」

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。

株式への直接投資は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## 「金コース」

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。

株式への直接投資は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## 「マネーブルファンド」

株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- a . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- a . 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- b . 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- c . 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。

(1) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(2) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b . 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c . 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。

a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b . 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

c . 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d . 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### 3【投資リスク】

#### (1) 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

#### 「各ファンド(マネーブルファンドを除く)」

##### 債券価格変動リスク

債券(公社債)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。特にファンドが実質的に投資を行うエマージング債券等の信用格付の低い債券については、信用格付の高い債券に比べ価格が大きく下落する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行等が生じるリスクが高いと想定されます。

##### カントリーリスク

ファンドが実質的に投資を行うエマージング債券については、投資対象国の金融商品取引所や証券市場、会計基準および法制度等が、先進国と異なることがあります。また、政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性があります。

##### 為替変動リスク

・円コースは、投資対象である外国投資信託の組入資産(米ドル建)に対して、金コースは、投資対象である米ドル建の外国投資信託に対して原則として対円での為替ヘッジを行い為替リスクの低減を図ります。なお、米ドルの為替変動の影響を完全に排除することはできませんので、米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

・米ドルコースは、投資対象である外国投資信託の組入資産(米ドル建)に対して、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、米ドルの対円での為替変動の影響を大きく受けます。

・上記以外の各コースは、投資対象である外国投資信託の組入資産(米ドル建)に対して、原則として各コースの通貨での為替取引(米ドル売り/各投資対象通貨買い)を行いますので、各コースの通貨の為替変動の影響を大きく受けます。なお、米ドルの為替変動の影響を完全に排除することはできませんので、米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

米ドルコースを除く各コースの通貨(金コースにおいては円)の金利が米ドルの金利より低い場合、その金利差相当分の為替ヘッジまたは為替取引によるコストがかかることにご留意ください。

#### 「金コース」

##### 金価格変動リスク

金の価格は、金の需給関係や為替、金利の変動、政治・経済情勢等に基づき変動します。金コースは、投資対象である外国投資信託の組入資産(米ドル建)について、原則として米ドルベースの金取引を行いますので、金価格の影響を大きく受けます。また、米ドルの金利相当分の金取引によるコストがかかることにご留意ください。



## 「マネープールファンド」

### 債券価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

## （２）その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

大量の解約・換金申込を受け付け短期間で解約資金を準備する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

有価証券への投資や為替取引等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手先の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

### 為替取引に関する留意点

ファンドにおける為替取引は、主に為替予約取引を活用しますが、通貨取引に対する規制等の理由から、当該通貨での為替予約取引を行うことが難しい一部の新興国通貨については、直物為替先渡取引（NDF取引）を活用します。NDF取引を用いた為替取引では、通常の為替予約取引と比べ、為替市場、金利市場の影響により、NDFの取引価格から想定される金利（NDF想定金利）が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。その場合、為替取引によるプレミアムの減少や為替取引によるコストの発生により、ファンドのパフォーマンスに影響を与える場合があります。

### NDF（ノン・デリバブル・フォワード）取引とは

- ・投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行う取引をいいます。
- ・新興国通貨等への取引ニーズの高まりと共に、NDF取引が活用されるようになりました。

### (3) リスクの管理体制

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

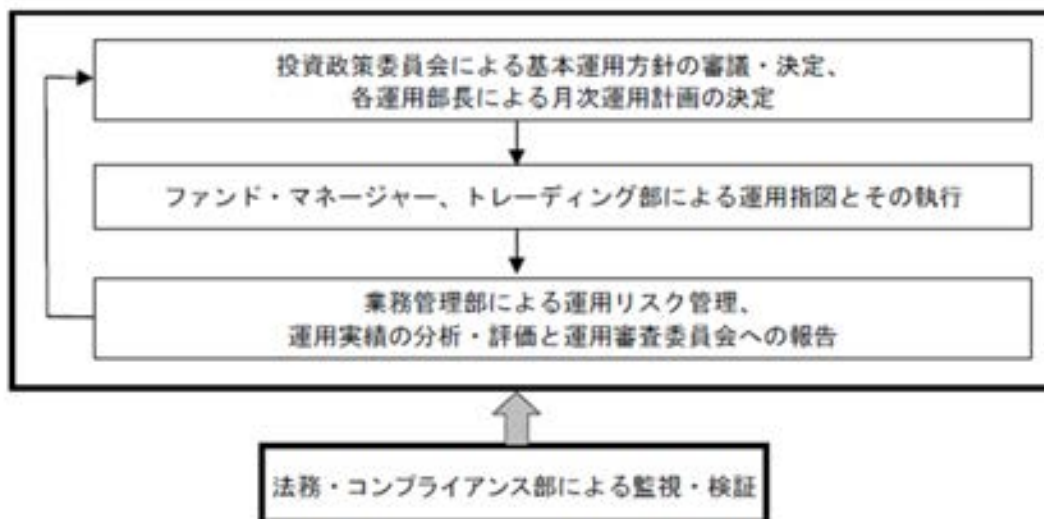
また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

なお、流動性リスク管理について社内規程を制定し、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、定期的にはリスク管理委員会および取締役会への報告を行います。

委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっております。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次に行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

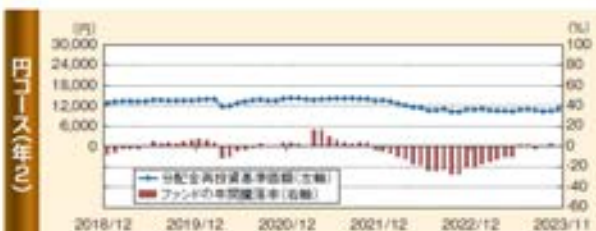


リスクの管理体制は2023年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 代表的な資産クラスとの騰落率の比較

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2018年12月～2023年11月)



### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2018年12月～2023年11月)



(2018年12月～2023年11月)

(2018年12月～2023年11月)

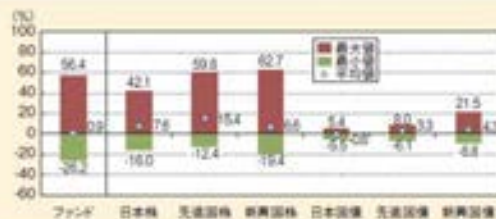
グローバルハイブリッドコース(年1)



グローバルハイブリッドコース(年2)



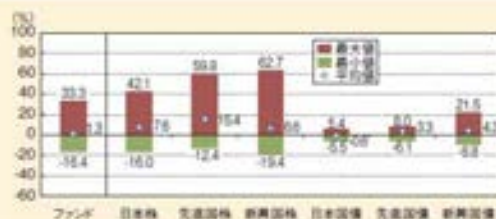
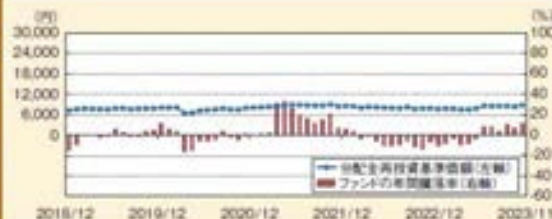
グローバルハイブリッドコース(年3)



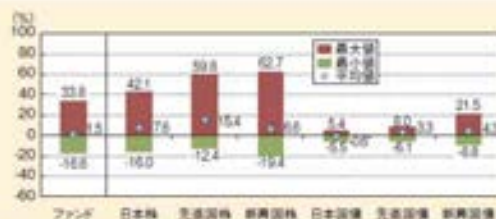
グローバルハイブリッドコース(年4)



カナダドルコース(年1)



カナダドルコース(年2)

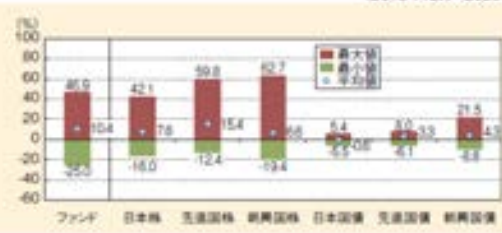


(2018年12月～2023年11月)

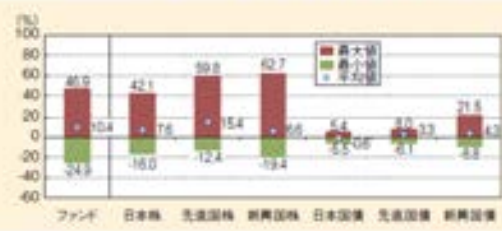
メキシコ「ヘン」コース(毎月)



(2018年12月～2023年11月)



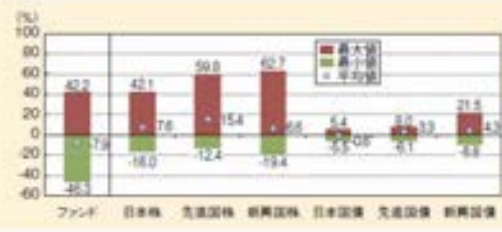
メキシコ「ヘン」コース(年々)



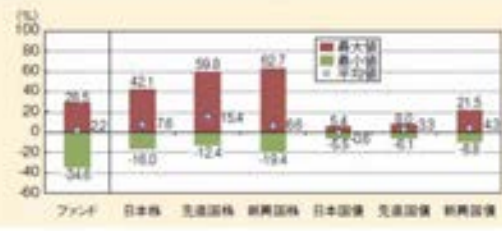
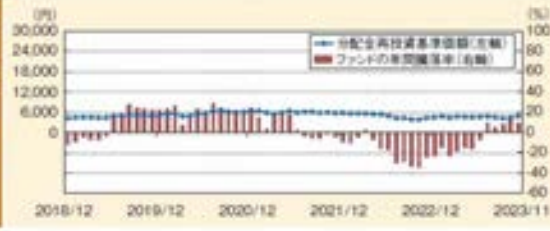
トルコ「ラ」コース(毎月)



トルコ「ラ」コース(年々)



金コース(毎月)



金コース(年々)





(注) ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

- ※左のグラフの分配金再投資基準価額は、2018年12月末の基準価額を起点に指数化したものです。
- ※右のグラフは、2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における最近1年間騰落率の平均最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ※上記の騰落率は2023年11月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

### ○各資産クラスの指数

- 日本株 —— 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株 —— MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 —— MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 —— NOMURA-BPI国債
- 先進国債 —— FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 —— JPMオルガンGBI-EMグローバルレディバースファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。  
 ※詳細は「指数に関して」をご参照ください。

### ●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

#### 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、株式会社JPMリサーチが算出する株価指数で、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケットベンチマークです。TOPIXに関する一切の知的財産権その他の権利は株式会社JPMリサーチに帰属します。

#### MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイインデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。

#### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、対象インデックスを用いて行われるT&Dアセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

#### FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

#### JPMオルガンGBI-EMグローバルレディバースファイド(円ベース)

JPMオルガンGBI-EMグローバルレディバースファイドは、JPMオルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJPMオルガン社に帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

3.3%（税抜3.0%）を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。また、マネープールファンドへのスイッチングには、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、ファンドの商品および関連する投資環境の説明ならびに情報提供、販売にかかる事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### (2)【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

ただし、各ファンド（マネープールファンドを除く）の換金の際には、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額\*としてご負担いただきます。

\*「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰入れられます。

### (3)【信託報酬等】

「各ファンド（マネープールファンドを除く）」

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.968%（税抜0.88%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率] (年率・税抜)

支払先	信託報酬率	対価の内容
委託会社	0.35%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.5%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.03%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他、外国投資信託の信託報酬等として、各外国投資信託の純資産総額の年0.75%程度を信託財産中から支弁します。したがって、実質的な信託報酬等の水準は、信託財産の純資産総額の年1.718%（税抜1.63%）程度となります。

外国投資信託の信託報酬等は、外国投資信託の運用の対価、運用財産の管理等の対価です。

## 「マネープールファンド」

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額の年0.605%（税抜0.55%）を上限として、金利水準によって変動します。

前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた次に掲げる率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、次に掲げる率として見直す場合があります。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率] (年率)

コールレート		0.4%未満	0.4%以上0.65%未満	0.65%以上
信託報酬率		0.165%以内 (税抜0.15%以内)	0.33% (税抜0.3%)	0.605% (税抜0.55%)
配分 (税抜)	委託会社	0.065%以内	0.13%	0.22%
	販売会社	0.07%以内	0.14%	0.28%
	受託会社	0.015%以内	0.03%	0.05%

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

[信託報酬等の対価の内容]

委託会社：委託した資金の運用等の対価

販売会社：購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価

受託会社：運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

## (4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料、組入資産の保管等に要する費用等は、信託財産中から支弁します。また、組入外国投資信託においても、証券取引・オプション取引等に伴う手数料、その他ファンドの運営に必要な各種費用等がかかります。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。



## (5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。ファンドについては、NISAの適用対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続投資コースの両コースで購入する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いについては、2023年11月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【エマージング債券投信（円コース）毎月分配型】

#### （1）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年11月30日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	701	97.77
親投資信託受益証券	日本	5	0.76
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	11	1.47
合計（純資産総額）	-	717	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

#### （2）【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2023年11月30日現在）

	国/地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス JPY（毎月分配型）	169,473.56	4,028.610 682,743,048	4,134.471 700,683,519	97.77
2	日本	親投資信託受益証券	T & Dマネープールマザーファンド	5,339,572	1.0135 5,411,656	1.0134 5,411,122	0.76

（注）1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2023年11月30日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.77
親投資信託受益証券	0.76
合計	98.53

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第9期 特定期間 (2014年5月12日現在)	6,527	6,743	0.9628	0.9928
第10期 特定期間 (2014年11月10日現在)	5,447	5,633	0.9386	0.9686
第11期 特定期間 (2015年5月11日現在)	4,757	4,921	0.9201	0.9501
第12期 特定期間 (2015年11月10日現在)	3,906	4,049	0.8515	0.8815
第13期 特定期間 (2016年5月10日現在)	3,302	3,427	0.8426	0.8726
第14期 特定期間 (2016年11月10日現在)	3,244	3,360	0.8601	0.8901
第15期 特定期間 (2017年5月10日現在)	3,224	3,323	0.8503	0.8783
第16期 特定期間 (2017年11月10日現在)	3,079	3,172	0.8396	0.8636
第17期 特定期間 (2018年5月10日現在)	2,839	2,927	0.7763	0.8003
第18期 特定期間 (2018年11月12日現在)	2,224	2,287	0.7407	0.7597
第19期 特定期間 (2019年5月10日現在)	2,085	2,137	0.7466	0.7646
第20期 特定期間 (2019年11月11日現在)	2,109	2,159	0.7413	0.7593
第21期 特定期間 (2020年5月11日現在)	1,860	1,911	0.6550	0.6730
第22期 特定期間 (2020年11月10日現在)	1,857	1,905	0.7235	0.7415
第23期 特定期間 (2021年5月10日現在)	1,674	1,717	0.7105	0.7285
第24期 特定期間 (2021年11月10日現在)	1,451	1,490	0.6917	0.7097
第25期 特定期間 (2022年5月10日現在)	1,063	1,099	0.5419	0.5599
第26期 特定期間 (2022年11月10日現在)	870	903	0.4797	0.4977

第27期 特定期間 (2023年5月10日現在)	814	833	0.4739	0.4844
第28期 特定期間 (2023年11月10日現在)	707	713	0.4773	0.4813
2022年11月末日	916	-	0.5044	-
2022年12月末日	894	-	0.4999	-
2023年1月末日	907	-	0.5074	-
2023年2月末日	873	-	0.4889	-
2023年3月末日	858	-	0.4825	-
2023年4月末日	828	-	0.4763	-
2023年5月末日	779	-	0.4704	-
2023年6月末日	791	-	0.4890	-
2023年7月末日	771	-	0.4932	-
2023年8月末日	749	-	0.4834	-
2023年9月末日	716	-	0.4669	-
2023年10月末日	696	-	0.4698	-
2023年11月末日	717	-	0.4893	-

(注) 分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

#### 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第9期 特定期間(2013年11月12日～2014年5月12日)	0.0300
第10期 特定期間(2014年5月13日～2014年11月10日)	0.0300
第11期 特定期間(2014年11月11日～2015年5月11日)	0.0300
第12期 特定期間(2015年5月12日～2015年11月10日)	0.0300
第13期 特定期間(2015年11月11日～2016年5月10日)	0.0300
第14期 特定期間(2016年5月11日～2016年11月10日)	0.0300
第15期 特定期間(2016年11月11日～2017年5月10日)	0.0280
第16期 特定期間(2017年5月11日～2017年11月10日)	0.0240
第17期 特定期間(2017年11月11日～2018年5月10日)	0.0240
第18期 特定期間(2018年5月11日～2018年11月12日)	0.0190
第19期 特定期間(2018年11月13日～2019年5月10日)	0.0180
第20期 特定期間(2019年5月11日～2019年11月11日)	0.0180
第21期 特定期間(2019年11月12日～2020年5月11日)	0.0180
第22期 特定期間(2020年5月12日～2020年11月10日)	0.0180
第23期 特定期間(2020年11月11日～2021年5月10日)	0.0180
第24期 特定期間(2021年5月11日～2021年11月10日)	0.0180
第25期 特定期間(2021年11月11日～2022年5月10日)	0.0180
第26期 特定期間(2022年5月11日～2022年11月10日)	0.0180
第27期 特定期間(2022年11月11日～2023年5月10日)	0.0105
第28期 特定期間(2023年5月11日～2023年11月10日)	0.0040

【収益率の推移】

	収益率 (%)
第9期 特定期間 (2013年11月12日 ~ 2014年5月12日)	5.56
第10期 特定期間 (2014年5月13日 ~ 2014年11月10日)	0.60
第11期 特定期間 (2014年11月11日 ~ 2015年5月11日)	1.23
第12期 特定期間 (2015年5月12日 ~ 2015年11月10日)	4.20
第13期 特定期間 (2015年11月11日 ~ 2016年5月10日)	2.48
第14期 特定期間 (2016年5月11日 ~ 2016年11月10日)	5.64
第15期 特定期間 (2016年11月11日 ~ 2017年5月10日)	2.12
第16期 特定期間 (2017年5月11日 ~ 2017年11月10日)	1.56
第17期 特定期間 (2017年11月11日 ~ 2018年5月10日)	4.68
第18期 特定期間 (2018年5月11日 ~ 2018年11月12日)	2.14
第19期 特定期間 (2018年11月13日 ~ 2019年5月10日)	3.23
第20期 特定期間 (2019年5月11日 ~ 2019年11月11日)	1.70
第21期 特定期間 (2019年11月12日 ~ 2020年5月11日)	9.21
第22期 特定期間 (2020年5月12日 ~ 2020年11月10日)	13.21
第23期 特定期間 (2020年11月11日 ~ 2021年5月10日)	0.69
第24期 特定期間 (2021年5月11日 ~ 2021年11月10日)	0.11
第25期 特定期間 (2021年11月11日 ~ 2022年5月10日)	19.05
第26期 特定期間 (2022年5月11日 ~ 2022年11月10日)	8.16
第27期 特定期間 (2022年11月11日 ~ 2023年5月10日)	0.98
第28期 特定期間 (2023年5月11日 ~ 2023年11月10日)	1.56

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第9期 特定期間（2013年11月12日～2014年5月12日）	412,438,475	1,380,902,505
第10期 特定期間（2014年5月13日～2014年11月10日）	108,133,814	1,083,808,430
第11期 特定期間（2014年11月11日～2015年5月11日）	50,608,441	684,931,982
第12期 特定期間（2015年5月12日～2015年11月10日）	174,453,888	756,674,581
第13期 特定期間（2015年11月11日～2016年5月10日）	136,030,316	804,854,350
第14期 特定期間（2016年5月11日～2016年11月10日）	538,417,534	685,619,925
第15期 特定期間（2016年11月11日～2017年5月10日）	703,802,499	683,975,364
第16期 特定期間（2017年5月11日～2017年11月10日）	601,685,384	726,405,286
第17期 特定期間（2017年11月11日～2018年5月10日）	586,477,397	595,887,085
第18期 特定期間（2018年5月11日～2018年11月12日）	18,677,259	673,558,268
第19期 特定期間（2018年11月13日～2019年5月10日）	78,444,621	288,728,309
第20期 特定期間（2019年5月11日～2019年11月11日）	473,426,728	420,373,503
第21期 特定期間（2019年11月12日～2020年5月11日）	214,213,506	219,732,283
第22期 特定期間（2020年5月12日～2020年11月10日）	182,111,399	455,024,421
第23期 特定期間（2020年11月11日～2021年5月10日）	41,978,761	253,038,725
第24期 特定期間（2021年5月11日～2021年11月10日）	17,842,401	275,996,517
第25期 特定期間（2021年11月11日～2022年5月10日）	16,573,103	151,930,591
第26期 特定期間（2022年5月11日～2022年11月10日）	84,584,026	233,675,048
第27期 特定期間（2022年11月11日～2023年5月10日）	17,875,040	112,302,736
第28期 特定期間（2023年5月11日～2023年11月10日）	15,183,358	253,583,263

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【エマージング債券投信（円コース）年2回決算型】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年11月30日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	262	96.95
親投資信託受益証券	日本	2	0.65
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	7	2.40
合計（純資産総額）	-	271	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2023年11月30日現在）

	国/地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	エマージング・マーケット・デ ット・ファンド・クラス JPY(年 2回決算型)	24,569.70	10,409.720 255,762,820	10,683.587 262,492,527	96.95
2	日本	親投資信託 受益証券	T & Dマネープール マザーファンド	1,731,068	1.0135 1,754,437	1.0134 1,754,264	0.65

（注）1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2023年11月30日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	96.95
親投資信託受益証券	0.65
合計	97.60

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。



【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第9期 計算期間 (2014年5月12日現在)	971	971	1.2807	1.2817
第10期 計算期間 (2014年11月10日現在)	600	600	1.2895	1.2905
第11期 計算期間 (2015年5月11日現在)	538	538	1.3021	1.3031
第12期 計算期間 (2015年11月10日現在)	490	490	1.2465	1.2475
第13期 計算期間 (2016年5月10日現在)	558	558	1.2712	1.2722
第14期 計算期間 (2016年11月10日現在)	634	634	1.3452	1.3462
第15期 計算期間 (2017年5月10日現在)	787	787	1.3709	1.3719
第16期 計算期間 (2017年11月10日現在)	910	910	1.3920	1.3930
第17期 計算期間 (2018年5月10日現在)	625	626	1.3250	1.3260
第18期 計算期間 (2018年11月12日現在)	554	554	1.2950	1.2960
第19期 計算期間 (2019年5月10日現在)	660	660	1.3344	1.3354
第20期 計算期間 (2019年11月11日現在)	778	779	1.3555	1.3565
第21期 計算期間 (2020年5月11日現在)	586	586	1.2272	1.2282
第22期 計算期間 (2020年11月10日現在)	559	559	1.3910	1.3920
第23期 計算期間 (2021年5月10日現在)	457	457	1.4014	1.4024
第24期 計算期間 (2021年11月10日現在)	439	439	1.3987	1.3997
第25期 計算期間 (2022年5月10日現在)	344	345	1.1281	1.1291
第26期 計算期間 (2022年11月10日現在)	328	329	1.0326	1.0336
2022年11月末日	345	-	1.0855	-
2022年12月末日	302	-	1.0829	-

2023年1月末日	307	-	1.1028	-
2023年2月末日	293	-	1.0653	-
2023年3月末日	290	-	1.0547	-
2023年4月末日	287	-	1.0441	-
第27期 計算期間 (2023年5月10日現在)	284	284	1.0419	1.0429
2023年5月末日	282	-	1.0342	-
2023年6月末日	285	-	1.0795	-
2023年7月末日	285	-	1.0904	-
2023年8月末日	279	-	1.0704	-
2023年9月末日	265	-	1.0355	-
2023年10月末日	259	-	1.0434	-
第28期 計算期間 (2023年11月10日現在)	263	264	1.0603	1.0613
2023年11月末日	271	-	1.0868	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第9期 計算期間(2014年5月12日)	0.0010
第10期 計算期間(2014年11月10日)	0.0010
第11期 計算期間(2015年5月11日)	0.0010
第12期 計算期間(2015年11月10日)	0.0010
第13期 計算期間(2016年5月10日)	0.0010
第14期 計算期間(2016年11月10日)	0.0010
第15期 計算期間(2017年5月10日)	0.0010
第16期 計算期間(2017年11月10日)	0.0010
第17期 計算期間(2018年5月10日)	0.0010
第18期 計算期間(2018年11月12日)	0.0010
第19期 計算期間(2019年5月10日)	0.0010
第20期 計算期間(2019年11月11日)	0.0010
第21期 計算期間(2020年5月11日)	0.0010
第22期 計算期間(2020年11月10日)	0.0010
第23期 計算期間(2021年5月10日)	0.0010
第24期 計算期間(2021年11月10日)	0.0010
第25期 計算期間(2022年5月10日)	0.0010
第26期 計算期間(2022年11月10日)	0.0010
第27期 計算期間(2023年5月10日)	0.0010
第28期 計算期間(2023年11月10日)	0.0010

【収益率の推移】

	収益率 (%)
第9期 計算期間 (2013年11月12日 ~ 2014年5月12日)	5.67
第10期 計算期間 (2014年5月13日 ~ 2014年11月10日)	0.77
第11期 計算期間 (2014年11月11日 ~ 2015年5月11日)	1.05
第12期 計算期間 (2015年5月12日 ~ 2015年11月10日)	4.19
第13期 計算期間 (2015年11月11日 ~ 2016年5月10日)	2.06
第14期 計算期間 (2016年5月11日 ~ 2016年11月10日)	5.90
第15期 計算期間 (2016年11月11日 ~ 2017年5月10日)	1.98
第16期 計算期間 (2017年5月11日 ~ 2017年11月10日)	1.61
第17期 計算期間 (2017年11月11日 ~ 2018年5月10日)	4.74
第18期 計算期間 (2018年5月11日 ~ 2018年11月12日)	2.19
第19期 計算期間 (2018年11月13日 ~ 2019年5月10日)	3.12
第20期 計算期間 (2019年5月11日 ~ 2019年11月11日)	1.66
第21期 計算期間 (2019年11月12日 ~ 2020年5月11日)	9.39
第22期 計算期間 (2020年5月12日 ~ 2020年11月10日)	13.43
第23期 計算期間 (2020年11月11日 ~ 2021年5月10日)	0.82
第24期 計算期間 (2021年5月11日 ~ 2021年11月10日)	0.12
第25期 計算期間 (2021年11月11日 ~ 2022年5月10日)	19.28
第26期 計算期間 (2022年5月11日 ~ 2022年11月10日)	8.38
第27期 計算期間 (2022年11月11日 ~ 2023年5月10日)	1.00
第28期 計算期間 (2023年5月11日 ~ 2023年11月10日)	1.86

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第9期 計算期間(2013年11月12日～2014年5月12日)	8,838,483	150,723,745
第10期 計算期間(2014年5月13日～2014年11月10日)	13,917,851	306,683,724
第11期 計算期間(2014年11月11日～2015年5月11日)	23,454,737	75,405,007
第12期 計算期間(2015年5月12日～2015年11月10日)	3,772,771	23,754,427
第13期 計算期間(2015年11月11日～2016年5月10日)	62,507,124	16,895,944
第14期 計算期間(2016年5月11日～2016年11月10日)	158,389,646	126,090,471
第15期 計算期間(2016年11月11日～2017年5月10日)	168,951,299	66,266,632
第16期 計算期間(2017年5月11日～2017年11月10日)	143,990,469	64,202,680
第17期 計算期間(2017年11月11日～2018年5月10日)	22,441,259	204,127,135
第18期 計算期間(2018年5月11日～2018年11月12日)	2,167,883	46,204,140
第19期 計算期間(2018年11月13日～2019年5月10日)	92,912,823	26,157,329
第20期 計算期間(2019年5月11日～2019年11月11日)	152,517,071	72,973,185
第21期 計算期間(2019年11月12日～2020年5月11日)	5,361,529	102,010,477
第22期 計算期間(2020年5月12日～2020年11月10日)	489,389	76,266,747
第23期 計算期間(2020年11月11日～2021年5月10日)	47,113,089	122,582,899
第24期 計算期間(2021年5月11日～2021年11月10日)	10,546,759	23,002,303
第25期 計算期間(2021年11月11日～2022年5月10日)	1,296,969	9,703,425
第26期 計算期間(2022年5月11日～2022年11月10日)	76,629,304	64,159,545
第27期 計算期間(2022年11月11日～2023年5月10日)	372,533	45,422,085
第28期 計算期間(2023年5月11日～2023年11月10日)	344,378	24,841,494

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型】

(1) 【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(2023年11月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	688	95.00
親投資信託受益証券	日本	7	0.96
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	29	4.04
合計(純資産総額)	-	724	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄(全銘柄)

(2023年11月30日現在)

	国/地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	エマージング・マーケット・デ ット・ファンド・クラス USD(毎 月分配型)	109,900.20	6,230.240 684,704,622	6,259.411 687,910,520	95.00
2	日本	親投資信託 受益証券	T & Dマネープール マザーファンド	6,884,550	1.0135 6,977,491	1.0134 6,976,802	0.96

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(2023年11月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	95.00
親投資信託受益証券	0.96
合計	95.96

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び各特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第1期 特定期間 (2014年5月12日現在)	92	93	1.0284	1.0434
第2期 特定期間 (2014年11月10日現在)	852	873	1.1277	1.1627
第3期 特定期間 (2015年5月11日現在)	1,120	1,151	1.1526	1.1876
第4期 特定期間 (2015年11月10日現在)	796	824	1.1007	1.1357
第5期 特定期間 (2016年5月10日現在)	658	679	0.9690	0.9990
第6期 特定期間 (2016年11月10日現在)	661	681	0.9640	0.9940
第7期 特定期間 (2017年5月10日現在)	752	776	1.0463	1.0813
第8期 特定期間 (2017年11月10日現在)	1,205	1,244	1.0325	1.0675
第9期 特定期間 (2018年5月10日現在)	1,340	1,381	0.9305	0.9605
第10期 特定期間 (2018年11月12日現在)	1,010	1,048	0.9278	0.9578
第11期 特定期間 (2019年5月10日現在)	1,347	1,384	0.9086	0.9386
第12期 特定期間 (2019年11月11日現在)	1,804	1,860	0.9027	0.9327
第13期 特定期間 (2020年5月11日現在)	1,281	1,332	0.7839	0.8139
第14期 特定期間 (2020年11月10日現在)	1,254	1,298	0.8498	0.8798
第15期 特定期間 (2021年5月10日現在)	1,085	1,124	0.8539	0.8839
第16期 特定期間 (2021年11月10日現在)	973	1,008	0.8576	0.8876
第17期 特定期間 (2022年5月10日現在)	848	882	0.7685	0.7985
第18期 特定期間 (2022年11月10日現在)	863	896	0.7667	0.7967

第19期 特定期間 (2023年5月10日現在)	765	798	0.7085	0.7385
第20期 特定期間 (2023年11月10日現在)	777	800	0.8018	0.8243
2022年11月末日	845	-	0.7670	-
2022年12月末日	797	-	0.7372	-
2023年1月末日	785	-	0.7337	-
2023年2月末日	824	-	0.7367	-
2023年3月末日	782	-	0.7101	-
2023年4月末日	765	-	0.7087	-
2023年5月末日	775	-	0.7292	-
2023年6月末日	822	-	0.7835	-
2023年7月末日	783	-	0.7693	-
2023年8月末日	796	-	0.7838	-
2023年9月末日	790	-	0.7764	-
2023年10月末日	767	-	0.7836	-
2023年11月末日	724	-	0.8051	-

(注) 分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

#### 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期 特定期間(2014年2月7日～2014年5月12日)	0.0150
第2期 特定期間(2014年5月13日～2014年11月10日)	0.0350
第3期 特定期間(2014年11月11日～2015年5月11日)	0.0350
第4期 特定期間(2015年5月12日～2015年11月10日)	0.0350
第5期 特定期間(2015年11月11日～2016年5月10日)	0.0300
第6期 特定期間(2016年5月11日～2016年11月10日)	0.0300
第7期 特定期間(2016年11月11日～2017年5月10日)	0.0350
第8期 特定期間(2017年5月11日～2017年11月10日)	0.0350
第9期 特定期間(2017年11月11日～2018年5月10日)	0.0300
第10期 特定期間(2018年5月11日～2018年11月12日)	0.0300
第11期 特定期間(2018年11月13日～2019年5月10日)	0.0300
第12期 特定期間(2019年5月11日～2019年11月11日)	0.0300
第13期 特定期間(2019年11月12日～2020年5月11日)	0.0300
第14期 特定期間(2020年5月12日～2020年11月10日)	0.0300
第15期 特定期間(2020年11月11日～2021年5月10日)	0.0300
第16期 特定期間(2021年5月11日～2021年11月10日)	0.0300
第17期 特定期間(2021年11月11日～2022年5月10日)	0.0300
第18期 特定期間(2022年5月11日～2022年11月10日)	0.0300
第19期 特定期間(2022年11月11日～2023年5月10日)	0.0300
第20期 特定期間(2023年5月11日～2023年11月10日)	0.0225

【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1期 特定期間 (2014年2月7日 ~ 2014年5月12日)	4.34
第2期 特定期間 (2014年5月13日 ~ 2014年11月10日)	13.06
第3期 特定期間 (2014年11月11日 ~ 2015年5月11日)	5.31
第4期 特定期間 (2015年5月12日 ~ 2015年11月10日)	1.47
第5期 特定期間 (2015年11月11日 ~ 2016年5月10日)	9.24
第6期 特定期間 (2016年5月11日 ~ 2016年11月10日)	2.58
第7期 特定期間 (2016年11月11日 ~ 2017年5月10日)	12.17
第8期 特定期間 (2017年5月11日 ~ 2017年11月10日)	2.03
第9期 特定期間 (2017年11月11日 ~ 2018年5月10日)	6.97
第10期 特定期間 (2018年5月11日 ~ 2018年11月12日)	2.93
第11期 特定期間 (2018年11月13日 ~ 2019年5月10日)	1.16
第12期 特定期間 (2019年5月11日 ~ 2019年11月11日)	2.65
第13期 特定期間 (2019年11月12日 ~ 2020年5月11日)	9.84
第14期 特定期間 (2020年5月12日 ~ 2020年11月10日)	12.23
第15期 特定期間 (2020年11月11日 ~ 2021年5月10日)	4.01
第16期 特定期間 (2021年5月11日 ~ 2021年11月10日)	3.95
第17期 特定期間 (2021年11月11日 ~ 2022年5月10日)	6.89
第18期 特定期間 (2022年5月11日 ~ 2022年11月10日)	3.67
第19期 特定期間 (2022年11月11日 ~ 2023年5月10日)	3.68
第20期 特定期間 (2023年5月11日 ~ 2023年11月10日)	16.34

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期特定期間においては、前期末基準価額(1万口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)



(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 特定期間（2014年2月7日～2014年5月12日）	89,431,803	47
第2期 特定期間（2014年5月13日～2014年11月10日）	668,467,389	2,572,739
第3期 特定期間（2014年11月11日～2015年5月11日）	250,858,161	34,781,646
第4期 特定期間（2015年5月12日～2015年11月10日）	104,592,990	353,214,626
第5期 特定期間（2015年11月11日～2016年5月10日）	118,281,007	162,029,088
第6期 特定期間（2016年5月11日～2016年11月10日）	96,714,898	89,865,884
第7期 特定期間（2016年11月11日～2017年5月10日）	143,665,868	110,839,602
第8期 特定期間（2017年5月11日～2017年11月10日）	572,683,824	124,701,618
第9期 特定期間（2017年11月11日～2018年5月10日）	383,251,663	110,333,863
第10期 特定期間（2018年5月11日～2018年11月12日）	995,157,921	1,345,844,598
第11期 特定期間（2018年11月13日～2019年5月10日）	541,799,229	147,957,894
第12期 特定期間（2019年5月11日～2019年11月11日）	704,255,265	189,093,142
第13期 特定期間（2019年11月12日～2020年5月11日）	264,272,232	627,803,389
第14期 特定期間（2020年5月12日～2020年11月10日）	221,256,458	380,125,295
第15期 特定期間（2020年11月11日～2021年5月10日）	73,024,759	278,504,197
第16期 特定期間（2021年5月11日～2021年11月10日）	13,421,792	148,862,261
第17期 特定期間（2021年11月11日～2022年5月10日）	95,302,705	125,938,179
第18期 特定期間（2022年5月11日～2022年11月10日）	124,527,986	103,082,044
第19期 特定期間（2022年11月11日～2023年5月10日）	90,134,831	135,680,993
第20期 特定期間（2023年5月11日～2023年11月10日）	16,103,861	127,279,490

(注) 1 第1期特定期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年11月30日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	335	96.58
親投資信託受益証券	日本	1	0.42
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	11	3.00
合計（純資産総額）	-	347	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2023年11月30日現在）

	国/地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	エマージング・マーケット・デ ット・ファンド・クラス USD(年 2回決算型)	23,175.37	14,396.100 333,634,944	14,463.425 335,195,225	96.58
2	日本	親投資信託 受益証券	T & Dマネープール マザーファンド	1,424,313	1.0135 1,443,541	1.0134 1,443,398	0.42

（注）1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2023年11月30日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	96.58
親投資信託受益証券	0.42
合計	97.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第1期 計算期間 (2014年5月12日現在)	101	101	1.0434	1.0444
第2期 計算期間 (2014年11月10日現在)	215	215	1.1815	1.1825
第3期 計算期間 (2015年5月11日現在)	228	228	1.2450	1.2460
第4期 計算期間 (2015年11月10日現在)	197	197	1.2263	1.2273
第5期 計算期間 (2016年5月10日現在)	141	141	1.1103	1.1113
第6期 計算期間 (2016年11月10日現在)	175	175	1.1367	1.1377
第7期 計算期間 (2017年5月10日現在)	220	221	1.2743	1.2753
第8期 計算期間 (2017年11月10日現在)	243	243	1.3000	1.3010
第9期 計算期間 (2018年5月10日現在)	231	231	1.2072	1.2082
第10期 計算期間 (2018年11月12日現在)	197	197	1.2386	1.2396
第11期 計算期間 (2019年5月10日現在)	244	245	1.2515	1.2525
第12期 計算期間 (2019年11月11日現在)	362	362	1.2826	1.2836
第13期 計算期間 (2020年5月11日現在)	208	208	1.1514	1.1524
第14期 計算期間 (2020年11月10日現在)	300	300	1.2918	1.2928
第15期 計算期間 (2021年5月10日現在)	275	275	1.3422	1.3432
第16期 計算期間 (2021年11月10日現在)	296	296	1.3934	1.3944
第17期 計算期間 (2022年5月10日現在)	272	272	1.2978	1.2988
第18期 計算期間 (2022年11月10日現在)	265	265	1.3450	1.3460
2022年11月末日	265	-	1.3454	-

2022年12月末日	271	-	1.3024	-
2023年1月末日	263	-	1.3063	-
2023年2月末日	266	-	1.3206	-
2023年3月末日	259	-	1.2815	-
2023年4月末日	260	-	1.2879	-
第19期 計算期間 (2023年5月10日現在)	282	283	1.2956	1.2966
2023年5月末日	287	-	1.3336	-
2023年6月末日	310	-	1.4446	-
2023年7月末日	351	-	1.4237	-
2023年8月末日	321	-	1.4575	-
2023年9月末日	346	-	1.4506	-
2023年10月末日	336	-	1.4700	-
第20期 計算期間 (2023年11月10日現在)	345	346	1.5099	1.5109
2023年11月末日	347	-	1.5159	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期 計算期間(2014年5月12日)	0.0010
第2期 計算期間(2014年11月10日)	0.0010
第3期 計算期間(2015年5月11日)	0.0010
第4期 計算期間(2015年11月10日)	0.0010
第5期 計算期間(2016年5月10日)	0.0010
第6期 計算期間(2016年11月10日)	0.0010
第7期 計算期間(2017年5月10日)	0.0010
第8期 計算期間(2017年11月10日)	0.0010
第9期 計算期間(2018年5月10日)	0.0010
第10期 計算期間(2018年11月12日)	0.0010
第11期 計算期間(2019年5月10日)	0.0010
第12期 計算期間(2019年11月11日)	0.0010
第13期 計算期間(2020年5月11日)	0.0010
第14期 計算期間(2020年11月10日)	0.0010
第15期 計算期間(2021年5月10日)	0.0010
第16期 計算期間(2021年11月10日)	0.0010
第17期 計算期間(2022年5月10日)	0.0010
第18期 計算期間(2022年11月10日)	0.0010
第19期 計算期間(2023年5月10日)	0.0010
第20期 計算期間(2023年11月10日)	0.0010

【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1期 計算期間 (2014年2月7日 ~ 2014年5月12日)	4.44
第2期 計算期間 (2014年5月13日 ~ 2014年11月10日)	13.33
第3期 計算期間 (2014年11月11日 ~ 2015年5月11日)	5.46
第4期 計算期間 (2015年5月12日 ~ 2015年11月10日)	1.42
第5期 計算期間 (2015年11月11日 ~ 2016年5月10日)	9.38
第6期 計算期間 (2016年5月11日 ~ 2016年11月10日)	2.47
第7期 計算期間 (2016年11月11日 ~ 2017年5月10日)	12.19
第8期 計算期間 (2017年5月11日 ~ 2017年11月10日)	2.10
第9期 計算期間 (2017年11月11日 ~ 2018年5月10日)	7.06
第10期 計算期間 (2018年5月11日 ~ 2018年11月12日)	2.68
第11期 計算期間 (2018年11月13日 ~ 2019年5月10日)	1.12
第12期 計算期間 (2019年5月11日 ~ 2019年11月11日)	2.56
第13期 計算期間 (2019年11月12日 ~ 2020年5月11日)	10.15
第14期 計算期間 (2020年5月12日 ~ 2020年11月10日)	12.28
第15期 計算期間 (2020年11月11日 ~ 2021年5月10日)	3.98
第16期 計算期間 (2021年5月11日 ~ 2021年11月10日)	3.89
第17期 計算期間 (2021年11月11日 ~ 2022年5月10日)	6.79
第18期 計算期間 (2022年5月11日 ~ 2022年11月10日)	3.71
第19期 計算期間 (2022年11月11日 ~ 2023年5月10日)	3.60
第20期 計算期間 (2023年5月11日 ~ 2023年11月10日)	16.62

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1万口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間(2014年2月7日～2014年5月12日)	97,481,087	1,009,689
第2期 計算期間(2014年5月13日～2014年11月10日)	89,462,609	3,983,816
第3期 計算期間(2014年11月11日～2015年5月11日)	19,463,351	18,481,912
第4期 計算期間(2015年5月12日～2015年11月10日)	8,408,726	30,497,687
第5期 計算期間(2015年11月11日～2016年5月10日)	3,772,361	38,057,474
第6期 計算期間(2016年5月11日～2016年11月10日)	27,607,138	-
第7期 計算期間(2016年11月11日～2017年5月10日)	40,872,193	22,020,432
第8期 計算期間(2017年5月11日～2017年11月10日)	35,402,103	21,773,299
第9期 計算期間(2017年11月11日～2018年5月10日)	28,751,505	23,933,115
第10期 計算期間(2018年5月11日～2018年11月12日)	11,171,205	43,646,455
第11期 計算期間(2018年11月13日～2019年5月10日)	41,392,496	5,139,716
第12期 計算期間(2019年5月11日～2019年11月11日)	96,519,557	9,427,807
第13期 計算期間(2019年11月12日～2020年5月11日)	14,859,984	116,502,354
第14期 計算期間(2020年5月12日～2020年11月10日)	58,908,592	7,231,896
第15期 計算期間(2020年11月11日～2021年5月10日)	5,222,419	33,005,415
第16期 計算期間(2021年5月11日～2021年11月10日)	8,139,601	171,286
第17期 計算期間(2021年11月11日～2022年5月10日)	1,339,610	4,180,008
第18期 計算期間(2022年5月11日～2022年11月10日)	1,531,013	14,497,807
第19期 計算期間(2022年11月11日～2023年5月10日)	32,676,939	11,499,016
第20期 計算期間(2023年5月11日～2023年11月10日)	57,513,922	46,765,351

(注)1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型】

(1) 【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(2023年11月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	930	96.76
親投資信託受益証券	日本	7	0.68
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	24	2.56
合計(純資産総額)	-	961	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄(全銘柄)

(2023年11月30日現在)

	国/地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	エマージング・マーケット・デ ット・ファンド・クラス AUD(毎 月分配型)	216,756.11	4,150.840 899,720,581	4,292.035 930,324,810	96.76
2	日本	親投資信託 受益証券	T & Dマネープール マザーファンド	6,489,753	1.0135 6,577,364	1.0134 6,576,715	0.68

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(2023年11月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.76
親投資信託受益証券	0.68
合計	97.44

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第9期 特定期間 (2014年5月12日現在)	6,494	6,846	1.0467	1.1032
第10期 特定期間 (2014年11月10日現在)	6,411	6,755	1.0519	1.1079
第11期 特定期間 (2015年5月11日現在)	5,594	5,854	0.9847	1.0287
第12期 特定期間 (2015年11月10日現在)	4,302	4,494	0.8411	0.8771
第13期 特定期間 (2016年5月10日現在)	3,490	3,659	0.7594	0.7954
第14期 特定期間 (2016年11月10日現在)	3,524	3,687	0.7772	0.8132
第15期 特定期間 (2017年5月10日現在)	3,645	3,805	0.8036	0.8396
第16期 特定期間 (2017年11月10日現在)	3,734	3,884	0.8212	0.8552
第17期 特定期間 (2018年5月10日現在)	3,702	3,851	0.7157	0.7457
第18期 特定期間 (2018年11月12日現在)	3,167	3,288	0.6863	0.7113
第19期 特定期間 (2019年5月10日現在)	2,637	2,741	0.6428	0.6668
第20期 特定期間 (2019年11月11日現在)	2,120	2,208	0.6217	0.6457
第21期 特定期間 (2020年5月11日現在)	1,460	1,519	0.4988	0.5178
第22期 特定期間 (2020年11月10日現在)	1,602	1,652	0.6100	0.6280
第23期 特定期間 (2021年5月10日現在)	1,573	1,617	0.6606	0.6786
第24期 特定期間 (2021年11月10日現在)	1,449	1,491	0.6289	0.6469
第25期 特定期間 (2022年5月10日現在)	1,180	1,220	0.5366	0.5546
第26期 特定期間 (2022年11月10日現在)	995	1,033	0.4942	0.5122



第27期 特定期間 (2023年5月10日現在)	924	959	0.4751	0.4931
第28期 特定期間 (2023年11月10日現在)	938	962	0.5094	0.5224
2022年11月末日	1,024	-	0.5133	-
2022年12月末日	984	-	0.4969	-
2023年1月末日	1,016	-	0.5164	-
2023年2月末日	954	-	0.4930	-
2023年3月末日	911	-	0.4728	-
2023年4月末日	906	-	0.4659	-
2023年5月末日	913	-	0.4718	-
2023年6月末日	995	-	0.5159	-
2023年7月末日	965	-	0.5087	-
2023年8月末日	953	-	0.5047	-
2023年9月末日	923	-	0.4928	-
2023年10月末日	907	-	0.4924	-
2023年11月末日	961	-	0.5259	-

(注) 分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

#### 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第9期 特定期間(2013年11月12日～2014年5月12日)	0.0565
第10期 特定期間(2014年5月13日～2014年11月10日)	0.0560
第11期 特定期間(2014年11月11日～2015年5月11日)	0.0440
第12期 特定期間(2015年5月12日～2015年11月10日)	0.0360
第13期 特定期間(2015年11月11日～2016年5月10日)	0.0360
第14期 特定期間(2016年5月11日～2016年11月10日)	0.0360
第15期 特定期間(2016年11月11日～2017年5月10日)	0.0360
第16期 特定期間(2017年5月11日～2017年11月10日)	0.0340
第17期 特定期間(2017年11月11日～2018年5月10日)	0.0300
第18期 特定期間(2018年5月11日～2018年11月12日)	0.0250
第19期 特定期間(2018年11月13日～2019年5月10日)	0.0240
第20期 特定期間(2019年5月11日～2019年11月11日)	0.0240
第21期 特定期間(2019年11月12日～2020年5月11日)	0.0190
第22期 特定期間(2020年5月12日～2020年11月10日)	0.0180
第23期 特定期間(2020年11月11日～2021年5月10日)	0.0180
第24期 特定期間(2021年5月11日～2021年11月10日)	0.0180
第25期 特定期間(2021年11月11日～2022年5月10日)	0.0180
第26期 特定期間(2022年5月11日～2022年11月10日)	0.0180
第27期 特定期間(2022年11月11日～2023年5月10日)	0.0180
第28期 特定期間(2023年5月11日～2023年11月10日)	0.0130

【収益率の推移】

	収益率 (%)
第9期 特定期間 (2013年11月12日 ~ 2014年5月12日)	9.17
第10期 特定期間 (2014年5月13日 ~ 2014年11月10日)	5.85
第11期 特定期間 (2014年11月11日 ~ 2015年5月11日)	2.21
第12期 特定期間 (2015年5月12日 ~ 2015年11月10日)	10.93
第13期 特定期間 (2015年11月11日 ~ 2016年5月10日)	5.43
第14期 特定期間 (2016年5月11日 ~ 2016年11月10日)	7.08
第15期 特定期間 (2016年11月11日 ~ 2017年5月10日)	8.03
第16期 特定期間 (2017年5月11日 ~ 2017年11月10日)	6.42
第17期 特定期間 (2017年11月11日 ~ 2018年5月10日)	9.19
第18期 特定期間 (2018年5月11日 ~ 2018年11月12日)	0.61
第19期 特定期間 (2018年11月13日 ~ 2019年5月10日)	2.84
第20期 特定期間 (2019年5月11日 ~ 2019年11月11日)	0.45
第21期 特定期間 (2019年11月12日 ~ 2020年5月11日)	16.71
第22期 特定期間 (2020年5月12日 ~ 2020年11月10日)	25.90
第23期 特定期間 (2020年11月11日 ~ 2021年5月10日)	11.25
第24期 特定期間 (2021年5月11日 ~ 2021年11月10日)	2.07
第25期 特定期間 (2021年11月11日 ~ 2022年5月10日)	11.81
第26期 特定期間 (2022年5月11日 ~ 2022年11月10日)	4.55
第27期 特定期間 (2022年11月11日 ~ 2023年5月10日)	0.22
第28期 特定期間 (2023年5月11日 ~ 2023年11月10日)	9.96

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額 (分配付の額) から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額 (分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。) を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第9期 特定期間（2013年11月12日～2014年5月12日）	707,363,451	903,031,800
第10期 特定期間（2014年5月13日～2014年11月10日）	375,627,374	485,227,214
第11期 特定期間（2014年11月11日～2015年5月11日）	142,485,399	556,195,701
第12期 特定期間（2015年5月12日～2015年11月10日）	42,351,572	608,223,986
第13期 特定期間（2015年11月11日～2016年5月10日）	203,677,231	723,551,216
第14期 特定期間（2016年5月11日～2016年11月10日）	318,283,554	379,014,209
第15期 特定期間（2016年11月11日～2017年5月10日）	387,408,088	385,747,649
第16期 特定期間（2017年5月11日～2017年11月10日）	763,795,164	753,040,541
第17期 特定期間（2017年11月11日～2018年5月10日）	1,038,561,106	413,754,963
第18期 特定期間（2018年5月11日～2018年11月12日）	90,938,071	648,568,501
第19期 特定期間（2018年11月13日～2019年5月10日）	61,630,439	573,126,154
第20期 特定期間（2019年5月11日～2019年11月11日）	45,860,340	738,853,178
第21期 特定期間（2019年11月12日～2020年5月11日）	28,200,151	510,715,933
第22期 特定期間（2020年5月12日～2020年11月10日）	48,574,897	350,085,668
第23期 特定期間（2020年11月11日～2021年5月10日）	43,357,488	288,236,710
第24期 特定期間（2021年5月11日～2021年11月10日）	15,527,985	92,488,672
第25期 特定期間（2021年11月11日～2022年5月10日）	18,770,413	123,241,670
第26期 特定期間（2022年5月11日～2022年11月10日）	15,660,840	202,560,531
第27期 特定期間（2022年11月11日～2023年5月10日）	54,272,363	122,219,816
第28期 特定期間（2023年5月11日～2023年11月10日）	13,883,780	117,721,016

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年11月30日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	103	95.25
親投資信託受益証券	日本	1	0.62
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	5	4.13
合計（純資産総額）	-	109	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2023年11月30日現在）

	国/地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	エマージング・マーケット・デ ット・ファンド・クラス AUD(年 2回決算型)	5,958.79	16,774.140 99,953,613	17,347.800 103,371,897	95.25
2	日本	親投資信託 受益証券	T & Dマネープール マザーファンド	664,851	1.0135 673,826	1.0134 673,760	0.62

（注）1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2023年11月30日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	95.25
親投資信託受益証券	0.62
合計	95.87

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第9期 計算期間 (2014年5月12日現在)	399	399	1.6945	1.6955
第10期 計算期間 (2014年11月10日現在)	398	398	1.7949	1.7959
第11期 計算期間 (2015年5月11日現在)	358	358	1.7581	1.7591
第12期 計算期間 (2015年11月10日現在)	262	262	1.5620	1.5630
第13期 計算期間 (2016年5月10日現在)	237	237	1.4707	1.4717
第14期 計算期間 (2016年11月10日現在)	316	316	1.5767	1.5777
第15期 計算期間 (2017年5月10日現在)	316	316	1.7037	1.7047
第16期 計算期間 (2017年11月10日現在)	356	356	1.8109	1.8119
第17期 計算期間 (2018年5月10日現在)	357	357	1.6379	1.6389
第18期 計算期間 (2018年11月12日現在)	351	351	1.6287	1.6297
第19期 計算期間 (2019年5月10日現在)	337	338	1.5795	1.5805
第20期 計算期間 (2019年11月11日現在)	299	299	1.5861	1.5871
第21期 計算期間 (2020年5月11日現在)	184	184	1.3166	1.3176
第22期 計算期間 (2020年11月10日現在)	198	198	1.6598	1.6608
第23期 計算期間 (2021年5月10日現在)	185	186	1.8505	1.8515
第24期 計算期間 (2021年11月10日現在)	159	159	1.8115	1.8125
第25期 計算期間 (2022年5月10日現在)	138	138	1.5940	1.5950
第26期 計算期間 (2022年11月10日現在)	130	130	1.5194	1.5204
2022年11月末日	134	-	1.5777	-
2022年12月末日	108	-	1.5366	-

2023年1月末日	111	-	1.6056	-
2023年2月末日	106	-	1.5424	-
2023年3月末日	98	-	1.4892	-
2023年4月末日	97	-	1.4749	-
第27期 計算期間 (2023年5月10日現在)	100	100	1.5138	1.5148
2023年5月末日	99	-	1.5028	-
2023年6月末日	105	-	1.6531	-
2023年7月末日	103	-	1.6368	-
2023年8月末日	103	-	1.6302	-
2023年9月末日	101	-	1.5989	-
2023年10月末日	101	-	1.6028	-
第28期 計算期間 (2023年11月10日現在)	105	105	1.6622	1.6632
2023年11月末日	109	-	1.7153	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第9期 計算期間(2014年5月12日)	0.0010
第10期 計算期間(2014年11月10日)	0.0010
第11期 計算期間(2015年5月11日)	0.0010
第12期 計算期間(2015年11月10日)	0.0010
第13期 計算期間(2016年5月10日)	0.0010
第14期 計算期間(2016年11月10日)	0.0010
第15期 計算期間(2017年5月10日)	0.0010
第16期 計算期間(2017年11月10日)	0.0010
第17期 計算期間(2018年5月10日)	0.0010
第18期 計算期間(2018年11月12日)	0.0010
第19期 計算期間(2019年5月10日)	0.0010
第20期 計算期間(2019年11月11日)	0.0010
第21期 計算期間(2020年5月11日)	0.0010
第22期 計算期間(2020年11月10日)	0.0010
第23期 計算期間(2021年5月10日)	0.0010
第24期 計算期間(2021年11月10日)	0.0010
第25期 計算期間(2022年5月10日)	0.0010
第26期 計算期間(2022年11月10日)	0.0010
第27期 計算期間(2023年5月10日)	0.0010
第28期 計算期間(2023年11月10日)	0.0010

【収益率の推移】

	収益率 (%)
第9期 計算期間 (2013年11月12日 ~ 2014年5月12日)	9.30
第10期 計算期間 (2014年5月13日 ~ 2014年11月10日)	5.98
第11期 計算期間 (2014年11月11日 ~ 2015年5月11日)	1.99
第12期 計算期間 (2015年5月12日 ~ 2015年11月10日)	11.10
第13期 計算期間 (2015年11月11日 ~ 2016年5月10日)	5.78
第14期 計算期間 (2016年5月11日 ~ 2016年11月10日)	7.28
第15期 計算期間 (2016年11月11日 ~ 2017年5月10日)	8.12
第16期 計算期間 (2017年5月11日 ~ 2017年11月10日)	6.35
第17期 計算期間 (2017年11月11日 ~ 2018年5月10日)	9.50
第18期 計算期間 (2018年5月11日 ~ 2018年11月12日)	0.50
第19期 計算期間 (2018年11月13日 ~ 2019年5月10日)	2.96
第20期 計算期間 (2019年5月11日 ~ 2019年11月11日)	0.48
第21期 計算期間 (2019年11月12日 ~ 2020年5月11日)	16.93
第22期 計算期間 (2020年5月12日 ~ 2020年11月10日)	26.14
第23期 計算期間 (2020年11月11日 ~ 2021年5月10日)	11.55
第24期 計算期間 (2021年5月11日 ~ 2021年11月10日)	2.05
第25期 計算期間 (2021年11月11日 ~ 2022年5月10日)	11.95
第26期 計算期間 (2022年5月11日 ~ 2022年11月10日)	4.62
第27期 計算期間 (2022年11月11日 ~ 2023年5月10日)	0.30
第28期 計算期間 (2023年5月11日 ~ 2023年11月10日)	9.87

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第9期 計算期間（2013年11月12日～2014年5月12日）	14,581,204	63,345,718
第10期 計算期間（2014年5月13日～2014年11月10日）	1,617,542	15,064,685
第11期 計算期間（2014年11月11日～2015年5月11日）	630,253	18,662,144
第12期 計算期間（2015年5月12日～2015年11月10日）	449,562	36,285,511
第13期 計算期間（2015年11月11日～2016年5月10日）	8,079,109	15,012,491
第14期 計算期間（2016年5月11日～2016年11月10日）	43,464,278	4,106,650
第15期 計算期間（2016年11月11日～2017年5月10日）	7,764,522	22,445,189
第16期 計算期間（2017年5月11日～2017年11月10日）	60,247,364	49,472,206
第17期 計算期間（2017年11月11日～2018年5月10日）	23,649,196	2,225,799
第18期 計算期間（2018年5月11日～2018年11月12日）	1,485,042	3,642,133
第19期 計算期間（2018年11月13日～2019年5月10日）	14,656,323	16,771,223
第20期 計算期間（2019年5月11日～2019年11月11日）	681,464	25,978,949
第21期 計算期間（2019年11月12日～2020年5月11日）	747,695	49,363,917
第22期 計算期間（2020年5月12日～2020年11月10日）	884,920	21,235,928
第23期 計算期間（2020年11月11日～2021年5月10日）	134,506	19,188,930
第24期 計算期間（2021年5月11日～2021年11月10日）	58,706	12,622,399
第25期 計算期間（2021年11月11日～2022年5月10日）	55,262	1,174,269
第26期 計算期間（2022年5月11日～2022年11月10日）	62,463	1,185,837
第27期 計算期間（2022年11月11日～2023年5月10日）	65,044	19,485,061
第28期 計算期間（2023年5月11日～2023年11月10日）	53,906	2,815,485

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。



**【エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型】**

**（１）【投資状況】**

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年11月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	9,447	96.79
親投資信託受益証券	日本	51	0.52
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	262	2.69
合計（純資産総額）	-	9,760	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

**（２）【投資資産】**

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2023年11月30日現在）

	国／地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	エマージング・マーケット・ デット・ファンド・クラス BRL （毎月分配型）	9,709,208.15	965.530 9,374,551,163	972.982 9,446,884,764	96.79
2	日本	親投資信託 受益証券	T & D マネーブール マザーファンド	50,273,085	1.0135 50,951,771	1.0134 50,946,744	0.52

（注）1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2023年11月30日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	96.79
親投資信託受益証券	0.52
合計	97.31

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第9期 特定期間 (2014年5月12日現在)	70,263	77,981	0.6406	0.7126
第10期 特定期間 (2014年11月10日現在)	65,013	72,972	0.5895	0.6615
第11期 特定期間 (2015年5月11日現在)	51,432	58,695	0.4962	0.5642
第12期 特定期間 (2015年11月10日現在)	34,619	40,559	0.3583	0.4183
第13期 特定期間 (2016年5月10日現在)	29,170	33,885	0.3094	0.3594
第14期 特定期間 (2016年11月10日現在)	33,661	37,303	0.3259	0.3639
第15期 特定期間 (2017年5月10日現在)	69,335	75,433	0.3461	0.3821
第16期 特定期間 (2017年11月10日現在)	75,691	83,093	0.3218	0.3558
第17期 特定期間 (2018年5月10日現在)	50,564	57,401	0.2499	0.2799
第18期 特定期間 (2018年11月12日現在)	40,051	44,733	0.2246	0.2496
第19期 特定期間 (2019年5月10日現在)	33,290	37,014	0.1965	0.2180
第20期 特定期間 (2019年11月11日現在)	27,680	30,261	0.1806	0.1966
第21期 特定期間 (2020年5月11日現在)	14,011	15,475	0.1093	0.1198
第22期 特定期間 (2020年11月10日現在)	13,328	14,016	0.1277	0.1337
第23期 特定期間 (2021年5月10日現在)	11,989	12,475	0.1307	0.1357
第24期 特定期間 (2021年11月10日現在)	10,327	10,582	0.1288	0.1318
第25期 特定期間 (2022年5月10日現在)	9,203	9,426	0.1294	0.1324
第26期 特定期間 (2022年11月10日現在)	9,186	9,394	0.1364	0.1394

第27期 特定期間 (2023年5月10日現在)	8,663	8,859	0.1351	0.1381
第28期 特定期間 (2023年11月10日現在)	9,739	9,925	0.1620	0.1650
2022年11月末日	8,877	-	0.1330	-
2022年12月末日	8,609	-	0.1300	-
2023年1月末日	8,819	-	0.1342	-
2023年2月末日	8,693	-	0.1329	-
2023年3月末日	8,464	-	0.1306	-
2023年4月末日	8,624	-	0.1343	-
2023年5月末日	8,816	-	0.1383	-
2023年6月末日	9,831	-	0.1560	-
2023年7月末日	9,870	-	0.1585	-
2023年8月末日	9,762	-	0.1576	-
2023年9月末日	9,279	-	0.1517	-
2023年10月末日	9,479	-	0.1564	-
2023年11月末日	9,760	-	0.1631	-

(注) 分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

#### 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第9期 特定期間(2013年11月12日～2014年5月12日)	0.0720
第10期 特定期間(2014年5月13日～2014年11月10日)	0.0720
第11期 特定期間(2014年11月11日～2015年5月11日)	0.0680
第12期 特定期間(2015年5月12日～2015年11月10日)	0.0600
第13期 特定期間(2015年11月11日～2016年5月10日)	0.0500
第14期 特定期間(2016年5月11日～2016年11月10日)	0.0380
第15期 特定期間(2016年11月11日～2017年5月10日)	0.0360
第16期 特定期間(2017年5月11日～2017年11月10日)	0.0340
第17期 特定期間(2017年11月11日～2018年5月10日)	0.0300
第18期 特定期間(2018年5月11日～2018年11月12日)	0.0250
第19期 特定期間(2018年11月13日～2019年5月10日)	0.0215
第20期 特定期間(2019年5月11日～2019年11月11日)	0.0160
第21期 特定期間(2019年11月12日～2020年5月11日)	0.0105
第22期 特定期間(2020年5月12日～2020年11月10日)	0.0060
第23期 特定期間(2020年11月11日～2021年5月10日)	0.0050
第24期 特定期間(2021年5月11日～2021年11月10日)	0.0030
第25期 特定期間(2021年11月11日～2022年5月10日)	0.0030
第26期 特定期間(2022年5月11日～2022年11月10日)	0.0030
第27期 特定期間(2022年11月11日～2023年5月10日)	0.0030
第28期 特定期間(2023年5月11日～2023年11月10日)	0.0030

【収益率の推移】

	収益率 (%)
第9期 特定期間 (2013年11月12日 ~ 2014年5月12日)	17.13
第10期 特定期間 (2014年5月13日 ~ 2014年11月10日)	3.26
第11期 特定期間 (2014年11月11日 ~ 2015年5月11日)	4.29
第12期 特定期間 (2015年5月12日 ~ 2015年11月10日)	15.70
第13期 特定期間 (2015年11月11日 ~ 2016年5月10日)	0.31
第14期 特定期間 (2016年5月11日 ~ 2016年11月10日)	17.61
第15期 特定期間 (2016年11月11日 ~ 2017年5月10日)	17.24
第16期 特定期間 (2017年5月11日 ~ 2017年11月10日)	2.80
第17期 特定期間 (2017年11月11日 ~ 2018年5月10日)	13.02
第18期 特定期間 (2018年5月11日 ~ 2018年11月12日)	0.12
第19期 特定期間 (2018年11月13日 ~ 2019年5月10日)	2.94
第20期 特定期間 (2019年5月11日 ~ 2019年11月11日)	0.05
第21期 特定期間 (2019年11月12日 ~ 2020年5月11日)	33.67
第22期 特定期間 (2020年5月12日 ~ 2020年11月10日)	22.32
第23期 特定期間 (2020年11月11日 ~ 2021年5月10日)	6.26
第24期 特定期間 (2021年5月11日 ~ 2021年11月10日)	0.84
第25期 特定期間 (2021年11月11日 ~ 2022年5月10日)	2.80
第26期 特定期間 (2022年5月11日 ~ 2022年11月10日)	7.73
第27期 特定期間 (2022年11月11日 ~ 2023年5月10日)	1.25
第28期 特定期間 (2023年5月11日 ~ 2023年11月10日)	22.13

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第9期 特定期間（2013年11月12日～2014年5月12日）	17,572,249,242	11,959,635,458
第10期 特定期間（2014年5月13日～2014年11月10日）	12,488,397,677	11,900,288,966
第11期 特定期間（2014年11月11日～2015年5月11日）	5,877,549,443	12,500,086,985
第12期 特定期間（2015年5月12日～2015年11月10日）	4,544,493,615	11,585,069,551
第13期 特定期間（2015年11月11日～2016年5月10日）	6,578,671,725	8,908,484,775
第14期 特定期間（2016年5月11日～2016年11月10日）	18,366,252,092	9,372,519,722
第15期 特定期間（2016年11月11日～2017年5月10日）	107,052,606,635	10,020,650,186
第16期 特定期間（2017年5月11日～2017年11月10日）	58,246,545,477	23,329,399,416
第17期 特定期間（2017年11月11日～2018年5月10日）	39,898,681,703	72,761,210,539
第18期 特定期間（2018年5月11日～2018年11月12日）	8,873,811,056	32,917,323,622
第19期 特定期間（2018年11月13日～2019年5月10日）	7,546,916,131	16,412,234,856
第20期 特定期間（2019年5月11日～2019年11月11日）	9,212,018,959	25,410,089,010
第21期 特定期間（2019年11月12日～2020年5月11日）	4,621,639,320	29,644,014,234
第22期 特定期間（2020年5月12日～2020年11月10日）	1,938,530,239	25,819,444,972
第23期 特定期間（2020年11月11日～2021年5月10日）	1,574,278,960	14,173,638,420
第24期 特定期間（2021年5月11日～2021年11月10日）	748,857,304	12,348,451,840
第25期 特定期間（2021年11月11日～2022年5月10日）	728,254,098	9,749,324,008
第26期 特定期間（2022年5月11日～2022年11月10日）	662,133,048	4,459,095,385
第27期 特定期間（2022年11月11日～2023年5月10日）	672,786,376	3,885,830,828
第28期 特定期間（2023年5月11日～2023年11月10日）	592,344,462	4,599,929,711

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年11月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	514	96.71
親投資信託受益証券	日本	3	0.54
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	15	2.75
合計（純資産総額）	-	532	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2023年11月30日現在）

	国／地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラスBRL(年2回決算型)	29,325.74	17,401.830 510,321,806	17,537.317 514,294,798	96.71
2	日本	親投資信託受益証券	T & Dマネープールマザーファンド	2,834,026	1.0135 2,872,285	1.0134 2,872,001	0.54

（注）1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2023年11月30日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	96.71
親投資信託受益証券	0.54
合計	97.25

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第9期 計算期間 (2014年5月12日現在)	1,668	1,669	1.4991	1.5001
第10期 計算期間 (2014年11月10日現在)	1,569	1,570	1.5505	1.5515
第11期 計算期間 (2015年5月11日現在)	1,201	1,201	1.4809	1.4819
第12期 計算期間 (2015年11月10日現在)	857	858	1.2383	1.2393
第13期 計算期間 (2016年5月10日現在)	919	920	1.2431	1.2441
第14期 計算期間 (2016年11月10日現在)	1,425	1,426	1.4637	1.4647
第15期 計算期間 (2017年5月10日現在)	2,622	2,624	1.7256	1.7266
第16期 計算期間 (2017年11月10日現在)	2,931	2,933	1.7755	1.7765
第17期 計算期間 (2018年5月10日現在)	2,359	2,360	1.5225	1.5235
第18期 計算期間 (2018年11月12日現在)	2,153	2,155	1.5314	1.5324
第19期 計算期間 (2019年5月10日現在)	1,997	1,998	1.4827	1.4837
第20期 計算期間 (2019年11月11日現在)	1,671	1,672	1.4854	1.4864
第21期 計算期間 (2020年5月11日現在)	885	886	0.9558	0.9568
第22期 計算期間 (2020年11月10日現在)	892	893	1.1733	1.1743
第23期 計算期間 (2021年5月10日現在)	800	801	1.2516	1.2526
第24期 計算期間 (2021年11月10日現在)	631	632	1.2621	1.2631
第25期 計算期間 (2022年5月10日現在)	585	586	1.2971	1.2981
第26期 計算期間 (2022年11月10日現在)	532	533	1.3938	1.3948
2022年11月末日	515	-	1.3579	-
2022年12月末日	481	-	1.3326	-

2023年1月末日	477	-	1.3805	-
2023年2月末日	450	-	1.3693	-
2023年3月末日	437	-	1.3501	-
2023年4月末日	444	-	1.3934	-
第27期 計算期間 (2023年5月10日現在)	448	448	1.4060	1.4070
2023年5月末日	457	-	1.4388	-
2023年6月末日	514	-	1.6281	-
2023年7月末日	524	-	1.6589	-
2023年8月末日	522	-	1.6541	-
2023年9月末日	502	-	1.5983	-
2023年10月末日	508	-	1.6539	-
第28期 計算期間 (2023年11月10日現在)	528	528	1.7186	1.7196
2023年11月末日	532	-	1.7306	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第9期 計算期間(2014年5月12日)	0.0010
第10期 計算期間(2014年11月10日)	0.0010
第11期 計算期間(2015年5月11日)	0.0010
第12期 計算期間(2015年11月10日)	0.0010
第13期 計算期間(2016年5月10日)	0.0010
第14期 計算期間(2016年11月10日)	0.0010
第15期 計算期間(2017年5月10日)	0.0010
第16期 計算期間(2017年11月10日)	0.0010
第17期 計算期間(2018年5月10日)	0.0010
第18期 計算期間(2018年11月12日)	0.0010
第19期 計算期間(2019年5月10日)	0.0010
第20期 計算期間(2019年11月11日)	0.0010
第21期 計算期間(2020年5月11日)	0.0010
第22期 計算期間(2020年11月10日)	0.0010
第23期 計算期間(2021年5月10日)	0.0010
第24期 計算期間(2021年11月10日)	0.0010
第25期 計算期間(2022年5月10日)	0.0010
第26期 計算期間(2022年11月10日)	0.0010
第27期 計算期間(2023年5月10日)	0.0010
第28期 計算期間(2023年11月10日)	0.0010



【収益率の推移】

	収益率 (%)
第9期 計算期間 (2013年11月12日 ~ 2014年5月12日)	18.30
第10期 計算期間 (2014年5月13日 ~ 2014年11月10日)	3.50
第11期 計算期間 (2014年11月11日 ~ 2015年5月11日)	4.42
第12期 計算期間 (2015年5月12日 ~ 2015年11月10日)	16.31
第13期 計算期間 (2015年11月11日 ~ 2016年5月10日)	0.47
第14期 計算期間 (2016年5月11日 ~ 2016年11月10日)	17.83
第15期 計算期間 (2016年11月11日 ~ 2017年5月10日)	17.96
第16期 計算期間 (2017年5月11日 ~ 2017年11月10日)	2.95
第17期 計算期間 (2017年11月11日 ~ 2018年5月10日)	14.19
第18期 計算期間 (2018年5月11日 ~ 2018年11月12日)	0.65
第19期 計算期間 (2018年11月13日 ~ 2019年5月10日)	3.11
第20期 計算期間 (2019年5月11日 ~ 2019年11月11日)	0.25
第21期 計算期間 (2019年11月12日 ~ 2020年5月11日)	35.59
第22期 計算期間 (2020年5月12日 ~ 2020年11月10日)	22.86
第23期 計算期間 (2020年11月11日 ~ 2021年5月10日)	6.76
第24期 計算期間 (2021年5月11日 ~ 2021年11月10日)	0.92
第25期 計算期間 (2021年11月11日 ~ 2022年5月10日)	2.85
第26期 計算期間 (2022年5月11日 ~ 2022年11月10日)	7.53
第27期 計算期間 (2022年11月11日 ~ 2023年5月10日)	0.95
第28期 計算期間 (2023年5月11日 ~ 2023年11月10日)	22.30

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第9期 計算期間（2013年11月12日～2014年5月12日）	71,008,153	359,652,460
第10期 計算期間（2014年5月13日～2014年11月10日）	66,769,434	167,416,138
第11期 計算期間（2014年11月11日～2015年5月11日）	8,347,889	209,728,321
第12期 計算期間（2015年5月12日～2015年11月10日）	41,577,674	159,752,157
第13期 計算期間（2015年11月11日～2016年5月10日）	87,973,534	40,854,947
第14期 計算期間（2016年5月11日～2016年11月10日）	312,011,466	78,041,701
第15期 計算期間（2016年11月11日～2017年5月10日）	701,399,696	155,443,723
第16期 計算期間（2017年5月11日～2017年11月10日）	364,217,245	232,761,960
第17期 計算期間（2017年11月11日～2018年5月10日）	211,198,639	313,080,262
第18期 計算期間（2018年5月11日～2018年11月12日）	48,171,548	191,212,995
第19期 計算期間（2018年11月13日～2019年5月10日）	15,327,296	74,851,125
第20期 計算期間（2019年5月11日～2019年11月11日）	227,328,698	448,706,702
第21期 計算期間（2019年11月12日～2020年5月11日）	29,808,236	228,836,706
第22期 計算期間（2020年5月12日～2020年11月10日）	6,279,902	171,851,592
第23期 計算期間（2020年11月11日～2021年5月10日）	923,736	122,110,948
第24期 計算期間（2021年5月11日～2021年11月10日）	1,075,809	140,426,914
第25期 計算期間（2021年11月11日～2022年5月10日）	461,380	49,337,103
第26期 計算期間（2022年5月11日～2022年11月10日）	420,645	69,791,018
第27期 計算期間（2022年11月11日～2023年5月10日）	1,076,607	64,123,895
第28期 計算期間（2023年5月11日～2023年11月10日）	18,794,923	30,398,145

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

**【エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型】**

**（１）【投資状況】**

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年11月30日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	54	94.45
親投資信託受益証券	日本	1	1.08
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	2	4.47
合計（純資産総額）	-	57	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

**（２）【投資資産】**

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2023年11月30日現在）

	国/ 地域	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	エマージング・マーケット・デ ット・ファンド・クラス ZAR( 毎 月分配型)	45,006.73	1,202.890 54,138,190	1,206.075 54,281,491	94.45
2	日本	親投資信託 受益証券	T & D マネープール マザーファンド	614,593	1.0135 622,890	1.0134 622,828	1.08

（注）1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2023年11月30日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	94.45
親投資信託受益証券	1.08
合計	95.53

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第9期 特定期間 (2014年5月12日現在)	316	342	0.7110	0.7680
第10期 特定期間 (2014年11月10日現在)	284	308	0.7058	0.7628
第11期 特定期間 (2015年5月11日現在)	232	253	0.6648	0.7218
第12期 特定期間 (2015年11月10日現在)	165	184	0.5136	0.5706
第13期 特定期間 (2016年5月10日現在)	129	144	0.4042	0.4512
第14期 特定期間 (2016年11月10日現在)	132	142	0.4361	0.4686
第15期 特定期間 (2017年5月10日現在)	149	158	0.4706	0.5006
第16期 特定期間 (2017年11月10日現在)	204	214	0.4429	0.4729
第17期 特定期間 (2018年5月10日現在)	336	354	0.4470	0.4770
第18期 特定期間 (2018年11月12日現在)	373	402	0.3825	0.4125
第19期 特定期間 (2019年5月10日現在)	368	393	0.3660	0.3910
第20期 特定期間 (2019年11月11日現在)	293	314	0.3505	0.3745
第21期 特定期間 (2020年5月11日現在)	157	173	0.2398	0.2618
第22期 特定期間 (2020年11月10日現在)	178	189	0.3095	0.3275
第23期 特定期間 (2021年5月10日現在)	187	197	0.3377	0.3557
第24期 特定期間 (2021年11月10日現在)	169	179	0.3183	0.3363
第25期 特定期間 (2022年5月10日現在)	141	150	0.2653	0.2833
第26期 特定期間 (2022年11月10日現在)	119	128	0.2390	0.2570

第27期 特定期間 (2023年5月10日現在)	54	59	0.2112	0.2242
第28期 特定期間 (2023年11月10日現在)	57	60	0.2396	0.2491
2022年11月末日	124	-	0.2496	-
2022年12月末日	115	-	0.2405	-
2023年1月末日	61	-	0.2343	-
2023年2月末日	57	-	0.2222	-
2023年3月末日	56	-	0.2204	-
2023年4月末日	55	-	0.2152	-
2023年5月末日	53	-	0.2058	-
2023年6月末日	60	-	0.2311	-
2023年7月末日	61	-	0.2417	-
2023年8月末日	59	-	0.2348	-
2023年9月末日	54	-	0.2268	-
2023年10月末日	55	-	0.2317	-
2023年11月末日	57	-	0.2401	-

(注) 分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

#### 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第9期 特定期間(2013年11月12日～2014年5月12日)	0.0570
第10期 特定期間(2014年5月13日～2014年11月10日)	0.0570
第11期 特定期間(2014年11月11日～2015年5月11日)	0.0570
第12期 特定期間(2015年5月12日～2015年11月10日)	0.0570
第13期 特定期間(2015年11月11日～2016年5月10日)	0.0470
第14期 特定期間(2016年5月11日～2016年11月10日)	0.0325
第15期 特定期間(2016年11月11日～2017年5月10日)	0.0300
第16期 特定期間(2017年5月11日～2017年11月10日)	0.0300
第17期 特定期間(2017年11月11日～2018年5月10日)	0.0300
第18期 特定期間(2018年5月11日～2018年11月12日)	0.0300
第19期 特定期間(2018年11月13日～2019年5月10日)	0.0250
第20期 特定期間(2019年5月11日～2019年11月11日)	0.0240
第21期 特定期間(2019年11月12日～2020年5月11日)	0.0220
第22期 特定期間(2020年5月12日～2020年11月10日)	0.0180
第23期 特定期間(2020年11月11日～2021年5月10日)	0.0180
第24期 特定期間(2021年5月11日～2021年11月10日)	0.0180
第25期 特定期間(2021年11月11日～2022年5月10日)	0.0180
第26期 特定期間(2022年5月11日～2022年11月10日)	0.0180
第27期 特定期間(2022年11月11日～2023年5月10日)	0.0130
第28期 特定期間(2023年5月11日～2023年11月10日)	0.0095

【収益率の推移】

	収益率(%)
第9期 特定期間(2013年11月12日～2014年5月12日)	10.49
第10期 特定期間(2014年5月13日～2014年11月10日)	7.29
第11期 特定期間(2014年11月11日～2015年5月11日)	2.27
第12期 特定期間(2015年5月12日～2015年11月10日)	14.17
第13期 特定期間(2015年11月11日～2016年5月10日)	12.15
第14期 特定期間(2016年5月11日～2016年11月10日)	15.93
第15期 特定期間(2016年11月11日～2017年5月10日)	14.79
第16期 特定期間(2017年5月11日～2017年11月10日)	0.49
第17期 特定期間(2017年11月11日～2018年5月10日)	7.70
第18期 特定期間(2018年5月11日～2018年11月12日)	7.72
第19期 特定期間(2018年11月13日～2019年5月10日)	2.22
第20期 特定期間(2019年5月11日～2019年11月11日)	2.32
第21期 特定期間(2019年11月12日～2020年5月11日)	25.31
第22期 特定期間(2020年5月12日～2020年11月10日)	36.57
第23期 特定期間(2020年11月11日～2021年5月10日)	14.93
第24期 特定期間(2021年5月11日～2021年11月10日)	0.41
第25期 特定期間(2021年11月11日～2022年5月10日)	11.00
第26期 特定期間(2022年5月11日～2022年11月10日)	3.13
第27期 特定期間(2022年11月11日～2023年5月10日)	6.19
第28期 特定期間(2023年5月11日～2023年11月10日)	17.95

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第9期 特定期間（2013年11月12日～2014年5月12日）	23,864,386	79,387,839
第10期 特定期間（2014年5月13日～2014年11月10日）	12,380,081	53,929,935
第11期 特定期間（2014年11月11日～2015年5月11日）	10,891,729	64,812,322
第12期 特定期間（2015年5月12日～2015年11月10日）	5,146,447	33,111,853
第13期 特定期間（2015年11月11日～2016年5月10日）	15,128,748	17,993,915
第14期 特定期間（2016年5月11日～2016年11月10日）	22,264,282	37,830,020
第15期 特定期間（2016年11月11日～2017年5月10日）	80,515,747	65,576,865
第16期 特定期間（2017年5月11日～2017年11月10日）	151,420,841	9,457,906
第17期 特定期間（2017年11月11日～2018年5月10日）	464,589,249	173,157,008
第18期 特定期間（2018年5月11日～2018年11月12日）	292,376,008	66,789,737
第19期 特定期間（2018年11月13日～2019年5月10日）	93,085,279	63,013,342
第20期 特定期間（2019年5月11日～2019年11月11日）	60,791,082	232,367,324
第21期 特定期間（2019年11月12日～2020年5月11日）	23,137,846	203,141,092
第22期 特定期間（2020年5月12日～2020年11月10日）	10,571,123	90,113,512
第23期 特定期間（2020年11月11日～2021年5月10日）	11,919,632	33,303,609
第24期 特定期間（2021年5月11日～2021年11月10日）	7,466,392	29,147,383
第25期 特定期間（2021年11月11日～2022年5月10日）	11,487,131	13,707,384
第26期 特定期間（2022年5月11日～2022年11月10日）	21,680,140	56,097,521
第27期 特定期間（2022年11月11日～2023年5月10日）	15,527,267	254,217,985
第28期 特定期間（2023年5月11日～2023年11月10日）	6,924,892	25,512,745

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型】

(1) 【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(2023年11月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	24	96.82
親投資信託受益証券	日本	0	0.53
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	1	2.65
合計(純資産総額)	-	25	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄(全銘柄)

(2023年11月30日現在)

	国/地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	エマージング・マーケット・デ ット・ファンド・クラス ZAR(年 2回決算型)	1,620.27	14,982.990 24,276,492	15,022.945 24,341,227	96.82
2	日本	親投資信託 受益証券	T & D マネープール マザーファンド	131,726	1.0135 133,504	1.0134 133,491	0.53

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(2023年11月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.82
親投資信託受益証券	0.53
合計	97.35

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。



【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第9期 計算期間 (2014年5月12日現在)	38	38	1.2936	1.2946
第10期 計算期間 (2014年11月10日現在)	34	35	1.3962	1.3972
第11期 計算期間 (2015年5月11日現在)	35	35	1.4248	1.4258
第12期 計算期間 (2015年11月10日現在)	31	31	1.2116	1.2126
第13期 計算期間 (2016年5月10日現在)	13	13	1.0577	1.0587
第14期 計算期間 (2016年11月10日現在)	16	16	1.2334	1.2344
第15期 計算期間 (2017年5月10日現在)	18	18	1.4142	1.4152
第16期 計算期間 (2017年11月10日現在)	20	20	1.4180	1.4190
第17期 計算期間 (2018年5月10日現在)	19	19	1.5299	1.5309
第18期 計算期間 (2018年11月12日現在)	17	17	1.4103	1.4113
第19期 計算期間 (2019年5月10日現在)	17	17	1.4391	1.4401
第20期 計算期間 (2019年11月11日現在)	17	17	1.4729	1.4739
第21期 計算期間 (2020年5月11日現在)	12	12	1.0839	1.0849
第22期 計算期間 (2020年11月10日現在)	17	17	1.4731	1.4741
第23期 計算期間 (2021年5月10日現在)	19	19	1.6932	1.6942
第24期 計算期間 (2021年11月10日現在)	19	19	1.6870	1.6880
第25期 計算期間 (2022年5月10日現在)	17	17	1.4986	1.4996
第26期 計算期間 (2022年11月10日現在)	12	12	1.4452	1.4462
2022年11月末日	12	-	1.5089	-
2022年12月末日	23	-	1.4713	-

2023年1月末日	23	-	1.4386	-
2023年2月末日	22	-	1.3784	-
2023年3月末日	22	-	1.3793	-
2023年4月末日	22	-	1.3598	-
第27期 計算期間 (2023年5月10日現在)	21	21	1.3470	1.3480
2023年5月末日	21	-	1.3143	-
2023年6月末日	24	-	1.4964	-
2023年7月末日	25	-	1.5753	-
2023年8月末日	24	-	1.5358	-
2023年9月末日	23	-	1.4909	-
2023年10月末日	24	-	1.5327	-
第28期 計算期間 (2023年11月10日現在)	25	25	1.5972	1.5982
2023年11月末日	25	-	1.6005	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第9期 計算期間(2014年5月12日)	0.0010
第10期 計算期間(2014年11月10日)	0.0010
第11期 計算期間(2015年5月11日)	0.0010
第12期 計算期間(2015年11月10日)	0.0010
第13期 計算期間(2016年5月10日)	0.0010
第14期 計算期間(2016年11月10日)	0.0010
第15期 計算期間(2017年5月10日)	0.0010
第16期 計算期間(2017年11月10日)	0.0010
第17期 計算期間(2018年5月10日)	0.0010
第18期 計算期間(2018年11月12日)	0.0010
第19期 計算期間(2019年5月10日)	0.0010
第20期 計算期間(2019年11月11日)	0.0010
第21期 計算期間(2020年5月11日)	0.0010
第22期 計算期間(2020年11月10日)	0.0010
第23期 計算期間(2021年5月10日)	0.0010
第24期 計算期間(2021年11月10日)	0.0010
第25期 計算期間(2022年5月10日)	0.0010
第26期 計算期間(2022年11月10日)	0.0010
第27期 計算期間(2023年5月10日)	0.0010
第28期 計算期間(2023年11月10日)	0.0010

【収益率の推移】

	収益率 (%)
第9期 計算期間 (2013年11月12日 ~ 2014年5月12日)	10.55
第10期 計算期間 (2014年5月13日 ~ 2014年11月10日)	8.01
第11期 計算期間 (2014年11月11日 ~ 2015年5月11日)	2.12
第12期 計算期間 (2015年5月12日 ~ 2015年11月10日)	14.89
第13期 計算期間 (2015年11月11日 ~ 2016年5月10日)	12.62
第14期 計算期間 (2016年5月11日 ~ 2016年11月10日)	16.71
第15期 計算期間 (2016年11月11日 ~ 2017年5月10日)	14.74
第16期 計算期間 (2017年5月11日 ~ 2017年11月10日)	0.34
第17期 計算期間 (2017年11月11日 ~ 2018年5月10日)	7.96
第18期 計算期間 (2018年5月11日 ~ 2018年11月12日)	7.75
第19期 計算期間 (2018年11月13日 ~ 2019年5月10日)	2.11
第20期 計算期間 (2019年5月11日 ~ 2019年11月11日)	2.42
第21期 計算期間 (2019年11月12日 ~ 2020年5月11日)	26.34
第22期 計算期間 (2020年5月12日 ~ 2020年11月10日)	36.00
第23期 計算期間 (2020年11月11日 ~ 2021年5月10日)	15.01
第24期 計算期間 (2021年5月11日 ~ 2021年11月10日)	0.31
第25期 計算期間 (2021年11月11日 ~ 2022年5月10日)	11.11
第26期 計算期間 (2022年5月11日 ~ 2022年11月10日)	3.50
第27期 計算期間 (2022年11月11日 ~ 2023年5月10日)	6.73
第28期 計算期間 (2023年5月11日 ~ 2023年11月10日)	18.65

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額 (分配付の額) から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額 (分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。) を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第9期 計算期間(2013年11月12日～2014年5月12日)	647,290	1,040,356
第10期 計算期間(2014年5月13日～2014年11月10日)	226,215	5,036,078
第11期 計算期間(2014年11月11日～2015年5月11日)	50,538	-
第12期 計算期間(2015年5月12日～2015年11月10日)	837,856	-
第13期 計算期間(2015年11月11日～2016年5月10日)	170,612	13,834,631
第14期 計算期間(2016年5月11日～2016年11月10日)	1,106,863	-
第15期 計算期間(2016年11月11日～2017年5月10日)	972,043	1,050,576
第16期 計算期間(2017年5月11日～2017年11月10日)	1,489,951	120,950
第17期 計算期間(2017年11月11日～2018年5月10日)	135,129	1,755,080
第18期 計算期間(2018年5月11日～2018年11月12日)	831,745	1,263,117
第19期 計算期間(2018年11月13日～2019年5月10日)	8,636	664,723
第20期 計算期間(2019年5月11日～2019年11月11日)	20,122	394,784
第21期 計算期間(2019年11月12日～2020年5月11日)	5,725	-
第22期 計算期間(2020年5月12日～2020年11月10日)	23,214	7,955
第23期 計算期間(2020年11月11日～2021年5月10日)	5,737	-
第24期 計算期間(2021年5月11日～2021年11月10日)	142,595	-
第25期 計算期間(2021年11月11日～2022年5月10日)	246,040	378,640
第26期 計算期間(2022年5月11日～2022年11月10日)	5,609	3,027,813
第27期 計算期間(2022年11月11日～2023年5月10日)	7,622,187	-
第28期 計算期間(2023年5月11日～2023年11月10日)	10,152	186,144

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

**【エマージング債券投信（カナダドルコース）毎月分配型】**

**（１）【投資状況】**

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年11月30日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	62	94.40
親投資信託受益証券	日本	1	0.86
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	3	4.74
合計（純資産総額）	-	66	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

**（２）【投資資産】**

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2023年11月30日現在）

	国/ 地域	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	エマージング・マーケット・デ ット・ファンド・クラスCAD(毎 月分配型)	14,385.86	4,235.930 60,937,524	4,301.819 61,885,365	94.40
2	日本	親投資信託 受益証券	T & Dマネープール マザーファンド	555,674	1.0135 563,175	1.0134 563,120	0.86

（注）1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2023年11月30日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	94.40
親投資信託受益証券	0.86
合計	95.26

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第6期 特定期間 (2014年5月12日現在)	563	584	1.0892	1.1312
第7期 特定期間 (2014年11月10日現在)	539	560	1.1482	1.1902
第8期 特定期間 (2015年5月11日現在)	412	430	1.0972	1.1392
第9期 特定期間 (2015年11月10日現在)	314	326	0.9580	0.9940
第10期 特定期間 (2016年5月10日現在)	231	242	0.8456	0.8816
第11期 特定期間 (2016年11月10日現在)	206	215	0.8013	0.8373
第12期 特定期間 (2017年5月10日現在)	185	193	0.8474	0.8804
第13期 特定期間 (2017年11月10日現在)	165	170	0.9009	0.9279
第14期 特定期間 (2018年5月10日現在)	127	132	0.7989	0.8259
第15期 特定期間 (2018年11月12日現在)	107	111	0.7693	0.7963
第16期 特定期間 (2019年5月10日現在)	165	170	0.7310	0.7580
第17期 特定期間 (2019年11月11日現在)	159	165	0.7340	0.7610
第18期 特定期間 (2020年5月11日現在)	125	131	0.5968	0.6218
第19期 特定期間 (2020年11月10日現在)	137	142	0.6962	0.7172
第20期 特定期間 (2021年5月10日現在)	120	124	0.7477	0.7687
第21期 特定期間 (2021年11月10日現在)	88	92	0.7375	0.7585
第22期 特定期間 (2022年5月10日現在)	75	78	0.6397	0.6607
第23期 特定期間 (2022年11月10日現在)	65	67	0.6167	0.6377

第24期 特定期間 (2023年5月10日現在)	58	60	0.5753	0.5963
第25期 特定期間 (2023年11月10日現在)	65	66	0.6302	0.6487
2022年11月末日	64	-	0.6120	-
2022年12月末日	61	-	0.5893	-
2023年1月末日	60	-	0.5963	-
2023年2月末日	59	-	0.5896	-
2023年3月末日	58	-	0.5704	-
2023年4月末日	57	-	0.5663	-
2023年5月末日	59	-	0.5826	-
2023年6月末日	65	-	0.6412	-
2023年7月末日	64	-	0.6299	-
2023年8月末日	64	-	0.6280	-
2023年9月末日	64	-	0.6229	-
2023年10月末日	63	-	0.6124	-
2023年11月末日	66	-	0.6391	-

(注) 分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第6期 特定期間(2013年11月12日～2014年5月12日)	0.0420
第7期 特定期間(2014年5月13日～2014年11月10日)	0.0420
第8期 特定期間(2014年11月11日～2015年5月11日)	0.0420
第9期 特定期間(2015年5月12日～2015年11月10日)	0.0360
第10期 特定期間(2015年11月11日～2016年5月10日)	0.0360
第11期 特定期間(2016年5月11日～2016年11月10日)	0.0360
第12期 特定期間(2016年11月11日～2017年5月10日)	0.0330
第13期 特定期間(2017年5月11日～2017年11月10日)	0.0270
第14期 特定期間(2017年11月11日～2018年5月10日)	0.0270
第15期 特定期間(2018年5月11日～2018年11月12日)	0.0270
第16期 特定期間(2018年11月13日～2019年5月10日)	0.0270
第17期 特定期間(2019年5月11日～2019年11月11日)	0.0270
第18期 特定期間(2019年11月12日～2020年5月11日)	0.0250
第19期 特定期間(2020年5月12日～2020年11月10日)	0.0210
第20期 特定期間(2020年11月11日～2021年5月10日)	0.0210
第21期 特定期間(2021年5月11日～2021年11月10日)	0.0210
第22期 特定期間(2021年11月11日～2022年5月10日)	0.0210
第23期 特定期間(2022年5月11日～2022年11月10日)	0.0210
第24期 特定期間(2022年11月11日～2023年5月10日)	0.0210
第25期 特定期間(2023年5月11日～2023年11月10日)	0.0185

【収益率の推移】

	収益率 (%)
第6期 特定期間 (2013年11月12日 ~ 2014年5月12日)	5.03
第7期 特定期間 (2014年5月13日 ~ 2014年11月10日)	9.27
第8期 特定期間 (2014年11月11日 ~ 2015年5月11日)	0.78
第9期 特定期間 (2015年5月12日 ~ 2015年11月10日)	9.41
第10期 特定期間 (2015年11月11日 ~ 2016年5月10日)	7.97
第11期 特定期間 (2016年5月11日 ~ 2016年11月10日)	0.98
第12期 特定期間 (2016年11月11日 ~ 2017年5月10日)	9.87
第13期 特定期間 (2017年5月11日 ~ 2017年11月10日)	9.50
第14期 特定期間 (2017年11月11日 ~ 2018年5月10日)	8.33
第15期 特定期間 (2018年5月11日 ~ 2018年11月12日)	0.33
第16期 特定期間 (2018年11月13日 ~ 2019年5月10日)	1.47
第17期 特定期間 (2019年5月11日 ~ 2019年11月11日)	4.10
第18期 特定期間 (2019年11月12日 ~ 2020年5月11日)	15.29
第19期 特定期間 (2020年5月12日 ~ 2020年11月10日)	20.17
第20期 特定期間 (2020年11月11日 ~ 2021年5月10日)	10.41
第21期 特定期間 (2021年5月11日 ~ 2021年11月10日)	1.44
第22期 特定期間 (2021年11月11日 ~ 2022年5月10日)	10.41
第23期 特定期間 (2022年5月11日 ~ 2022年11月10日)	0.31
第24期 特定期間 (2022年11月11日 ~ 2023年5月10日)	3.31
第25期 特定期間 (2023年5月11日 ~ 2023年11月10日)	12.76

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)



(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第6期 特定期間（2013年11月12日～2014年5月12日）	76,596,463	487,924,624
第7期 特定期間（2014年5月13日～2014年11月10日）	38,742,922	85,325,068
第8期 特定期間（2014年11月11日～2015年5月11日）	12,700,119	106,943,824
第9期 特定期間（2015年5月12日～2015年11月10日）	3,681,566	51,758,561
第10期 特定期間（2015年11月11日～2016年5月10日）	2,941,782	57,159,847
第11期 特定期間（2016年5月11日～2016年11月10日）	3,399,498	20,031,121
第12期 特定期間（2016年11月11日～2017年5月10日）	2,805,271	41,057,255
第13期 特定期間（2017年5月11日～2017年11月10日）	34,907,082	70,419,672
第14期 特定期間（2017年11月11日～2018年5月10日）	1,881,058	25,526,500
第15期 特定期間（2018年5月11日～2018年11月12日）	2,386,793	22,923,503
第16期 特定期間（2018年11月13日～2019年5月10日）	92,450,199	5,360,306
第17期 特定期間（2019年5月11日～2019年11月11日）	2,189,294	11,918,054
第18期 特定期間（2019年11月12日～2020年5月11日）	1,106,950	7,262,538
第19期 特定期間（2020年5月12日～2020年11月10日）	887,299	13,587,990
第20期 特定期間（2020年11月11日～2021年5月10日）	791,538	37,150,817
第21期 特定期間（2021年5月11日～2021年11月10日）	6,324,845	47,220,569
第22期 特定期間（2021年11月11日～2022年5月10日）	1,783,353	4,537,462
第23期 特定期間（2022年5月11日～2022年11月10日）	1,385,997	14,031,045
第24期 特定期間（2022年11月11日～2023年5月10日）	2,123,801	5,526,755
第25期 特定期間（2023年5月11日～2023年11月10日）	1,428,349	253,065

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【エマージング債券投信（カナダドルコース）年2回決算型】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年11月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	7	95.58
親投資信託受益証券	日本	0	1.01
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	0	3.41
合計（純資産総額）	-	7	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2023年11月30日現在）

	国／地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラスCAD(年2回決算型)	516.74	13,084.640 6,759,809	13,289.658 6,867,297	95.58
2	日本	親投資信託 受益証券	T & Dマネープール マザーファンド	71,774	1.0135 72,742	1.0134 72,735	1.01

（注）1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2023年11月30日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	95.58
親投資信託受益証券	1.01
合計	96.59

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第6期 計算期間 (2014年5月12日現在)	90	90	1.3553	1.3563
第7期 計算期間 (2014年11月10日現在)	133	133	1.4801	1.4811
第8期 計算期間 (2015年5月11日現在)	92	92	1.4678	1.4688
第9期 計算期間 (2015年11月10日現在)	62	63	1.3286	1.3296
第10期 計算期間 (2016年5月10日現在)	74	74	1.2257	1.2267
第11期 計算期間 (2016年11月10日現在)	36	36	1.2175	1.2185
第12期 計算期間 (2017年5月10日現在)	33	33	1.3351	1.3361
第13期 計算期間 (2017年11月10日現在)	82	82	1.4637	1.4647
第14期 計算期間 (2018年5月10日現在)	59	59	1.3391	1.3401
第15期 計算期間 (2018年11月12日現在)	47	47	1.3341	1.3351
第16期 計算期間 (2019年5月10日現在)	29	29	1.3181	1.3191
第17期 計算期間 (2019年11月11日現在)	15	15	1.3725	1.3735
第18期 計算期間 (2020年5月11日現在)	13	13	1.1514	1.1524
第19期 計算期間 (2020年11月10日現在)	10	10	1.3886	1.3896
第20期 計算期間 (2021年5月10日現在)	9	9	1.5338	1.5348
第21期 計算期間 (2021年11月10日現在)	9	9	1.5558	1.5568
第22期 計算期間 (2022年5月10日現在)	9	9	1.3938	1.3948
第23期 計算期間 (2022年11月10日現在)	8	8	1.3877	1.3887
2022年11月末日	8	-	1.3774	-
2022年12月末日	8	-	1.3341	-

2023年1月末日	8	-	1.3579	-
2023年2月末日	8	-	1.3506	-
2023年3月末日	8	-	1.3130	-
2023年4月末日	8	-	1.3120	-
第24期 計算期間 (2023年5月10日現在)	8	8	1.3391	1.3401
2023年5月末日	7	-	1.3581	-
2023年6月末日	7	-	1.5071	-
2023年7月末日	7	-	1.4883	-
2023年8月末日	7	-	1.4903	-
2023年9月末日	7	-	1.4853	-
2023年10月末日	7	-	1.4669	-
第25期 計算期間 (2023年11月10日現在)	7	7	1.5160	1.5170
2023年11月末日	7	-	1.5382	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第6期 計算期間(2014年5月12日)	0.0010
第7期 計算期間(2014年11月10日)	0.0010
第8期 計算期間(2015年5月11日)	0.0010
第9期 計算期間(2015年11月10日)	0.0010
第10期 計算期間(2016年5月10日)	0.0010
第11期 計算期間(2016年11月10日)	0.0010
第12期 計算期間(2017年5月10日)	0.0010
第13期 計算期間(2017年11月10日)	0.0010
第14期 計算期間(2018年5月10日)	0.0010
第15期 計算期間(2018年11月12日)	0.0010
第16期 計算期間(2019年5月10日)	0.0010
第17期 計算期間(2019年11月11日)	0.0010
第18期 計算期間(2020年5月11日)	0.0010
第19期 計算期間(2020年11月10日)	0.0010
第20期 計算期間(2021年5月10日)	0.0010
第21期 計算期間(2021年11月10日)	0.0010
第22期 計算期間(2022年5月10日)	0.0010
第23期 計算期間(2022年11月10日)	0.0010
第24期 計算期間(2023年5月10日)	0.0010
第25期 計算期間(2023年11月10日)	0.0010

【収益率の推移】

	収益率 (%)
第6期 計算期間 (2013年11月12日 ~ 2014年5月12日)	5.17
第7期 計算期間 (2014年5月13日 ~ 2014年11月10日)	9.28
第8期 計算期間 (2014年11月11日 ~ 2015年5月11日)	0.76
第9期 計算期間 (2015年5月12日 ~ 2015年11月10日)	9.42
第10期 計算期間 (2015年11月11日 ~ 2016年5月10日)	7.67
第11期 計算期間 (2016年5月11日 ~ 2016年11月10日)	0.59
第12期 計算期間 (2016年11月11日 ~ 2017年5月10日)	9.74
第13期 計算期間 (2017年5月11日 ~ 2017年11月10日)	9.71
第14期 計算期間 (2017年11月11日 ~ 2018年5月10日)	8.44
第15期 計算期間 (2018年5月11日 ~ 2018年11月12日)	0.30
第16期 計算期間 (2018年11月13日 ~ 2019年5月10日)	1.12
第17期 計算期間 (2019年5月11日 ~ 2019年11月11日)	4.20
第18期 計算期間 (2019年11月12日 ~ 2020年5月11日)	16.04
第19期 計算期間 (2020年5月12日 ~ 2020年11月10日)	20.69
第20期 計算期間 (2020年11月11日 ~ 2021年5月10日)	10.53
第21期 計算期間 (2021年5月11日 ~ 2021年11月10日)	1.50
第22期 計算期間 (2021年11月11日 ~ 2022年5月10日)	10.35
第23期 計算期間 (2022年5月11日 ~ 2022年11月10日)	0.37
第24期 計算期間 (2022年11月11日 ~ 2023年5月10日)	3.43
第25期 計算期間 (2023年5月11日 ~ 2023年11月10日)	13.29

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額 (分配付の額) から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額 (分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。) を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第6期 計算期間（2013年11月12日～2014年5月12日）	7,485,677	18,698,764
第7期 計算期間（2014年5月13日～2014年11月10日）	26,009,806	2,552,706
第8期 計算期間（2014年11月11日～2015年5月11日）	208,768	27,430,740
第9期 計算期間（2015年5月12日～2015年11月10日）	35,150	15,820,384
第10期 計算期間（2015年11月11日～2016年5月10日）	21,917,886	8,404,955
第11期 計算期間（2016年5月11日～2016年11月10日）	45,129	31,160,544
第12期 計算期間（2016年11月11日～2017年5月10日）	23,811	4,592,604
第13期 計算期間（2017年5月11日～2017年11月10日）	37,565,330	6,497,514
第14期 計算期間（2017年11月11日～2018年5月10日）	104,489	11,815,883
第15期 計算期間（2018年5月11日～2018年11月12日）	29,199	8,702,983
第16期 計算期間（2018年11月13日～2019年5月10日）	760,194	14,230,599
第17期 計算期間（2019年5月11日～2019年11月11日）	31,425	10,972,166
第18期 計算期間（2019年11月12日～2020年5月11日）	989,645	534,528
第19期 計算期間（2020年5月12日～2020年11月10日）	41,300	4,075,760
第20期 計算期間（2020年11月11日～2021年5月10日）	8,532	1,624,045
第21期 計算期間（2021年5月11日～2021年11月10日）	2,810	34
第22期 計算期間（2021年11月11日～2022年5月10日）	420,580	10
第23期 計算期間（2022年5月11日～2022年11月10日）	66,032	418,108
第24期 計算期間（2022年11月11日～2023年5月10日）	83,264	-
第25期 計算期間（2023年5月11日～2023年11月10日）	378,903	1,793,047

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

**【エマージング債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型】**

**（１）【投資状況】**

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年11月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	2,680	95.42
親投資信託受益証券	日本	24	0.84
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	105	3.74
合計（純資産総額）	-	2,809	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

**（２）【投資資産】**

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2023年11月30日現在）

	国／地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン諸島	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス MXN（毎月分配型）	509,424.68	5,133.070 2,614,912,542	5,261.007 2,680,086,807	95.42
2	日本	親投資信託受益証券	T & D マネープールマザーファンド	23,292,362	1.0135 23,606,808	1.0134 23,604,479	0.84

（注）1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2023年11月30日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	95.42
親投資信託受益証券	0.84
合計	96.26

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第6期 特定期間 (2014年5月12日現在)	21,650	22,771	1.1509	1.2069
第7期 特定期間 (2014年11月10日現在)	17,276	18,159	1.2072	1.2632
第8期 特定期間 (2015年5月11日現在)	12,560	13,256	1.0984	1.1544
第9期 特定期間 (2015年11月10日現在)	9,333	9,830	0.9423	0.9903
第10期 特定期間 (2016年5月10日現在)	6,420	6,851	0.7565	0.8045
第11期 特定期間 (2016年11月10日現在)	5,431	5,769	0.6795	0.7225
第12期 特定期間 (2017年5月10日現在)	5,771	6,094	0.7622	0.8042
第13期 特定期間 (2017年11月10日現在)	6,584	6,943	0.7603	0.8023
第14期 特定期間 (2018年5月10日現在)	5,140	5,480	0.6708	0.7128
第15期 特定期間 (2018年11月12日現在)	4,272	4,568	0.6394	0.6814
第16期 特定期間 (2019年5月10日現在)	5,022	5,308	0.6542	0.6962
第17期 特定期間 (2019年11月11日現在)	5,902	6,266	0.6528	0.6948
第18期 特定期間 (2020年5月11日現在)	4,708	5,098	0.4481	0.4881
第19期 特定期間 (2020年11月10日現在)	6,012	6,396	0.5675	0.6035
第20期 特定期間 (2021年5月10日現在)	5,000	5,308	0.5772	0.6102
第21期 特定期間 (2021年11月10日現在)	4,322	4,535	0.5725	0.5995
第22期 特定期間 (2022年5月10日現在)	3,372	3,558	0.5194	0.5464
第23期 特定期間 (2022年11月10日現在)	2,972	3,127	0.5485	0.5755



第24期 特定期間 (2023年5月10日現在)	2,836	2,974	0.5690	0.5960
第25期 特定期間 (2023年11月10日現在)	2,778	2,899	0.6696	0.6966
2022年11月末日	2,966	-	0.5600	-
2022年12月末日	2,802	-	0.5374	-
2023年1月末日	2,853	-	0.5517	-
2023年2月末日	2,882	-	0.5673	-
2023年3月末日	2,820	-	0.5564	-
2023年4月末日	2,793	-	0.5592	-
2023年5月末日	2,931	-	0.5917	-
2023年6月末日	3,148	-	0.6606	-
2023年7月末日	3,042	-	0.6696	-
2023年8月末日	2,993	-	0.6793	-
2023年9月末日	2,764	-	0.6431	-
2023年10月末日	2,659	-	0.6344	-
2023年11月末日	2,809	-	0.6854	-

(注) 分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第6期 特定期間(2013年11月12日～2014年5月12日)	0.0560
第7期 特定期間(2014年5月13日～2014年11月10日)	0.0560
第8期 特定期間(2014年11月11日～2015年5月11日)	0.0560
第9期 特定期間(2015年5月12日～2015年11月10日)	0.0480
第10期 特定期間(2015年11月11日～2016年5月10日)	0.0480
第11期 特定期間(2016年5月11日～2016年11月10日)	0.0430
第12期 特定期間(2016年11月11日～2017年5月10日)	0.0420
第13期 特定期間(2017年5月11日～2017年11月10日)	0.0420
第14期 特定期間(2017年11月11日～2018年5月10日)	0.0420
第15期 特定期間(2018年5月11日～2018年11月12日)	0.0420
第16期 特定期間(2018年11月13日～2019年5月10日)	0.0420
第17期 特定期間(2019年5月11日～2019年11月11日)	0.0420
第18期 特定期間(2019年11月12日～2020年5月11日)	0.0400
第19期 特定期間(2020年5月12日～2020年11月10日)	0.0360
第20期 特定期間(2020年11月11日～2021年5月10日)	0.0330
第21期 特定期間(2021年5月11日～2021年11月10日)	0.0270
第22期 特定期間(2021年11月11日～2022年5月10日)	0.0270
第23期 特定期間(2022年5月11日～2022年11月10日)	0.0270
第24期 特定期間(2022年11月11日～2023年5月10日)	0.0270
第25期 特定期間(2023年5月11日～2023年11月10日)	0.0270

【収益率の推移】

	収益率 (%)
第6期 特定期間 (2013年11月12日 ~ 2014年5月12日)	12.05
第7期 特定期間 (2014年5月13日 ~ 2014年11月10日)	9.76
第8期 特定期間 (2014年11月11日 ~ 2015年5月11日)	4.37
第9期 特定期間 (2015年5月12日 ~ 2015年11月10日)	9.84
第10期 特定期間 (2015年11月11日 ~ 2016年5月10日)	14.62
第11期 特定期間 (2016年5月11日 ~ 2016年11月10日)	4.49
第12期 特定期間 (2016年11月11日 ~ 2017年5月10日)	18.35
第13期 特定期間 (2017年5月11日 ~ 2017年11月10日)	5.26
第14期 特定期間 (2017年11月11日 ~ 2018年5月10日)	6.25
第15期 特定期間 (2018年5月11日 ~ 2018年11月12日)	1.58
第16期 特定期間 (2018年11月13日 ~ 2019年5月10日)	8.88
第17期 特定期間 (2019年5月11日 ~ 2019年11月11日)	6.21
第18期 特定期間 (2019年11月12日 ~ 2020年5月11日)	25.23
第19期 特定期間 (2020年5月12日 ~ 2020年11月10日)	34.68
第20期 特定期間 (2020年11月11日 ~ 2021年5月10日)	7.52
第21期 特定期間 (2021年5月11日 ~ 2021年11月10日)	3.86
第22期 特定期間 (2021年11月11日 ~ 2022年5月10日)	4.56
第23期 特定期間 (2022年5月11日 ~ 2022年11月10日)	10.80
第24期 特定期間 (2022年11月11日 ~ 2023年5月10日)	8.66
第25期 特定期間 (2023年5月11日 ~ 2023年11月10日)	22.43

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第6期 特定期間（2013年11月12日～2014年5月12日）	716,346,808	4,433,115,618
第7期 特定期間（2014年5月13日～2014年11月10日）	357,941,894	4,858,001,940
第8期 特定期間（2014年11月11日～2015年5月11日）	157,206,481	3,033,985,060
第9期 特定期間（2015年5月12日～2015年11月10日）	110,876,946	1,640,936,225
第10期 特定期間（2015年11月11日～2016年5月10日）	89,829,289	1,507,375,211
第11期 特定期間（2016年5月11日～2016年11月10日）	983,389,202	1,478,255,975
第12期 特定期間（2016年11月11日～2017年5月10日）	2,045,588,809	2,465,132,197
第13期 特定期間（2017年5月11日～2017年11月10日）	2,454,612,180	1,366,765,516
第14期 特定期間（2017年11月11日～2018年5月10日）	549,302,730	1,547,004,223
第15期 特定期間（2018年5月11日～2018年11月12日）	372,253,752	1,353,240,975
第16期 特定期間（2018年11月13日～2019年5月10日）	1,663,479,528	669,038,255
第17期 特定期間（2019年5月11日～2019年11月11日）	2,112,300,454	746,775,339
第18期 特定期間（2019年11月12日～2020年5月11日）	3,242,469,306	1,778,938,162
第19期 特定期間（2020年5月12日～2020年11月10日）	1,565,082,805	1,477,096,620
第20期 特定期間（2020年11月11日～2021年5月10日）	452,517,264	2,382,751,377
第21期 特定期間（2021年5月11日～2021年11月10日）	75,355,275	1,188,879,293
第22期 特定期間（2021年11月11日～2022年5月10日）	83,932,348	1,141,450,185
第23期 特定期間（2022年5月11日～2022年11月10日）	77,831,240	1,152,114,954
第24期 特定期間（2022年11月11日～2023年5月10日）	127,365,558	560,925,030
第25期 特定期間（2023年5月11日～2023年11月10日）	76,551,644	911,115,518

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【エマージング債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年11月30日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	630	97.25
親投資信託受益証券	日本	4	0.62
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	14	2.13
合計（純資産総額）	-	648	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2023年11月30日現在）

	国/ 地域	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	エマージング・マーケット・デ ット・ファンド・クラス MXN(年 2回決算型)	25,147.27	24,449.440 614,836,719	25,049.931 629,937,378	97.25
2	日本	親投資信託 受益証券	T & Dマネープール マザーファンド	3,988,327	1.0135 4,042,169	1.0134 4,041,770	0.62

（注）1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2023年11月30日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.25
親投資信託受益証券	0.62
合計	97.87

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第6期 計算期間 (2014年5月12日現在)	3,215	3,217	1.5138	1.5148
第7期 計算期間 (2014年11月10日現在)	2,581	2,583	1.6653	1.6663
第8期 計算期間 (2015年5月11日現在)	1,896	1,897	1.5912	1.5922
第9期 計算期間 (2015年11月10日現在)	1,449	1,450	1.4348	1.4358
第10期 計算期間 (2016年5月10日現在)	1,117	1,118	1.2187	1.2197
第11期 計算期間 (2016年11月10日現在)	1,035	1,036	1.1603	1.1613
第12期 計算期間 (2017年5月10日現在)	1,504	1,505	1.3720	1.3730
第13期 計算期間 (2017年11月10日現在)	1,847	1,849	1.4411	1.4421
第14期 計算期間 (2018年5月10日現在)	1,549	1,550	1.3441	1.3451
第15期 計算期間 (2018年11月12日現在)	1,337	1,338	1.3594	1.3604
第16期 計算期間 (2019年5月10日現在)	1,375	1,376	1.4825	1.4835
第17期 計算期間 (2019年11月11日現在)	1,527	1,528	1.5823	1.5833
第18期 計算期間 (2020年5月11日現在)	872	873	1.1626	1.1636
第19期 計算期間 (2020年11月10日現在)	1,030	1,031	1.5755	1.5765
第20期 計算期間 (2021年5月10日現在)	849	849	1.6939	1.6949
第21期 計算期間 (2021年11月10日現在)	696	697	1.7610	1.7620
第22期 計算期間 (2022年5月10日現在)	581	582	1.6794	1.6804
第23期 計算期間 (2022年11月10日現在)	512	513	1.8602	1.8612
2022年11月末日	523	-	1.8981	-
2022年12月末日	490	-	1.8400	-

2023年1月末日	470	-	1.9060	-
2023年2月末日	487	-	1.9763	-
2023年3月末日	481	-	1.9514	-
2023年4月末日	497	-	1.9776	-
第24期 計算期間 (2023年5月10日現在)	522	522	2.0270	2.0280
2023年5月末日	563	-	2.1068	-
2023年6月末日	632	-	2.3659	-
2023年7月末日	633	-	2.4151	-
2023年8月末日	644	-	2.4681	-
2023年9月末日	614	-	2.3553	-
2023年10月末日	598	-	2.3402	-
第25期 計算期間 (2023年11月10日現在)	636	636	2.4857	2.4867
2023年11月末日	648	-	2.5436	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第6期 計算期間(2014年5月12日)	0.0010
第7期 計算期間(2014年11月10日)	0.0010
第8期 計算期間(2015年5月11日)	0.0010
第9期 計算期間(2015年11月10日)	0.0010
第10期 計算期間(2016年5月10日)	0.0010
第11期 計算期間(2016年11月10日)	0.0010
第12期 計算期間(2017年5月10日)	0.0010
第13期 計算期間(2017年11月10日)	0.0010
第14期 計算期間(2018年5月10日)	0.0010
第15期 計算期間(2018年11月12日)	0.0010
第16期 計算期間(2019年5月10日)	0.0010
第17期 計算期間(2019年11月11日)	0.0010
第18期 計算期間(2020年5月11日)	0.0010
第19期 計算期間(2020年11月10日)	0.0010
第20期 計算期間(2021年5月10日)	0.0010
第21期 計算期間(2021年11月10日)	0.0010
第22期 計算期間(2022年5月10日)	0.0010
第23期 計算期間(2022年11月10日)	0.0010
第24期 計算期間(2023年5月10日)	0.0010
第25期 計算期間(2023年11月10日)	0.0010

【収益率の推移】

	収益率 (%)
第6期 計算期間 (2013年11月12日 ~ 2014年5月12日)	12.19
第7期 計算期間 (2014年5月13日 ~ 2014年11月10日)	10.07
第8期 計算期間 (2014年11月11日 ~ 2015年5月11日)	4.39
第9期 計算期間 (2015年5月12日 ~ 2015年11月10日)	9.77
第10期 計算期間 (2015年11月11日 ~ 2016年5月10日)	14.99
第11期 計算期間 (2016年5月11日 ~ 2016年11月10日)	4.71
第12期 計算期間 (2016年11月11日 ~ 2017年5月10日)	18.33
第13期 計算期間 (2017年5月11日 ~ 2017年11月10日)	5.11
第14期 計算期間 (2017年11月11日 ~ 2018年5月10日)	6.66
第15期 計算期間 (2018年5月11日 ~ 2018年11月12日)	1.21
第16期 計算期間 (2018年11月13日 ~ 2019年5月10日)	9.13
第17期 計算期間 (2019年5月11日 ~ 2019年11月11日)	6.80
第18期 計算期間 (2019年11月12日 ~ 2020年5月11日)	26.46
第19期 計算期間 (2020年5月12日 ~ 2020年11月10日)	35.60
第20期 計算期間 (2020年11月11日 ~ 2021年5月10日)	7.58
第21期 計算期間 (2021年5月11日 ~ 2021年11月10日)	4.02
第22期 計算期間 (2021年11月11日 ~ 2022年5月10日)	4.58
第23期 計算期間 (2022年5月11日 ~ 2022年11月10日)	10.83
第24期 計算期間 (2022年11月11日 ~ 2023年5月10日)	9.02
第25期 計算期間 (2023年5月11日 ~ 2023年11月10日)	22.68

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額 (分配付の額) から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額 (分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。) を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第6期 計算期間（2013年11月12日～2014年5月12日）	89,522,117	616,278,027
第7期 計算期間（2014年5月13日～2014年11月10日）	53,241,688	626,766,723
第8期 計算期間（2014年11月11日～2015年5月11日）	14,813,519	373,208,155
第9期 計算期間（2015年5月12日～2015年11月10日）	13,362,818	195,338,374
第10期 計算期間（2015年11月11日～2016年5月10日）	2,495,698	95,371,207
第11期 計算期間（2016年5月11日～2016年11月10日）	103,133,439	127,751,548
第12期 計算期間（2016年11月11日～2017年5月10日）	321,140,823	116,897,509
第13期 計算期間（2017年5月11日～2017年11月10日）	445,638,000	260,226,329
第14期 計算期間（2017年11月11日～2018年5月10日）	87,054,483	216,253,690
第15期 計算期間（2018年5月11日～2018年11月12日）	5,726,372	175,050,787
第16期 計算期間（2018年11月13日～2019年5月10日）	137,851,183	194,031,054
第17期 計算期間（2019年5月11日～2019年11月11日）	195,867,749	158,228,486
第18期 計算期間（2019年11月12日～2020年5月11日）	123,917,427	338,411,882
第19期 計算期間（2020年5月12日～2020年11月10日）	13,987,759	110,378,734
第20期 計算期間（2020年11月11日～2021年5月10日）	596,209	153,613,114
第21期 計算期間（2021年5月11日～2021年11月10日）	473,547	106,028,320
第22期 計算期間（2021年11月11日～2022年5月10日）	405,187	49,575,346
第23期 計算期間（2022年5月11日～2022年11月10日）	1,472,992	72,292,107
第24期 計算期間（2022年11月11日～2023年5月10日）	20,519,813	38,305,947
第25期 計算期間（2023年5月11日～2023年11月10日）	11,645,969	13,509,461

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。



【エマージング債券投信（トルコリラコース）毎月分配型】

(1) 【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(2023年11月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,258	96.54
親投資信託受益証券	日本	16	1.20
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	29	2.26
合計(純資産総額)	-	1,303	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄(全銘柄)

(2023年11月30日現在)

	国/地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	エマージング・マーケット・ デット・ファンド・クラス TRY(毎月分配型)	2,284,134.58	548.060 1,251,858,786	550.719 1,257,916,311	96.54
2	日本	親投資信託 受益証券	T&Dマネープール マザーファンド	15,489,184	1.0135 15,698,287	1.0134 15,696,739	1.20

(注) 1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ. 投資有価証券の種類別比率

(2023年11月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.54
親投資信託受益証券	1.20
合計	97.74

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第6期 特定期間 (2014年5月12日現在)	10,829	11,638	1.0098	1.0818
第7期 特定期間 (2014年11月10日現在)	9,408	10,227	1.0110	1.0950
第8期 特定期間 (2015年5月11日現在)	7,154	7,776	0.8668	0.9388
第9期 特定期間 (2015年11月10日現在)	5,943	6,522	0.7591	0.8311
第10期 特定期間 (2016年5月10日現在)	4,367	4,886	0.6444	0.7164
第11期 特定期間 (2016年11月10日現在)	3,228	3,640	0.5663	0.6333
第12期 特定期間 (2017年5月10日現在)	3,651	3,899	0.5541	0.5976
第13期 特定期間 (2017年11月10日現在)	17,128	17,894	0.5169	0.5559
第14期 特定期間 (2018年5月10日現在)	16,635	18,138	0.4231	0.4621
第15期 特定期間 (2018年11月12日現在)	11,197	12,597	0.3324	0.3714
第16期 特定期間 (2019年5月10日現在)	11,430	12,874	0.2894	0.3284
第17期 特定期間 (2019年11月11日現在)	16,740	18,582	0.3050	0.3440
第18期 特定期間 (2020年5月11日現在)	11,887	13,960	0.2014	0.2354
第19期 特定期間 (2020年11月10日現在)	7,611	8,751	0.1920	0.2140
第20期 特定期間 (2021年5月10日現在)	5,976	6,571	0.1934	0.2114
第21期 特定期間 (2021年11月10日現在)	4,426	4,928	0.1705	0.1885
第22期 特定期間 (2022年5月10日現在)	2,138	2,477	0.0959	0.1109
第23期 特定期間 (2022年11月10日現在)	1,828	1,965	0.0903	0.0968

第24期 特定期間 (2023年5月10日現在)	1,579	1,646	0.0873	0.0908
第25期 特定期間 (2023年11月10日現在)	1,316	1,367	0.0836	0.0866
2022年11月末日	1,827	-	0.0913	-
2022年12月末日	1,712	-	0.0875	-
2023年1月末日	1,683	-	0.0886	-
2023年2月末日	1,665	-	0.0902	-
2023年3月末日	1,590	-	0.0871	-
2023年4月末日	1,574	-	0.0869	-
2023年5月末日	1,590	-	0.0885	-
2023年6月末日	1,475	-	0.0836	-
2023年7月末日	1,354	-	0.0797	-
2023年8月末日	1,381	-	0.0828	-
2023年9月末日	1,323	-	0.0807	-
2023年10月末日	1,329	-	0.0818	-
2023年11月末日	1,303	-	0.0839	-

(注) 分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第6期 特定期間(2013年11月12日～2014年5月12日)	0.0720
第7期 特定期間(2014年5月13日～2014年11月10日)	0.0840
第8期 特定期間(2014年11月11日～2015年5月11日)	0.0720
第9期 特定期間(2015年5月12日～2015年11月10日)	0.0720
第10期 特定期間(2015年11月11日～2016年5月10日)	0.0720
第11期 特定期間(2016年5月11日～2016年11月10日)	0.0670
第12期 特定期間(2016年11月11日～2017年5月10日)	0.0435
第13期 特定期間(2017年5月11日～2017年11月10日)	0.0390
第14期 特定期間(2017年11月11日～2018年5月10日)	0.0390
第15期 特定期間(2018年5月11日～2018年11月12日)	0.0390
第16期 特定期間(2018年11月13日～2019年5月10日)	0.0390
第17期 特定期間(2019年5月11日～2019年11月11日)	0.0390
第18期 特定期間(2019年11月12日～2020年5月11日)	0.0340
第19期 特定期間(2020年5月12日～2020年11月10日)	0.0220
第20期 特定期間(2020年11月11日～2021年5月10日)	0.0180
第21期 特定期間(2021年5月11日～2021年11月10日)	0.0180
第22期 特定期間(2021年11月11日～2022年5月10日)	0.0150
第23期 特定期間(2022年5月11日～2022年11月10日)	0.0065
第24期 特定期間(2022年11月11日～2023年5月10日)	0.0035
第25期 特定期間(2023年5月11日～2023年11月10日)	0.0030

【収益率の推移】

	収益率 (%)
第6期 特定期間 (2013年11月12日 ~ 2014年5月12日)	10.98
第7期 特定期間 (2014年5月13日 ~ 2014年11月10日)	8.44
第8期 特定期間 (2014年11月11日 ~ 2015年5月11日)	7.14
第9期 特定期間 (2015年5月12日 ~ 2015年11月10日)	4.12
第10期 特定期間 (2015年11月11日 ~ 2016年5月10日)	5.63
第11期 特定期間 (2016年5月11日 ~ 2016年11月10日)	1.72
第12期 特定期間 (2016年11月11日 ~ 2017年5月10日)	5.53
第13期 特定期間 (2017年5月11日 ~ 2017年11月10日)	0.32
第14期 特定期間 (2017年11月11日 ~ 2018年5月10日)	10.60
第15期 特定期間 (2018年5月11日 ~ 2018年11月12日)	12.22
第16期 特定期間 (2018年11月13日 ~ 2019年5月10日)	1.20
第17期 特定期間 (2019年5月11日 ~ 2019年11月11日)	18.87
第18期 特定期間 (2019年11月12日 ~ 2020年5月11日)	22.82
第19期 特定期間 (2020年5月12日 ~ 2020年11月10日)	6.26
第20期 特定期間 (2020年11月11日 ~ 2021年5月10日)	10.10
第21期 特定期間 (2021年5月11日 ~ 2021年11月10日)	2.53
第22期 特定期間 (2021年11月11日 ~ 2022年5月10日)	34.96
第23期 特定期間 (2022年5月11日 ~ 2022年11月10日)	0.94
第24期 特定期間 (2022年11月11日 ~ 2023年5月10日)	0.55
第25期 特定期間 (2023年5月11日 ~ 2023年11月10日)	0.80

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第6期 特定期間（2013年11月12日～2014年5月12日）	940,580,406	3,041,287,559
第7期 特定期間（2014年5月13日～2014年11月10日）	546,106,019	1,964,704,970
第8期 特定期間（2014年11月11日～2015年5月11日）	326,019,827	1,378,375,770
第9期 特定期間（2015年5月12日～2015年11月10日）	420,294,784	844,229,600
第10期 特定期間（2015年11月11日～2016年5月10日）	193,628,102	1,244,868,346
第11期 特定期間（2016年5月11日～2016年11月10日）	177,109,910	1,253,995,404
第12期 特定期間（2016年11月11日～2017年5月10日）	2,041,492,994	1,153,348,844
第13期 特定期間（2017年5月11日～2017年11月10日）	29,152,371,353	2,602,936,705
第14期 特定期間（2017年11月11日～2018年5月10日）	10,024,705,118	3,847,760,410
第15期 特定期間（2018年5月11日～2018年11月12日）	3,620,088,910	9,251,877,899
第16期 特定期間（2018年11月13日～2019年5月10日）	9,191,898,986	3,381,694,608
第17期 特定期間（2019年5月11日～2019年11月11日）	20,830,885,803	5,440,924,382
第18期 特定期間（2019年11月12日～2020年5月11日）	14,299,417,638	10,176,750,383
第19期 特定期間（2020年5月12日～2020年11月10日）	3,270,887,048	22,635,444,383
第20期 特定期間（2020年11月11日～2021年5月10日）	933,278,647	9,675,137,884
第21期 特定期間（2021年5月11日～2021年11月10日）	1,326,245,772	6,268,138,650
第22期 特定期間（2021年11月11日～2022年5月10日）	2,105,252,597	5,780,533,878
第23期 特定期間（2022年5月11日～2022年11月10日）	765,672,897	2,812,670,704
第24期 特定期間（2022年11月11日～2023年5月10日）	297,053,823	2,439,189,984
第25期 特定期間（2023年5月11日～2023年11月10日）	224,867,833	2,566,877,324

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

**【エマージング債券投信（トルコリラコース）年2回決算型】**

**（１）【投資状況】**

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年11月30日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	247	95.04
親投資信託受益証券	日本	2	0.96
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	11	4.00
合計（純資産総額）	-	260	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

**（２）【投資資産】**

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2023年11月30日現在）

	国/地域	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	エマージング・マーケット・デ ット・ファンド・クラス TRY(年 2回決算型)	36,755.31	6,699.920 246,257,636	6,732.015 247,437,298	95.04
2	日本	親投資信託 受益証券	T & Dマネープール マザーファンド	2,464,915	1.0135 2,498,191	1.0134 2,497,944	0.96

（注）1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2023年11月30日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	95.04
親投資信託受益証券	0.96
合計	96.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第6期 計算期間 (2014年5月12日現在)	733	734	1.5183	1.5193
第7期 計算期間 (2014年11月10日現在)	583	583	1.6558	1.6568
第8期 計算期間 (2015年5月11日現在)	519	519	1.5361	1.5371
第9期 計算期間 (2015年11月10日現在)	448	448	1.4787	1.4797
第10期 計算期間 (2016年5月10日現在)	367	368	1.3878	1.3888
第11期 計算期間 (2016年11月10日現在)	280	280	1.3505	1.3515
第12期 計算期間 (2017年5月10日現在)	596	597	1.4303	1.4313
第13期 計算期間 (2017年11月10日現在)	3,727	3,730	1.4272	1.4282
第14期 計算期間 (2018年5月10日現在)	3,686	3,689	1.2660	1.2670
第15期 計算期間 (2018年11月12日現在)	2,630	2,632	1.1161	1.1171
第16期 計算期間 (2019年5月10日現在)	2,544	2,546	1.0947	1.0957
第17期 計算期間 (2019年11月11日現在)	2,752	2,754	1.3132	1.3142
第18期 計算期間 (2020年5月11日現在)	1,782	1,784	0.9847	0.9857
第19期 計算期間 (2020年11月10日現在)	1,181	1,182	1.0428	1.0438
第20期 計算期間 (2021年5月10日現在)	871	872	1.1566	1.1576
第21期 計算期間 (2021年11月10日現在)	692	693	1.1196	1.1206
第22期 計算期間 (2022年5月10日現在)	389	389	0.7151	0.7161
第23期 計算期間 (2022年11月10日現在)	370	370	0.7237	0.7247
2022年11月末日	371	-	0.7316	-
2022年12月末日	334	-	0.7088	-

2023年1月末日	333	-	0.7214	-
2023年2月末日	316	-	0.7385	-
2023年3月末日	305	-	0.7173	-
2023年4月末日	300	-	0.7193	-
第24期 計算期間 (2023年5月10日現在)	303	303	0.7239	0.7249
2023年5月末日	301	-	0.7337	-
2023年6月末日	275	-	0.6986	-
2023年7月末日	264	-	0.6696	-
2023年8月末日	275	-	0.6982	-
2023年9月末日	257	-	0.6852	-
2023年10月末日	255	-	0.6995	-
第25期 計算期間 (2023年11月10日現在)	260	260	0.7178	0.7188
2023年11月末日	260	-	0.7207	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第6期 計算期間(2014年5月12日)	0.0010
第7期 計算期間(2014年11月10日)	0.0010
第8期 計算期間(2015年5月11日)	0.0010
第9期 計算期間(2015年11月10日)	0.0010
第10期 計算期間(2016年5月10日)	0.0010
第11期 計算期間(2016年11月10日)	0.0010
第12期 計算期間(2017年5月10日)	0.0010
第13期 計算期間(2017年11月10日)	0.0010
第14期 計算期間(2018年5月10日)	0.0010
第15期 計算期間(2018年11月12日)	0.0010
第16期 計算期間(2019年5月10日)	0.0010
第17期 計算期間(2019年11月11日)	0.0010
第18期 計算期間(2020年5月11日)	0.0010
第19期 計算期間(2020年11月10日)	0.0010
第20期 計算期間(2021年5月10日)	0.0010
第21期 計算期間(2021年11月10日)	0.0010
第22期 計算期間(2022年5月10日)	0.0010
第23期 計算期間(2022年11月10日)	0.0010
第24期 計算期間(2023年5月10日)	0.0010
第25期 計算期間(2023年11月10日)	0.0010



【収益率の推移】

	収益率 (%)
第6期 計算期間 (2013年11月12日 ~ 2014年5月12日)	11.36
第7期 計算期間 (2014年5月13日 ~ 2014年11月10日)	9.12
第8期 計算期間 (2014年11月11日 ~ 2015年5月11日)	7.17
第9期 計算期間 (2015年5月12日 ~ 2015年11月10日)	3.67
第10期 計算期間 (2015年11月11日 ~ 2016年5月10日)	6.08
第11期 計算期間 (2016年5月11日 ~ 2016年11月10日)	2.62
第12期 計算期間 (2016年11月11日 ~ 2017年5月10日)	5.98
第13期 計算期間 (2017年5月11日 ~ 2017年11月10日)	0.15
第14期 計算期間 (2017年11月11日 ~ 2018年5月10日)	11.22
第15期 計算期間 (2018年5月11日 ~ 2018年11月12日)	11.76
第16期 計算期間 (2018年11月13日 ~ 2019年5月10日)	1.83
第17期 計算期間 (2019年5月11日 ~ 2019年11月11日)	20.05
第18期 計算期間 (2019年11月12日 ~ 2020年5月11日)	24.94
第19期 計算期間 (2020年5月12日 ~ 2020年11月10日)	6.00
第20期 計算期間 (2020年11月11日 ~ 2021年5月10日)	11.01
第21期 計算期間 (2021年5月11日 ~ 2021年11月10日)	3.11
第22期 計算期間 (2021年11月11日 ~ 2022年5月10日)	36.04
第23期 計算期間 (2022年5月11日 ~ 2022年11月10日)	1.34
第24期 計算期間 (2022年11月11日 ~ 2023年5月10日)	0.17
第25期 計算期間 (2023年5月11日 ~ 2023年11月10日)	0.70

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額 (分配付の額) から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額 (分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。) を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第6期 計算期間（2013年11月12日～2014年5月12日）	60,227,183	173,760,490
第7期 計算期間（2014年5月13日～2014年11月10日）	20,088,199	151,034,093
第8期 計算期間（2014年11月11日～2015年5月11日）	45,889,239	59,956,776
第9期 計算期間（2015年5月12日～2015年11月10日）	7,744,813	42,452,694
第10期 計算期間（2015年11月11日～2016年5月10日）	14,733,427	53,174,766
第11期 計算期間（2016年5月11日～2016年11月10日）	911,528	58,304,628
第12期 計算期間（2016年11月11日～2017年5月10日）	232,320,708	22,797,513
第13期 計算期間（2017年5月11日～2017年11月10日）	2,273,549,941	78,561,296
第14期 計算期間（2017年11月11日～2018年5月10日）	826,782,228	526,780,052
第15期 計算期間（2018年5月11日～2018年11月12日）	80,597,379	636,216,498
第16期 計算期間（2018年11月13日～2019年5月10日）	239,672,217	272,216,529
第17期 計算期間（2019年5月11日～2019年11月11日）	162,018,466	390,335,490
第18期 計算期間（2019年11月12日～2020年5月11日）	212,357,035	498,292,122
第19期 計算期間（2020年5月12日～2020年11月10日）	25,734,385	702,839,835
第20期 計算期間（2020年11月11日～2021年5月10日）	10,426,758	389,419,476
第21期 計算期間（2021年5月11日～2021年11月10日）	10,941,821	145,797,261
第22期 計算期間（2021年11月11日～2022年5月10日）	13,211,215	87,900,834
第23期 計算期間（2022年5月11日～2022年11月10日）	13,244,901	45,908,757
第24期 計算期間（2022年11月11日～2023年5月10日）	10,015,017	103,107,316
第25期 計算期間（2023年5月11日～2023年11月10日）	9,062,740	65,282,313

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

**【エマージング債券投信（金コース）毎月分配型】**

**（１）【投資状況】**

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年11月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	605	92.56
親投資信託受益証券	日本	4	0.62
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	45	6.82
合計（純資産総額）	-	654	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

**（２）【投資資産】**

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2023年11月30日現在）

	国／地域	通貨	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 （現地通貨） 簿価金額 （円）	時価単価 （現地通貨） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン諸島	USドル	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラスGOLD（毎月分配型）	142,604.65	27.030 567,001,428	28.863 605,339,827	92.56
2	日本	日本円	親投資信託受益証券	T & Dマネープールマザーファンド	3,974,765	1.0135 4,028,424	1.0134 4,028,026	0.62

（注）1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2023年11月30日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	92.56
親投資信託受益証券	0.62
合計	93.18

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2023年11月30日現在)

区 分	種 類	簿 価 (円)	時 価 (円)	投資比率 (%)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建 U S ドル	594,818,290	594,431,233	90.90

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引の時価については、原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって評価しております。

2 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第6期 特定期間 (2014年5月12日現在)	2,105	2,201	0.6688	0.6988
第7期 特定期間 (2014年11月10日現在)	1,891	1,988	0.5772	0.6072
第8期 特定期間 (2015年5月11日現在)	1,795	1,893	0.5621	0.5921
第9期 特定期間 (2015年11月10日現在)	1,516	1,613	0.4676	0.4976
第10期 特定期間 (2016年5月10日現在)	2,102	2,185	0.5183	0.5433
第11期 特定期間 (2016年11月10日現在)	3,178	3,258	0.5331	0.5481
第12期 特定期間 (2017年5月10日現在)	3,213	3,313	0.4903	0.5053
第13期 特定期間 (2017年11月10日現在)	2,402	2,485	0.5040	0.5190
第14期 特定期間 (2018年5月10日現在)	1,940	2,005	0.4720	0.4870
第15期 特定期間 (2018年11月12日現在)	1,417	1,464	0.4096	0.4221
第16期 特定期間 (2019年5月10日現在)	1,269	1,308	0.4284	0.4404
第17期 特定期間 (2019年11月11日現在)	1,311	1,338	0.4779	0.4874

第18期 特定期間 (2020年5月11日現在)	1,098	1,121	0.4791	0.4881
第19期 特定期間 (2020年11月10日現在)	1,112	1,132	0.5757	0.5847
第20期 特定期間 (2021年5月10日現在)	961	978	0.5573	0.5663
第21期 特定期間 (2021年11月10日現在)	848	863	0.5454	0.5544
第22期 特定期間 (2022年5月10日現在)	726	740	0.4680	0.4770
第23期 特定期間 (2022年11月10日現在)	454	466	0.3542	0.3632
第24期 特定期間 (2023年5月10日現在)	697	707	0.4000	0.4065
第25期 特定期間 (2023年11月10日現在)	618	624	0.3798	0.3833
2022年11月末日	484	-	0.3786	-
2022年12月末日	602	-	0.3857	-
2023年1月末日	683	-	0.4124	-
2023年2月末日	667	-	0.3735	-
2023年3月末日	706	-	0.3983	-
2023年4月末日	687	-	0.3942	-
2023年5月末日	660	-	0.3829	-
2023年6月末日	665	-	0.3873	-
2023年7月末日	683	-	0.3984	-
2023年8月末日	649	-	0.3851	-
2023年9月末日	582	-	0.3551	-
2023年10月末日	615	-	0.3775	-
2023年11月末日	654	-	0.4020	-

(注) 分配金の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第6期 特定期間（2013年11月12日～2014年5月12日）	0.0300
第7期 特定期間（2014年5月13日～2014年11月10日）	0.0300
第8期 特定期間（2014年11月11日～2015年5月11日）	0.0300
第9期 特定期間（2015年5月12日～2015年11月10日）	0.0300
第10期 特定期間（2015年11月11日～2016年5月10日）	0.0250
第11期 特定期間（2016年5月11日～2016年11月10日）	0.0150
第12期 特定期間（2016年11月11日～2017年5月10日）	0.0150
第13期 特定期間（2017年5月11日～2017年11月10日）	0.0150
第14期 特定期間（2017年11月11日～2018年5月10日）	0.0150
第15期 特定期間（2018年5月11日～2018年11月12日）	0.0125
第16期 特定期間（2018年11月13日～2019年5月10日）	0.0120
第17期 特定期間（2019年5月11日～2019年11月11日）	0.0095
第18期 特定期間（2019年11月12日～2020年5月11日）	0.0090
第19期 特定期間（2020年5月12日～2020年11月10日）	0.0090
第20期 特定期間（2020年11月11日～2021年5月10日）	0.0090
第21期 特定期間（2021年5月11日～2021年11月10日）	0.0090
第22期 特定期間（2021年11月11日～2022年5月10日）	0.0090
第23期 特定期間（2022年5月11日～2022年11月10日）	0.0090
第24期 特定期間（2022年11月11日～2023年5月10日）	0.0065
第25期 特定期間（2023年5月11日～2023年11月10日）	0.0035

【収益率の推移】

	収益率 (%)
第6期 特定期間 (2013年11月12日 ~ 2014年5月12日)	4.94
第7期 特定期間 (2014年5月13日 ~ 2014年11月10日)	9.21
第8期 特定期間 (2014年11月11日 ~ 2015年5月11日)	2.58
第9期 特定期間 (2015年5月12日 ~ 2015年11月10日)	11.47
第10期 特定期間 (2015年11月11日 ~ 2016年5月10日)	16.19
第11期 特定期間 (2016年5月11日 ~ 2016年11月10日)	5.75
第12期 特定期間 (2016年11月11日 ~ 2017年5月10日)	5.21
第13期 特定期間 (2017年5月11日 ~ 2017年11月10日)	5.85
第14期 特定期間 (2017年11月11日 ~ 2018年5月10日)	3.37
第15期 特定期間 (2018年5月11日 ~ 2018年11月12日)	10.57
第16期 特定期間 (2018年11月13日 ~ 2019年5月10日)	7.52
第17期 特定期間 (2019年5月11日 ~ 2019年11月11日)	13.77
第18期 特定期間 (2019年11月12日 ~ 2020年5月11日)	2.13
第19期 特定期間 (2020年5月12日 ~ 2020年11月10日)	22.04
第20期 特定期間 (2020年11月11日 ~ 2021年5月10日)	1.63
第21期 特定期間 (2021年5月11日 ~ 2021年11月10日)	0.52
第22期 特定期間 (2021年11月11日 ~ 2022年5月10日)	12.54
第23期 特定期間 (2022年5月11日 ~ 2022年11月10日)	22.39
第24期 特定期間 (2022年11月11日 ~ 2023年5月10日)	14.77
第25期 特定期間 (2023年5月11日 ~ 2023年11月10日)	4.18

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額(分配付の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

( 4 ) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第6期 特定期間 ( 2013年11月12日 ~ 2014年5月12日 )	234,343,638	501,434,168
第7期 特定期間 ( 2014年5月13日 ~ 2014年11月10日 )	547,304,939	419,664,665
第8期 特定期間 ( 2014年11月11日 ~ 2015年5月11日 )	307,632,466	389,650,662
第9期 特定期間 ( 2015年5月12日 ~ 2015年11月10日 )	376,625,714	328,734,027
第10期 特定期間 ( 2015年11月11日 ~ 2016年5月10日 )	1,296,203,976	482,276,979
第11期 特定期間 ( 2016年5月11日 ~ 2016年11月10日 )	2,939,891,985	1,033,289,397
第12期 特定期間 ( 2016年11月11日 ~ 2017年5月10日 )	1,407,706,606	816,793,376
第13期 特定期間 ( 2017年5月11日 ~ 2017年11月10日 )	229,169,064	2,016,496,291
第14期 特定期間 ( 2017年11月11日 ~ 2018年5月10日 )	228,386,733	883,802,141
第15期 特定期間 ( 2018年5月11日 ~ 2018年11月12日 )	38,728,744	689,338,457
第16期 特定期間 ( 2018年11月13日 ~ 2019年5月10日 )	85,745,231	583,750,779
第17期 特定期間 ( 2019年5月11日 ~ 2019年11月11日 )	706,550,295	924,114,672
第18期 特定期間 ( 2019年11月12日 ~ 2020年5月11日 )	414,902,811	867,025,850
第19期 特定期間 ( 2020年5月12日 ~ 2020年11月10日 )	261,674,168	621,389,687
第20期 特定期間 ( 2020年11月11日 ~ 2021年5月10日 )	37,061,793	244,110,061
第21期 特定期間 ( 2021年5月11日 ~ 2021年11月10日 )	6,833,567	177,549,692
第22期 特定期間 ( 2021年11月11日 ~ 2022年5月10日 )	50,025,326	52,626,418
第23期 特定期間 ( 2022年5月11日 ~ 2022年11月10日 )	32,822,857	302,669,557
第24期 特定期間 ( 2022年11月11日 ~ 2023年5月10日 )	579,291,639	119,323,654
第25期 特定期間 ( 2023年5月11日 ~ 2023年11月10日 )	5,884,514	119,699,116

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。



【エマージング債券投信（金コース）年2回決算型】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年11月30日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	303	91.96
親投資信託受益証券	日本	3	0.85
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	23	7.19
合計（純資産総額）	-	329	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2023年11月30日現在）

	国/地域	通貨	種類	銘柄名	券面総額	簿価単価 （現地通貨） 簿価金額 （円）	時価単価 （現地通貨） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン 諸島	US ドル	投資信託 受益証券	エマージング・マーケット・ デット・ファンド・クラス GOLD（年2回決算型）	23,499.08	81.900 283,047,193	87.543 302,549,456	91.96
2	日本	日本 円	親投資信託 受益証券	T & Dマネーパール マザーファンド	2,773,196	1.0135 2,810,634	1.0134 2,810,356	0.85

（注）1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2023年11月30日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	91.96
親投資信託受益証券	0.85
合計	92.81

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2023年11月30日現在)

区 分	種 類	簿 価 (円)	時 価 (円)	投資比率 (%)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建 U S ドル	298,139,880	297,945,876	90.56

(注) 1 時価の算定方法

為替予約取引の時価については、原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって評価しております。

2 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第6期 計算期間 (2014年5月12日現在)	288	288	0.7973	0.7973
第7期 計算期間 (2014年11月10日現在)	289	289	0.7221	0.7221
第8期 計算期間 (2015年5月11日現在)	354	354	0.7390	0.7390
第9期 計算期間 (2015年11月10日現在)	257	257	0.6492	0.6492
第10期 計算期間 (2016年5月10日現在)	901	901	0.7570	0.7570
第11期 計算期間 (2016年11月10日現在)	1,182	1,182	0.8037	0.8037
第12期 計算期間 (2017年5月10日現在)	1,176	1,176	0.7589	0.7589
第13期 計算期間 (2017年11月10日現在)	1,139	1,139	0.8017	0.8017
第14期 計算期間 (2018年5月10日現在)	997	997	0.7735	0.7735
第15期 計算期間 (2018年11月12日現在)	818	818	0.6895	0.6895
第16期 計算期間 (2019年5月10日現在)	798	798	0.7399	0.7399
第17期 計算期間 (2019年11月11日現在)	797	797	0.8427	0.8427

第18期 計算期間 (2020年5月11日現在)	486	486	0.8585	0.8585
第19期 計算期間 (2020年11月10日現在)	1,004	1,004	1.0607	1.0607
第20期 計算期間 (2021年5月10日現在)	691	691	1.0457	1.0457
第21期 計算期間 (2021年11月10日現在)	571	571	1.0405	1.0405
第22期 計算期間 (2022年5月10日現在)	421	421	0.9064	0.9064
第23期 計算期間 (2022年11月10日現在)	298	298	0.7081	0.7081
2022年11月末日	319	-	0.7565	-
2022年12月末日	334	-	0.7752	-
2023年1月末日	368	-	0.8299	-
2023年2月末日	335	-	0.7533	-
2023年3月末日	353	-	0.8052	-
2023年4月末日	351	-	0.7992	-
第24期 計算期間 (2023年5月10日現在)	373	373	0.8124	0.8124
2023年5月末日	339	-	0.7794	-
2023年6月末日	340	-	0.7906	-
2023年7月末日	353	-	0.8145	-
2023年8月末日	341	-	0.7884	-
2023年9月末日	315	-	0.7285	-
2023年10月末日	321	-	0.7749	-
第25期 計算期間 (2023年11月10日現在)	318	318	0.7806	0.7806
2023年11月末日	329	-	0.8263	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第6期 計算期間（2014年5月12日）	0.0000
第7期 計算期間（2014年11月10日）	0.0000
第8期 計算期間（2015年5月11日）	0.0000
第9期 計算期間（2015年11月10日）	0.0000
第10期 計算期間（2016年5月10日）	0.0000
第11期 計算期間（2016年11月10日）	0.0000
第12期 計算期間（2017年5月10日）	0.0000
第13期 計算期間（2017年11月10日）	0.0000
第14期 計算期間（2018年5月10日）	0.0000
第15期 計算期間（2018年11月12日）	0.0000
第16期 計算期間（2019年5月10日）	0.0000
第17期 計算期間（2019年11月11日）	0.0000
第18期 計算期間（2020年5月11日）	0.0000
第19期 計算期間（2020年11月10日）	0.0000
第20期 計算期間（2021年5月10日）	0.0000
第21期 計算期間（2021年11月10日）	0.0000
第22期 計算期間（2022年5月10日）	0.0000
第23期 計算期間（2022年11月10日）	0.0000
第24期 計算期間（2023年5月10日）	0.0000
第25期 計算期間（2023年11月10日）	0.0000

【収益率の推移】

	収益率 (%)
第6期 計算期間 (2013年11月12日 ~ 2014年5月12日)	5.07
第7期 計算期間 (2014年5月13日 ~ 2014年11月10日)	9.43
第8期 計算期間 (2014年11月11日 ~ 2015年5月11日)	2.34
第9期 計算期間 (2015年5月12日 ~ 2015年11月10日)	12.15
第10期 計算期間 (2015年11月11日 ~ 2016年5月10日)	16.61
第11期 計算期間 (2016年5月11日 ~ 2016年11月10日)	6.17
第12期 計算期間 (2016年11月11日 ~ 2017年5月10日)	5.57
第13期 計算期間 (2017年5月11日 ~ 2017年11月10日)	5.64
第14期 計算期間 (2017年11月11日 ~ 2018年5月10日)	3.52
第15期 計算期間 (2018年5月11日 ~ 2018年11月12日)	10.86
第16期 計算期間 (2018年11月13日 ~ 2019年5月10日)	7.31
第17期 計算期間 (2019年5月11日 ~ 2019年11月11日)	13.89
第18期 計算期間 (2019年11月12日 ~ 2020年5月11日)	1.87
第19期 計算期間 (2020年5月12日 ~ 2020年11月10日)	23.55
第20期 計算期間 (2020年11月11日 ~ 2021年5月10日)	1.41
第21期 計算期間 (2021年5月11日 ~ 2021年11月10日)	0.50
第22期 計算期間 (2021年11月11日 ~ 2022年5月10日)	12.89
第23期 計算期間 (2022年5月11日 ~ 2022年11月10日)	21.88
第24期 計算期間 (2022年11月11日 ~ 2023年5月10日)	14.73
第25期 計算期間 (2023年5月11日 ~ 2023年11月10日)	3.91

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第6期 計算期間(2013年11月12日～2014年5月12日)	21,756,638	182,008,678
第7期 計算期間(2014年5月13日～2014年11月10日)	102,734,393	62,858,729
第8期 計算期間(2014年11月11日～2015年5月11日)	148,157,457	70,619,666
第9期 計算期間(2015年5月12日～2015年11月10日)	20,488,166	103,490,968
第10期 計算期間(2015年11月11日～2016年5月10日)	836,773,674	42,135,806
第11期 計算期間(2016年5月11日～2016年11月10日)	964,972,042	684,827,731
第12期 計算期間(2016年11月11日～2017年5月10日)	339,884,108	260,844,002
第13期 計算期間(2017年5月11日～2017年11月10日)	189,426,562	317,462,623
第14期 計算期間(2017年11月11日～2018年5月10日)	121,752,462	254,041,995
第15期 計算期間(2018年5月11日～2018年11月12日)	46,911,030	148,789,528
第16期 計算期間(2018年11月13日～2019年5月10日)	54,490,244	163,689,500
第17期 計算期間(2019年5月11日～2019年11月11日)	289,224,628	421,010,785
第18期 計算期間(2019年11月12日～2020年5月11日)	37,427,137	417,224,732
第19期 計算期間(2020年5月12日～2020年11月10日)	545,530,260	165,569,448
第20期 計算期間(2020年11月11日～2021年5月10日)	19,211,940	304,640,609
第21期 計算期間(2021年5月11日～2021年11月10日)	3,609,558	116,051,689
第22期 計算期間(2021年11月11日～2022年5月10日)	3,608,546	87,566,024
第23期 計算期間(2022年5月11日～2022年11月10日)	9,915,177	53,144,582
第24期 計算期間(2022年11月11日～2023年5月10日)	55,940,321	17,928,993
第25期 計算期間(2023年5月11日～2023年11月10日)	5,676,358	57,074,348

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

**【エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型】**

**（１）【投資状況】**

資産の種類別、地域別の投資状況

（2023年11月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	0	95.54
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	0	4.46
合計（純資産総額）	-	0	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

**（２）【投資資産】**

**【投資有価証券の主要銘柄】**

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2023年11月30日現在）

	国名	種類	銘柄名	数量 （口）	簿価単価 （円）	時価単価 （円）	投資 比率 （％）
					簿価金額 （円）	時価金額 （円）	
1	日本	親投資信託受益証券	T & D マネープール マザーファンド	187,231	1.0135 189,759	1.0134 189,739	95.54

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2023年11月30日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	95.54
合計	95.54

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

**【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

2023年11月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近20計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第9期 計算期間 (2014年5月12日現在)	3	3	1.0013	1.0013
第10期 計算期間 (2014年11月10日現在)	3	3	1.0015	1.0015
第11期 計算期間 (2015年5月11日現在)	6	6	1.0015	1.0015
第12期 計算期間 (2015年11月10日現在)	6	6	1.0015	1.0015
第13期 計算期間 (2016年5月10日現在)	6	6	1.0015	1.0015
第14期 計算期間 (2016年11月10日現在)	5	5	1.0011	1.0011
第15期 計算期間 (2017年5月10日現在)	4	4	1.0006	1.0006
第16期 計算期間 (2017年11月10日現在)	4	4	1.0003	1.0003
第17期 計算期間 (2018年5月10日現在)	2	2	0.9998	0.9998
第18期 計算期間 (2018年11月12日現在)	2	2	0.9995	0.9995
第19期 計算期間 (2019年5月10日現在)	2	2	0.9991	0.9991
第20期 計算期間 (2019年11月11日現在)	50	50	0.9987	0.9987
第21期 計算期間 (2020年5月11日現在)	33	33	0.9983	0.9983
第22期 計算期間 (2020年11月10日現在)	0	0	0.9987	0.9987
第23期 計算期間 (2021年5月10日現在)	204	204	0.9984	0.9984
第24期 計算期間 (2021年11月10日現在)	0	0	0.9767	0.9767
第25期 計算期間 (2022年5月10日現在)	0	0	0.9765	0.9765
第26期 計算期間 (2022年11月10日現在)	1	1	0.9763	0.9763
2022年11月末日	1	-	0.9762	-
2022年12月末日	1	-	0.9762	-
2023年1月末日	1	-	0.9761	-
2023年2月末日	1	-	0.9761	-
2023年3月末日	1	-	0.9761	-
2023年4月末日	1	-	0.9760	-



第27期 計算期間 (2023年5月10日現在)	1	1	0.9760	0.9760
2023年5月末日	1	-	0.9760	-
2023年6月末日	1	-	0.9759	-
2023年7月末日	1	-	0.9759	-
2023年8月末日	1	-	0.9758	-
2023年9月末日	1	-	0.9757	-
2023年10月末日	1	-	0.9757	-
第28期 計算期間 (2023年11月10日現在)	1	1	0.9757	0.9757
2023年11月末日	0	-	0.9758	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第9期 計算期間(2014年5月12日)	0.0000
第10期 計算期間(2014年11月10日)	0.0000
第11期 計算期間(2015年5月11日)	0.0000
第12期 計算期間(2015年11月10日)	0.0000
第13期 計算期間(2016年5月10日)	0.0000
第14期 計算期間(2016年11月10日)	0.0000
第15期 計算期間(2017年5月10日)	0.0000
第16期 計算期間(2017年11月10日)	0.0000
第17期 計算期間(2018年5月10日)	0.0000
第18期 計算期間(2018年11月12日)	0.0000
第19期 計算期間(2019年5月10日)	0.0000
第20期 計算期間(2019年11月11日)	0.0000
第21期 計算期間(2020年5月11日)	0.0000
第22期 計算期間(2020年11月10日)	0.0000
第23期 計算期間(2021年5月10日)	0.0000
第24期 計算期間(2021年11月10日)	0.0000
第25期 計算期間(2022年5月10日)	0.0000
第26期 計算期間(2022年11月10日)	0.0000
第27期 計算期間(2023年5月10日)	0.0000
第28期 計算期間(2023年11月10日)	0.0000

【収益率の推移】

	収益率 (%)
第9期 計算期間 (2013年11月12日 ~ 2014年5月12日)	0.01
第10期 計算期間 (2014年5月13日 ~ 2014年11月10日)	0.02
第11期 計算期間 (2014年11月11日 ~ 2015年5月11日)	0.00
第12期 計算期間 (2015年5月12日 ~ 2015年11月10日)	0.00
第13期 計算期間 (2015年11月11日 ~ 2016年5月10日)	0.00
第14期 計算期間 (2016年5月11日 ~ 2016年11月10日)	0.04
第15期 計算期間 (2016年11月11日 ~ 2017年5月10日)	0.05
第16期 計算期間 (2017年5月11日 ~ 2017年11月10日)	0.03
第17期 計算期間 (2017年11月11日 ~ 2018年5月10日)	0.05
第18期 計算期間 (2018年5月11日 ~ 2018年11月12日)	0.03
第19期 計算期間 (2018年11月13日 ~ 2019年5月10日)	0.04
第20期 計算期間 (2019年5月11日 ~ 2019年11月11日)	0.04
第21期 計算期間 (2019年11月12日 ~ 2020年5月11日)	0.04
第22期 計算期間 (2020年5月12日 ~ 2020年11月10日)	0.04
第23期 計算期間 (2020年11月11日 ~ 2021年5月10日)	0.03
第24期 計算期間 (2021年5月11日 ~ 2021年11月10日)	2.17
第25期 計算期間 (2021年11月11日 ~ 2022年5月10日)	0.02
第26期 計算期間 (2022年5月11日 ~ 2022年11月10日)	0.02
第27期 計算期間 (2022年11月11日 ~ 2023年5月10日)	0.03
第28期 計算期間 (2023年5月11日 ~ 2023年11月10日)	0.03

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額 (分配付の額) から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額 (分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。) を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第9期 計算期間（2013年11月12日～2014年5月12日）	674,578	12,993,609
第10期 計算期間（2014年5月13日～2014年11月10日）	1,081,570	1,081,570
第11期 計算期間（2014年11月11日～2015年5月11日）	2,757,611	271,828
第12期 計算期間（2015年5月12日～2015年11月10日）	2,455,413	2,485,783
第13期 計算期間（2015年11月11日～2016年5月10日）	-	-
第14期 計算期間（2016年5月11日～2016年11月10日）	-	1,123,177
第15期 計算期間（2016年11月11日～2017年5月10日）	535,296	1,307,176
第16期 計算期間（2017年5月11日～2017年11月10日）	1,000	173,076
第17期 計算期間（2017年11月11日～2018年5月10日）	3,225,813	5,310,643
第18期 計算期間（2018年5月11日～2018年11月12日）	145,179	215,762
第19期 計算期間（2018年11月13日～2019年5月10日）	222,957	50,045
第20期 計算期間（2019年5月11日～2019年11月11日）	48,686,150	447,946
第21期 計算期間（2019年11月12日～2020年5月11日）	36,065,017	52,603,127
第22期 計算期間（2020年5月12日～2020年11月10日）	3,701,002	36,895,182
第23期 計算期間（2020年11月11日～2021年5月10日）	204,360,464	3,124
第24期 計算期間（2021年5月11日～2021年11月10日）	-	204,357,340
第25期 計算期間（2021年11月11日～2022年5月10日）	682,061	682,061
第26期 計算期間（2022年5月11日～2022年11月10日）	697,212	-
第27期 計算期間（2022年11月11日～2023年5月10日）	-	-
第28期 計算期間（2023年5月11日～2023年11月10日）	-	-

(注) 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

(参考) T & Dマネープールマザーファンド

(1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(2023年11月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	246	100.00
合計(純資産総額)	-	246	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。

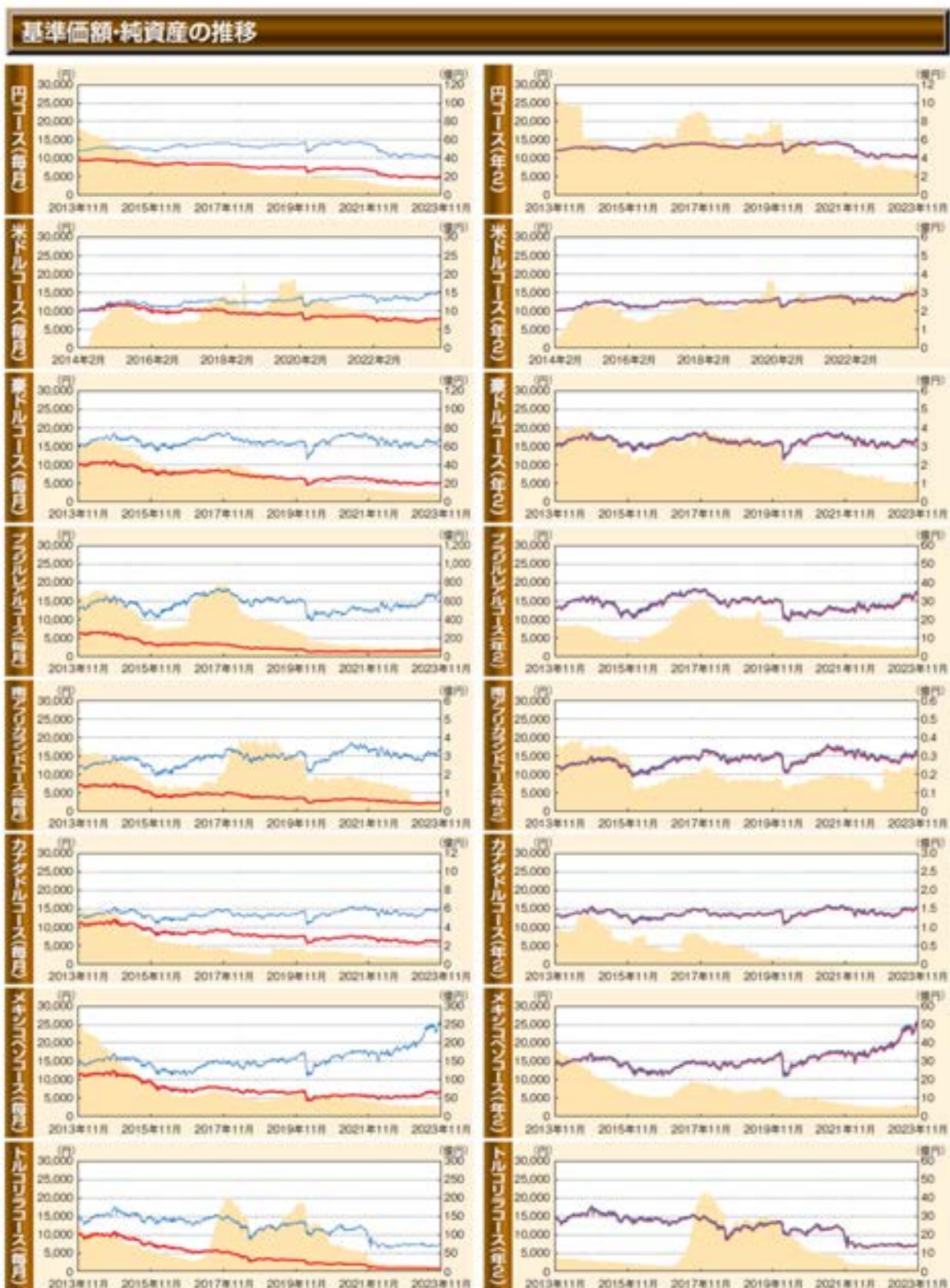
投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(2023年11月30日現在)





— 前払金再投資基準価額(左軸)  
— 基準価額(左軸)  
— 純資産総額(右軸)

※分配金再投資基準価額は収益分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算したものです。  
※基準価額および分配金再投資基準価額は信託有価証券除後の値です。

[円コース、豪ドルコース、ブラジルリアルコース、南アフリカランドコース、カナダドルコース、メキシコペソコース、トルコリラコース、金コース、マネーボールファンド]

2013年11月29日～2023年11月30日

[米ドルコース]

設定日(2014年2月7日)～2023年11月30日



## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

	円コース(毎月)	米ドルコース(毎月)	豪ドルコース(毎月)	ブラジルリアルコース(毎月)	南アフリカランドコース(毎月)
2023年11月	5円	35円	20円	5円	15円
2023年10月	5円	35円	20円	5円	15円
2023年9月	5円	35円	20円	5円	15円
2023年8月	5円	35円	20円	5円	15円
2023年7月	5円	35円	20円	5円	15円
直近1年間累計	145円	525円	310円	60円	225円
設定来累計	6,885円	6,025円	10,070円	11,530円	10,800円

	円コース(年2)	米ドルコース(年2)	豪ドルコース(年2)	ブラジルリアルコース(年2)	南アフリカランドコース(年2)
2023年11月	10円	10円	10円	10円	10円
2023年5月	10円	10円	10円	10円	10円
2022年11月	10円	10円	10円	10円	10円
2022年5月	10円	10円	10円	10円	10円
2021年11月	10円	10円	10円	10円	10円
設定来累計	270円	200円	270円	270円	270円

	カナダドルコース(毎月)	メキシコペソコース(毎月)	トルコリラコース(毎月)	金コース(毎月)
2023年11月	30円	45円	5円	5円
2023年10月	30円	45円	5円	5円
2023年9月	30円	45円	5円	5円
2023年8月	30円	45円	5円	5円
2023年7月	30円	45円	5円	5円
直近1年間累計	395円	540円	65円	100円
設定来累計	7,540円	10,350円	11,455円	4,380円

	カナダドルコース(年2)	メキシコペソコース(年2)	トルコリラコース(年2)	金コース(年2)	マネーボールファンド(年2)
2023年11月	10円	10円	10円	0円	0円
2023年5月	10円	10円	10円	0円	0円
2022年11月	10円	10円	10円	0円	0円
2022年5月	10円	10円	10円	0円	0円
2021年11月	10円	10円	10円	0円	0円
設定来累計	240円	240円	250円	10円	0円

## 主要な資産の状況

### ◆投資比率

円コース(毎月)		円コース(年2)	
エマーシングマーケットデットファンドクラスJPY(毎月分配型)	97.8%	エマーシングマーケットデットファンドクラスJPY(年2回決算型)	96.9%
T&Dマネープールマザーファンド	0.8%	T&Dマネープールマザーファンド	0.6%
現金・預金等	1.5%	現金・預金等	2.4%
合計	100.0%	合計	100.0%
米ドルコース(毎月)		米ドルコース(年2)	
エマーシングマーケットデットファンドクラスUSD(毎月分配型)	95.0%	エマーシングマーケットデットファンドクラスUSD(年2回決算型)	96.6%
T&Dマネープールマザーファンド	1.0%	T&Dマネープールマザーファンド	0.4%
現金・預金等	4.0%	現金・預金等	3.0%
合計	100.0%	合計	100.0%
豪ドルコース(毎月)		豪ドルコース(年2)	
エマーシングマーケットデットファンドクラスAUD(毎月分配型)	96.8%	エマーシングマーケットデットファンドクラスAUD(年2回決算型)	95.2%
T&Dマネープールマザーファンド	0.7%	T&Dマネープールマザーファンド	0.6%
現金・預金等	2.6%	現金・預金等	4.1%
合計	100.0%	合計	100.0%
ブラジルレアルコース(毎月)		ブラジルレアルコース(年2)	
エマーシングマーケットデットファンドクラスBRL(毎月分配型)	96.8%	エマーシングマーケットデットファンドクラスBRL(年2回決算型)	96.7%
T&Dマネープールマザーファンド	0.5%	T&Dマネープールマザーファンド	0.5%
現金・預金等	2.7%	現金・預金等	2.8%
合計	100.0%	合計	100.0%
南アフリカランドコース(毎月)		南アフリカランドコース(年2)	
エマーシングマーケットデットファンドクラスZAR(毎月分配型)	94.5%	エマーシングマーケットデットファンドクラスZAR(年2回決算型)	96.8%
T&Dマネープールマザーファンド	1.1%	T&Dマネープールマザーファンド	0.5%
現金・預金等	4.5%	現金・預金等	2.6%
合計	100.0%	合計	100.0%
カナダドルコース(毎月)		カナダドルコース(年2)	
エマーシングマーケットデットファンドクラスCAD(毎月分配型)	94.4%	エマーシングマーケットデットファンドクラスCAD(年2回決算型)	95.6%
T&Dマネープールマザーファンド	0.9%	T&Dマネープールマザーファンド	1.0%
現金・預金等	4.7%	現金・預金等	3.4%
合計	100.0%	合計	100.0%
メキシコペソコース(毎月)		メキシコペソコース(年2)	
エマーシングマーケットデットファンドクラスMXN(毎月分配型)	95.4%	エマーシングマーケットデットファンドクラスMXN(年2回決算型)	97.2%
T&Dマネープールマザーファンド	0.8%	T&Dマネープールマザーファンド	0.6%
現金・預金等	3.7%	現金・預金等	2.1%
合計	100.0%	合計	100.0%
トルコリラコース(毎月)		トルコリラコース(年2)	
エマーシングマーケットデットファンドクラスTRY(毎月分配型)	96.5%	エマーシングマーケットデットファンドクラスTRY(年2回決算型)	95.0%
T&Dマネープールマザーファンド	1.2%	T&Dマネープールマザーファンド	1.0%
現金・預金等	2.3%	現金・預金等	4.0%
合計	100.0%	合計	100.0%
金コース(毎月)		金コース(年2)	
エマーシングマーケットデットファンドクラスGOLD(毎月分配型)	92.6%	エマーシングマーケットデットファンドクラスGOLD(年2回決算型)	92.0%
T&Dマネープールマザーファンド	0.6%	T&Dマネープールマザーファンド	0.9%
現金・預金等	6.8%	現金・預金等	7.2%
合計	100.0%	合計	100.0%
マネープールファンド(年2)			
T&Dマネープールマザーファンド	95.5%		
現金・預金等	4.5%		
合計	100.0%		

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

◆エマージング・マーケット・デット・ファンドの運用状況 (2023年11月末現在(現地))

<組入上位銘柄>

銘柄名(銘柄数 190)	種類	クーポン	償還日	比率
OMAN GOV INTERNTL BOND	ソブリン債	6.250%	2031/1/25	2.6%
REPUBLIC OF TURKIYE	ソブリン債	7.625%	2029/4/26	2.0%
HONDURAS GOVERNMENT	ソブリン債	5.625%	2030/6/24	1.6%
COSTA RICA GOVERNMENT	ソブリン債	6.125%	2031/2/19	1.5%
DOMINICAN REPUBLIC	ソブリン債	7.450%	2044/4/30	1.5%
STATE OF QATAR	ソブリン債	4.817%	2049/3/14	1.4%
STATE OF QATAR	ソブリン債	4.400%	2050/4/16	1.3%
KASIKORNBANK PCL HK	社債	3.343%	2031/10/2	1.3%
ARAB REPUBLIC OF EGYPT	ソブリン債	7.053%	2032/1/15	1.2%
REPUBLIC OF ARGENTINA	ソブリン債	3.625%	2035/7/9	1.2%

<投資比率>

ソブリン債(131銘柄)	65.3%
社債(59銘柄)	18.4%
現金・預金等	16.3%
合計	100.0%

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

※エマージングマーケットデットファンドの運用状況は、当該ファンドのカストディアンであるJ.P.モルガンより入手したデータをもとに作成しております。  
 ※比率および投資比率は、エマージングマーケットデットファンドの純資産総額に対する評価額の比率です。  
 ※変動利付債のクーポンは、現地基準日の経過利息における利率です。

◆T&Dマネーパールマザーファンドの運用状況

<組入上位銘柄>

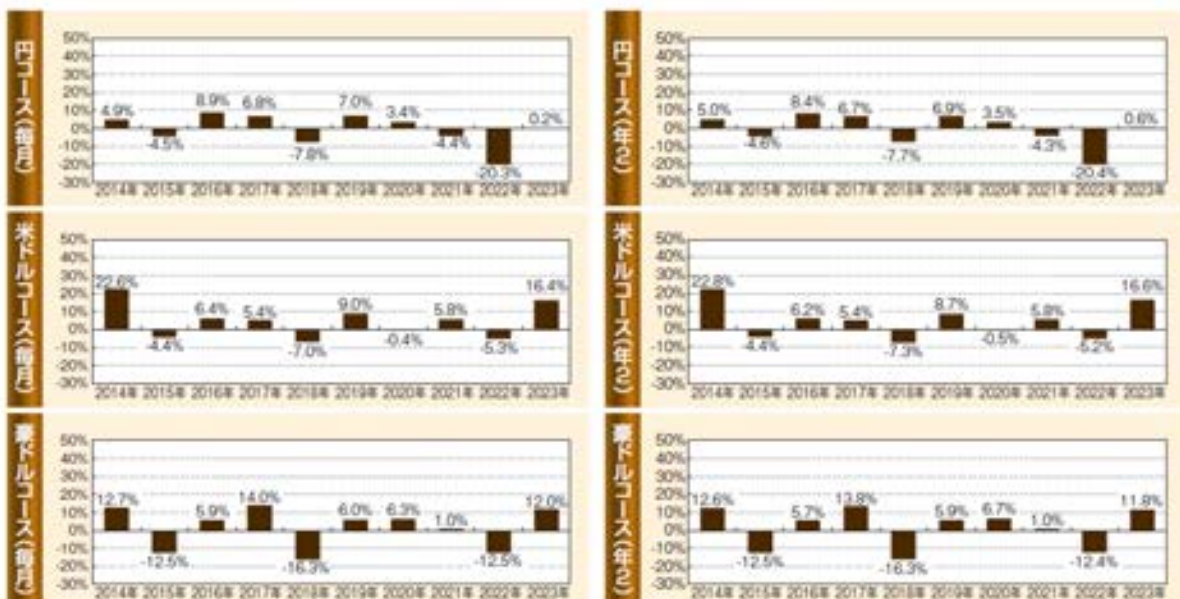
債券の組入れはありません。

<投資比率>

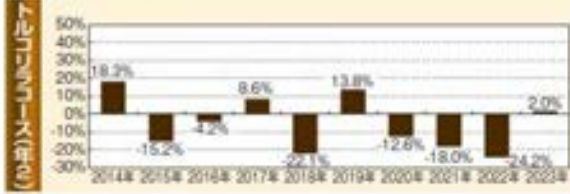
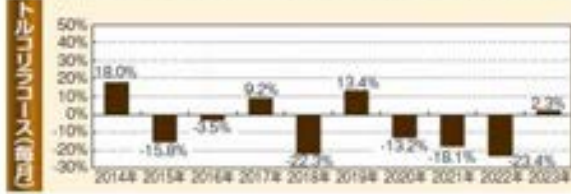
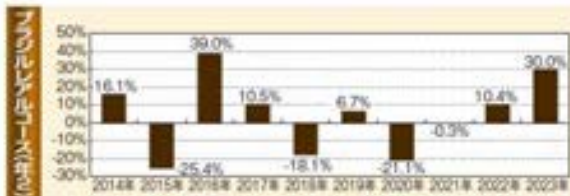
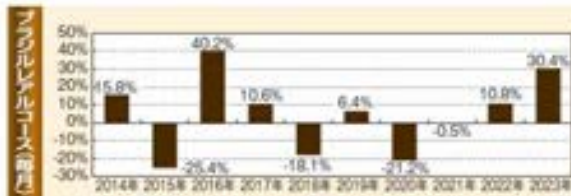
公社債	-
現金・預金等	100.0%
合計	100.0%

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

年間収益率の推移(暦年ベース)







※ファンドの収益率は分配(金)再投資基準価額をもとに計算したものです。  
 ※ファンド内にはベンチマークはありません。  
 (円コース、豪ドルコース、ブラジルリアルコース、南アフリカランドコース、  
 マネーボールファンド、カナダドルコース、メキシコペソコース、トルコリラ  
 コース、金コース)  
 2023年は年初から11月末までの収益率を表示しています。  
 (米ドルコース)  
 2014年は設定日(2月7日)から年末まで、2023年は年初から11月  
 までの収益率を表示しています。



◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。  
 ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。

購入申込は、申込期間における毎営業日に販売会社で受付けます。

なお、マネープールファンドは、年2回決算型の各ファンドからのスイッチング以外による購入はできません。

申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社により異なることや変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込不可日

下記のいずれかに該当する日には、購入およびスイッチングの申込はできません。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### 「各ファンド（マネープールファンドを除く）」

・ニューヨーク、ロンドン、ダブリンの各銀行または各証券取引所の休業日

受益権は、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位をもって購入することができます。

受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払と引換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料につきましては、前述「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。

購入申込者は、購入申込受付日から起算して6営業日目までに、購入代金をお申込の販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入およびスイッチングの申込の受付を中止すること、およびすでに受付けられた申込の受付を取消することがあります。

## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、1口単位または1円単位をもって、換金申込を行うことができます。ただし、申込不可日のいずれかに該当する日には、換金申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、前述「1申込（販売）手続等」をご参照ください。

申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社により異なることや変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

各ファンド（マネープールファンドを除く）の換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。マネープールファンドの換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金申込は、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## 3【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

<ファンドの主な投資対象>

外国投資信託：原則としてファンドの基準価額計算日に知り得る直近の日の基準価額で評価します。

マザーファンド：原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

<マザーファンドの主な投資対象>

公社債等：原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）

価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法により評価をすることができます。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

## (2) 【保管】

ありません。

## (3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は、マネープールファンドを除いた各ファンドが2027年11月10日まで、マネープールファンドは2024年11月11日までですが、後述「(5) その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

## (4) 【計算期間】

### 「毎月分配型」

ファンドの計算期間は、毎月11日から翌月10日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

### 「年2回決算型」

ファンドの計算期間は、毎年5月11日から11月10日まで、11月11日から翌年5月10日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

信託の終了

### a. ファンドの繰上償還

(1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認められたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(2) 委託会社は、この信託が下記に該当する場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

### 「各ファンド(マネープールファンドを除く)」

組入外国投資信託が存続しないこととなる場合。

## 「マネープールファンド」

年2回決算型のファンド（マネープールファンドを除く）がすべてその信託を終了させることとなる場合。

- (3) 委託会社は、(1)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
  - (4) (3)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下(4)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
  - (5) (3)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
  - (6) (3)から(5)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび(2)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(3)から(5)までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
  - c. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
  - d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

### 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- b . 委託会社は、a の事項（ a の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c . b の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下 c において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d . b の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e . 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f . b から e までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g . a から f の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかると一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 関係法人との契約の更改に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

#### 公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tdasst.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用にかかる報告等開示方法

5月および11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じ知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

##### (1) 収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。分配金をお支払するご契約の場合は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で購入申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として購入申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

また、分配金を再投資するご契約の場合は、分配金は、計算期間終了日の翌営業日に税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2) 償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として購入申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

##### (3) 換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金を販売会社を通じて委託会社に請求できます。権利行使の方法等については、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

##### (4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

野村エマージング債券投信（円コース）毎月分配型

野村エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

野村エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

野村エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、第28期特定期間(2023年5月11日から2023年11月10日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。



# 独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村エマージング債券投信（円コース）毎月分配型の2023年5月11日から2023年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村エマージング債券投信（円コース）毎月分配型の2023年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 1【財務諸表】

## 【野村エマージング債券投信（円コース）毎月分配型】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第27期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第28期 特定期間 (2023年11月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	37,955,208	19,694,744
投資信託受益証券	782,634,938	682,743,048
親投資信託受益証券	5,413,258	5,411,656
流動資産合計	826,003,404	707,849,448
資産合計	826,003,404	707,849,448
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	2,577,773	740,057
未払解約金	8,431,690	-
未払受託者報酬	22,572	19,501
未払委託者報酬	639,476	552,490
未払利息	81	31
その他未払費用	9,771	8,439
流動負債合計	11,681,363	1,320,518
負債合計	11,681,363	1,320,518
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,718,515,861	1,480,115,956
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	904,193,820	773,587,026
(分配準備積立金)	80,659,864	71,066,968
元本等合計	814,322,041	706,528,930
純資産合計	814,322,041	706,528,930
負債純資産合計	826,003,404	707,849,448

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第27期 特定期間 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第28期 特定期間 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
営業収益		
受取配当金	23,600,000	10,500,000
受取利息	146	-
有価証券売買等損益	10,062,738	5,106,508
営業収益合計	13,537,408	15,606,508
営業費用		
支払利息	9,534	7,702
受託者報酬	143,888	125,051
委託者報酬	4,076,641	3,543,041
その他費用	62,285	54,131
営業費用合計	4,292,348	3,729,925
営業利益	9,245,060	11,876,583
経常利益	9,245,060	11,876,583
当期純利益	9,245,060	11,876,583
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	307,275	519,606
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	943,267,453	904,193,820
剰余金増加額又は欠損金減少額	57,839,414	133,402,730
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	57,839,414	133,402,730
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,065,896	7,836,194
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,065,896	7,836,194
分配金	18,637,670	6,316,719
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	904,193,820	773,587,026

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1 運用資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
<p>2 費用・収益の計上基準</p>	<p>(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

<p>第27期 特定期間 (2023年5月10日現在)</p>	<p>第28期 特定期間 (2023年11月10日現在)</p>
<p>1 特定期間の末日における受益権の総数  1,718,515,861口</p>	<p>1 特定期間の末日における受益権の総数  1,480,115,956口</p>
<p>2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 904,193,820円</p>	<p>2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 773,587,026円</p>
<p>3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 0.4739円 (1万口当たり純資産額 4,739円)</p>	<p>3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 0.4773円 (1万口当たり純資産額 4,773円)</p>

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

期 別 項 目	第27期 特定期間 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第28期 特定期間 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
分配金の計算過程	<p>2022年11月11日から2022年12月12日までの計算期間末における分配対象金額392,835,841円(1万口当たり2,189円)のうち、5,382,787円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>2022年12月13日から2023年1月10日までの計算期間末における分配対象金額388,605,688円(1万口当たり2,175円)のうち、2,679,880円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>2023年1月11日から2023年2月10日までの計算期間末における分配対象金額387,826,162円(1万口当たり2,176円)のうち、2,672,449円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>2023年2月11日から2023年3月10日までの計算期間末における分配対象金額388,634,479円(1万口当たり2,177円)のうち、2,676,877円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>2023年3月11日から2023年4月10日までの計算期間末における分配対象金額384,695,765円(1万口当たり2,179円)のうち、2,647,904円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>2023年4月11日から2023年5月10日までの計算期間末における分配対象金額374,688,770円(1万口当たり2,180円)のうち、2,577,773円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p>	<p>2023年5月11日から2023年6月12日までの計算期間末における分配対象金額358,128,584円(1万口当たり2,181円)のうち、2,462,300円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>2023年6月13日から2023年7月10日までの計算期間末における分配対象金額351,892,827円(1万口当たり2,175円)のうち、808,641円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年7月11日から2023年8月10日までの計算期間末における分配対象金額338,519,619円(1万口当たり2,180円)のうち、776,306円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年8月11日から2023年9月11日までの計算期間末における分配対象金額334,901,208円(1万口当たり2,180円)のうち、767,960円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年9月12日から2023年10月10日までの計算期間末における分配対象金額332,151,439円(1万口当たり2,181円)のうち、761,455円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年10月11日から2023年11月10日までの計算期間末における分配対象金額323,503,881円(1万口当たり2,185円)のうち、740,057円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第27期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第27期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第28期 特定期間 (2023年11月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第27期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第27期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
期首元本額		1,812,943,557 円	1,718,515,861 円
期中追加設定元本額		17,875,040 円	15,183,358 円
期中一部解約元本額		112,302,736 円	253,583,263 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第27期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	16,256,891 円
親投資信託受益証券	534 円
合計	16,257,425 円



第28期 特定期間（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	29,622,454 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	29,622,454 円

### 3 デリバティブ取引関係

第27期 特定期間（自 2022年11月11日 至 2023年5月10日）

該当事項はありません。

第28期 特定期間（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

該当事項はありません。

#### （４）【附属明細表】

有価証券明細表

##### a．株式

該当事項はありません。

##### b．株式以外の有価証券

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス JPY（毎月分配型）	169,473.56	682,743,048	
合計		169,473.56	682,743,048	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	T & Dマネープールマザーファンド	5,339,572	5,411,656	
合計		5,339,572	5,411,656	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型の2023年5月11日から2023年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型の2023年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【野村エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第27期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第28期 特定期間 (2023年11月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	58,151,272	35,672,607
投資信託受益証券	865,841,540	899,720,581
親投資信託受益証券	6,579,311	6,577,364
流動資産合計	930,572,123	941,970,552
資産合計	930,572,123	941,970,552
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	5,833,218	3,681,137
未払解約金	246,732	-
未払受託者報酬	24,834	25,319
未払委託者報酬	703,654	717,328
未払利息	124	56
その他未払費用	10,752	10,960
流動負債合計	6,819,314	4,434,800
負債合計	6,819,314	4,434,800
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,944,406,113	1,840,568,877
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	1,020,653,304	903,033,125
(分配準備積立金)	307,561,870	291,499,413
元本等合計	923,752,809	937,535,752
純資産合計	923,752,809	937,535,752
負債純資産合計	930,572,123	941,970,552

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第27期 特定期間 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第28期 特定期間 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
営業収益		
受取配当金	40,600,000	29,700,000
受取利息	74	-
有価証券売買等損益	36,837,779	64,877,094
営業収益合計	3,762,295	94,577,094
営業費用		
支払利息	9,084	11,830
受託者報酬	158,089	156,002
委託者報酬	4,479,206	4,420,046
その他費用	68,446	67,533
営業費用合計	4,714,825	4,655,411
営業利益	952,530	89,921,683
経常利益	952,530	89,921,683
当期純利益	952,530	89,921,683
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	100,155	632,146
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	1,017,827,557	1,020,653,304
剰余金増加額又は欠損金減少額	61,662,145	59,998,470
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	61,662,145	59,998,470
剰余金減少額又は欠損金増加額	28,267,265	7,103,202
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	28,267,265	7,103,202
分配金	35,167,942	24,564,626
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	1,020,653,304	903,033,125

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。  (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。  (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第27期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第28期 特定期間 (2023年11月10日現在)
1 特定期間の末日における受益権の総数  1,944,406,113口	1 特定期間の末日における受益権の総数  1,840,568,877口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 1,020,653,304円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 903,033,125円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 0.4751円 (1万口当たり純資産額 4,751円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 0.5094円 (1万口当たり純資産額 5,094円)

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

期 別 項 目	第27期 特定期間 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第28期 特定期間 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
分配金の計算過程	<p>2022年11月11日から2022年12月12日までの計算期間末における分配対象金額961,414,023円(1万口当たり4,844円)のうち、5,953,581円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>2022年12月13日から2023年1月10日までの計算期間末における分配対象金額959,519,053円(1万口当たり4,845円)のうち、5,940,633円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>2023年1月11日から2023年2月10日までの計算期間末における分配対象金額954,512,734円(1万口当たり4,845円)のうち、5,909,135円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>2023年2月11日から2023年3月10日までの計算期間末における分配対象金額933,744,527円(1万口当たり4,847円)のうち、5,779,091円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>2023年3月11日から2023年4月10日までの計算期間末における分配対象金額929,495,763円(1万口当たり4,847円)のうち、5,752,284円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>2023年4月11日から2023年5月10日までの計算期間末における分配対象金額943,214,442円(1万口当たり4,850円)のうち、5,833,218円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>	<p>2023年5月11日から2023年6月12日までの計算期間末における分配対象金額936,212,754円(1万口当たり4,854円)のうち、5,785,837円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>2023年6月13日から2023年7月10日までの計算期間末における分配対象金額927,088,132円(1万口当たり4,848円)のうち、3,824,331円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>2023年7月11日から2023年8月10日までの計算期間末における分配対象金額919,879,594円(1万口当たり4,848円)のうち、3,794,109円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>2023年8月11日から2023年9月11日までの計算期間末における分配対象金額915,110,675円(1万口当たり4,849円)のうち、3,774,330円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>2023年9月12日から2023年10月10日までの計算期間末における分配対象金額898,458,050円(1万口当たり4,850円)のうち、3,704,882円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>2023年10月11日から2023年11月10日までの計算期間末における分配対象金額893,482,655円(1万口当たり4,854円)のうち、3,681,137円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第27期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左



金融商品の時価等に関する事項

	第27期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第28期 特定期間 (2023年11月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第27期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第27期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
期首元本額		2,012,353,566 円	1,944,406,113 円
期中追加設定元本額		54,272,363 円	13,883,780 円
期中一部解約元本額		122,219,816 円	117,721,016 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第27期 特定期間(自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	15,487,349 円
親投資信託受益証券	649 円
合計	15,486,700 円

第28期 特定期間（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	59,025,940 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	59,025,940 円

### 3 デリバティブ取引関係

第27期 特定期間（自 2022年11月11日 至 2023年5月10日）

該当事項はありません。

第28期 特定期間（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

該当事項はありません。

#### （４）【附属明細表】

有価証券明細表

##### a．株式

該当事項はありません。

##### b．株式以外の有価証券

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス AUD（毎月分配型）	216,756.11	899,720,581	
合計		216,756.11	899,720,581	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	T & Dマネーブールマザーファンド	6,489,753	6,577,364	
合計		6,489,753	6,577,364	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村エマージング債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型の2023年5月11日から2023年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村エマージング債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型の2023年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【野村エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第27期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第28期 特定期間 (2023年11月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	400,554,541	384,487,367
投資信託受益証券	8,255,311,453	9,374,551,163
親投資信託受益証券	50,966,853	50,951,771
流動資産合計	8,706,832,847	9,809,990,301
資産合計	8,706,832,847	9,809,990,301
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	32,062,181	30,058,389
未払解約金	4,675,915	33,341,625
未払受託者報酬	235,223	261,351
未払委託者報酬	6,664,618	7,404,920
未払利息	859	607
その他未払費用	101,919	113,241
流動負債合計	43,740,715	71,180,133
負債合計	43,740,715	71,180,133
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	64,124,363,756	60,116,778,507
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	55,461,271,624	50,377,968,339
（分配準備積立金）	2,071,754,543	1,958,838,277
元本等合計	8,663,092,132	9,738,810,168
純資産合計	8,663,092,132	9,738,810,168
負債純資産合計	8,706,832,847	9,809,990,301

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第27期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	243,000,000	238,000,000
受取利息	769	-
有価証券売買等損益	103,897,633	1,682,224,628
<b>営業収益合計</b>	<b>139,103,136</b>	<b>1,920,224,628</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	71,503	101,542
受託者報酬	1,415,510	1,565,261
委託者報酬	40,105,985	44,348,999
その他費用	613,327	678,213
<b>営業費用合計</b>	<b>42,206,325</b>	<b>46,694,015</b>
<b>営業利益</b>	<b>96,896,811</b>	<b>1,873,530,613</b>
<b>経常利益</b>	<b>96,896,811</b>	<b>1,873,530,613</b>
<b>当期純利益</b>	<b>96,896,811</b>	<b>1,873,530,613</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	58,860	23,382,653
期首剰余金又は期首欠損金( )	58,151,004,441	55,461,271,624
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>3,372,495,150</b>	<b>3,924,039,443</b>
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,372,495,150	3,924,039,443
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>583,771,003</b>	<b>505,098,077</b>
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	583,771,003	505,098,077
<b>分配金</b>	<b>195,947,001</b>	<b>185,786,041</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>	<b>55,461,271,624</b>	<b>50,377,968,339</b>

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。  (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。  (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第27期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第28期 特定期間 (2023年11月10日現在)
1 特定期間の末日における受益権の総数  64,124,363,756口	1 特定期間の末日における受益権の総数  60,116,778,507口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 55,461,271,624円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 50,377,968,339円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 0.1351円 (1万口当たり純資産額 1,351円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 0.1620円 (1万口当たり純資産額 1,620円)

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

期 別 項 目	第27期 特定期間 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第28期 特定期間 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
分配金の計算過程	<p>2022年11月11日から2022年12月12日までの計算期間末における分配対象金額18,755,492,631円(1万口当たり2,824円)のうち、33,206,001円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2022年12月13日から2023年1月10日までの計算期間末における分配対象金額18,668,120,244円(1万口当たり2,824円)のうち、33,049,122円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年1月11日から2023年2月10日までの計算期間末における分配対象金額18,492,861,784円(1万口当たり2,825円)のうち、32,728,409円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年2月11日から2023年3月10日までの計算期間末における分配対象金額18,375,567,929円(1万口当たり2,826円)のうち、32,509,376円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年3月11日から2023年4月10日までの計算期間末における分配対象金額18,309,926,259円(1万口当たり2,826円)のうち、32,391,912円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年4月11日から2023年5月10日までの計算期間末における分配対象金額18,130,507,144円(1万口当たり2,827円)のうち、32,062,181円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p>	<p>2023年5月11日から2023年6月12日までの計算期間末における分配対象金額18,011,069,357円(1万口当たり2,828円)のうち、31,837,206円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年6月13日から2023年7月10日までの計算期間末における分配対象金額17,791,906,019円(1万口当たり2,829円)のうち、31,435,287円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年7月11日から2023年8月10日までの計算期間末における分配対象金額17,561,424,580円(1万口当たり2,831円)のうち、31,014,035円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年8月11日から2023年9月11日までの計算期間末における分配対象金額17,498,153,052円(1万口当たり2,831円)のうち、30,900,825円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年9月12日から2023年10月10日までの計算期間末における分配対象金額17,296,448,937円(1万口当たり2,831円)のうち、30,540,299円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年10月11日から2023年11月10日までの計算期間末における分配対象金額17,032,345,292円(1万口当たり2,833円)のうち、30,058,389円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p>



(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第27期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第27期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第28期 特定期間 (2023年11月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第27期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	期別	第27期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
期首元本額		67,337,408,208 円	64,124,363,756 円
期中追加設定元本額		672,786,376 円	592,344,462 円
期中一部解約元本額		3,885,830,828 円	4,599,929,711 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第27期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	208,177,473 円
親投資信託受益証券	5,027 円
合計	208,172,446 円

第28期 特定期間（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,033,273,350 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	1,033,273,350 円

### 3 デリバティブ取引関係

第27期 特定期間（自 2022年11月11日 至 2023年5月10日）

該当事項はありません。

第28期 特定期間（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

該当事項はありません。

#### （4）【附属明細表】

有価証券明細表

##### a. 株式

該当事項はありません。

##### b. 株式以外の有価証券

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス BRL（毎月分配型）	9,709,208.15	9,374,551,163	
合計		9,709,208.15	9,374,551,163	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	T&Dマネープールマザーファンド	50,273,085	50,951,771	
合計		50,273,085	50,951,771	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型の2023年5月11日から2023年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型の2023年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【野村エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第27期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第28期 特定期間 (2023年11月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	3,340,403	2,786,753
投資信託受益証券	50,887,627	54,138,190
親投資信託受益証券	623,074	622,890
流動資産合計	54,851,104	57,547,833
資産合計	54,851,104	57,547,833
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	514,161	357,739
未払解約金	-	377
未払受託者報酬	1,504	1,537
未払委託者報酬	42,618	43,501
未払利息	7	4
その他未払費用	640	655
流動負債合計	558,930	403,813
負債合計	558,930	403,813
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	257,080,754	238,492,901
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	202,788,580	181,348,881
(分配準備積立金)	11,726,214	11,180,804
元本等合計	54,292,174	57,144,020
純資産合計	54,292,174	57,144,020
負債純資産合計	54,851,104	57,547,833

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第27期 特定期間 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第28期 特定期間 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
営業収益		
受取配当金	5,600,000	3,100,000
受取利息	52	-
有価証券売買等損益	8,925,195	6,750,379
営業収益合計	3,325,143	9,850,379
営業費用		
支払利息	1,231	841
受託者報酬	13,700	9,384
委託者報酬	388,213	265,889
その他費用	5,877	4,002
営業費用合計	409,021	280,116
営業利益	3,734,164	9,570,263
経常利益	3,734,164	9,570,263
当期純利益	3,734,164	9,570,263
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	462,568	112,941
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	377,261,756	202,788,580
剰余金増加額又は欠損金減少額	194,032,094	19,753,590
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	194,032,094	19,753,590
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,847,760	5,401,796
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,847,760	5,401,796
分配金	4,439,562	2,369,417
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	202,788,580	181,348,881

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。  (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。  (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第27期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第28期 特定期間 (2023年11月10日現在)
1 特定期間の末日における受益権の総数  257,080,754口	1 特定期間の末日における受益権の総数  238,492,901口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 202,788,580円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 181,348,881円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 0.2112円 (1万口当たり純資産額 2,112円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 0.2396円 (1万口当たり純資産額 2,396円)



( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

期 別 項 目	第27期 特定期間 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第28期 特定期間 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
分配金の計算過程	<p>2022年11月11日から2022年12月12日までの計算期間末における分配対象金額218,955,459円(1万口当たり4,593円)のうち、1,430,087円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>2022年12月13日から2023年1月10日までの計算期間末における分配対象金額220,030,617円(1万口当たり4,584円)のうち、959,945円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>2023年1月11日から2023年2月10日までの計算期間末における分配対象金額118,558,973円(1万口当たり4,609円)のうち、514,447円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>2023年2月11日から2023年3月10日までの計算期間末における分配対象金額117,445,690円(1万口当たり4,611円)のうち、509,398円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>2023年3月11日から2023年4月10日までの計算期間末における分配対象金額117,978,520円(1万口当たり4,612円)のうち、511,524円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>2023年4月11日から2023年5月10日までの計算期間末における分配対象金額118,627,714円(1万口当たり4,614円)のうち、514,161円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>2023年5月11日から2023年6月12日までの計算期間末における分配対象金額119,216,898円(1万口当たり4,617円)のうち、516,421円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>2023年6月13日から2023年7月10日までの計算期間末における分配対象金額119,798,099円(1万口当たり4,615円)のうち、389,297円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>2023年7月11日から2023年8月10日までの計算期間末における分配対象金額115,457,566円(1万口当たり4,620円)のうち、374,819円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>2023年8月11日から2023年9月11日までの計算期間末における分配対象金額115,602,748円(1万口当たり4,624円)のうち、374,983円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>2023年9月12日から2023年10月10日までの計算期間末における分配対象金額109,905,896円(1万口当たり4,628円)のうち、356,158円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>2023年10月11日から2023年11月10日までの計算期間末における分配対象金額110,531,774円(1万口当たり4,634円)のうち、357,739円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第27期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第27期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第28期 特定期間 (2023年11月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第27期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第27期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
期首元本額		495,771,472 円	257,080,754 円
期中追加設定元本額		15,527,267 円	6,924,892 円
期中一部解約元本額		254,217,985 円	25,512,745 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第27期 特定期間(自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	763,887 円
親投資信託受益証券	61 円
合計	763,948 円

第28期 特定期間（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	5,152,280 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	5,152,280 円

### 3 デリバティブ取引関係

第27期 特定期間（自 2022年11月11日 至 2023年5月10日）

該当事項はありません。

第28期 特定期間（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

該当事項はありません。

#### （4）【附属明細表】

有価証券明細表

##### a. 株式

該当事項はありません。

##### b. 株式以外の有価証券

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス ZAR（毎月分配型）	45,006.73	54,138,190	
合計		45,006.73	54,138,190	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	T & D マネープール マザーファンド	614,593	622,890	
合計		614,593	622,890	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

**【野村エマージング債券投信（カナダドルコース）毎月分配型】**

**野村エマージング債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型**

**野村エマージング債券投信（トルコリラコース）毎月分配型**

**野村エマージング債券投信（金コース）毎月分配型**

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、第25期特定期間(2023年5月11日から2023年11月10日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村エマージング債券投信（カナダドルコース）毎月分配型の2023年5月11日から2023年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村エマージング債券投信（カナダドルコース）毎月分配型の2023年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 野村エマージング債券投信（カナダドルコース）毎月分配型

## （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第24期 特定期間 （2023年5月10日現在）	第25期 特定期間 （2023年11月10日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	3,682,078	3,367,935
投資信託受益証券	54,371,034	60,937,524
親投資信託受益証券	563,342	563,175
流動資産合計	58,616,454	64,868,634
資産合計	58,616,454	64,868,634
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	354,172	307,102
未払受託者報酬	1,570	1,760
未払委託者報酬	44,424	49,819
未払利息	7	5
その他未払費用	668	752
流動負債合計	400,841	359,438
負債合計	400,841	359,438
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	101,192,272	102,367,556
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	42,976,659	37,858,360
（分配準備積立金）	12,590,015	13,028,555
元本等合計	58,215,613	64,509,196
純資産合計	58,215,613	64,509,196
負債純資産合計	58,616,454	64,868,634



## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第24期 特定期間 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第25期 特定期間 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
営業収益		
受取配当金	2,900,000	2,500,000
受取利息	13	-
有価証券売買等損益	4,702,970	5,266,323
営業収益合計	1,802,957	7,766,323
営業費用		
支払利息	806	1,029
受託者報酬	9,839	10,397
委託者報酬	278,696	294,395
その他費用	4,203	4,438
営業費用合計	293,544	310,259
営業利益	2,096,501	7,456,064
経常利益	2,096,501	7,456,064
当期純利益	2,096,501	7,456,064
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	17,548	107
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	40,092,156	42,976,659
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,231,389	107,392
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,231,389	107,392
剰余金減少額又は欠損金増加額	860,650	562,039
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	860,650	562,039
分配金	2,141,193	1,883,011
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	42,976,659	37,858,360

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。  (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。  (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第24期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第25期 特定期間 (2023年11月10日現在)
1 特定期間の末日における受益権の総数  101,192,272口	1 特定期間の末日における受益権の総数  102,367,556口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 42,976,659円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 37,858,360円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 0.5753円 (1万口当たり純資産額 5,753円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 0.6302円 (1万口当たり純資産額 6,302円)

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

期 別 項 目	第24期 特定期間 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第25期 特定期間 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
分配金の計算過程	<p>2022年11月11日から2022年12月12日までの計算期間末における分配対象金額63,440,175円(1万口当たり6,060円)のうち、366,375円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>2022年12月13日から2023年1月10日までの計算期間末における分配対象金額63,073,211円(1万口当たり6,069円)のうち、363,732円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>2023年1月11日から2023年2月10日までの計算期間末における分配対象金額61,041,224円(1万口当たり6,079円)のうち、351,411円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>2023年2月11日から2023年3月10日までの計算期間末における分配対象金額61,297,709円(1万口当たり6,089円)のうち、352,294円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>2023年3月11日から2023年4月10日までの計算期間末における分配対象金額61,456,287円(1万口当たり6,089円)のうち、353,209円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>2023年4月11日から2023年5月10日までの計算期間末における分配対象金額61,747,644円(1万口当たり6,101円)のうち、354,172円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p>	<p>2023年5月11日から2023年6月12日までの計算期間末における分配対象金額61,901,194円(1万口当たり6,115円)のうち、354,278円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>2023年6月13日から2023年7月10日までの計算期間末における分配対象金額62,084,652円(1万口当たり6,119円)のうち、304,380円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>2023年7月11日から2023年8月10日までの計算期間末における分配対象金額62,305,636円(1万口当たり6,126円)のうち、305,092円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>2023年8月11日から2023年9月11日までの計算期間末における分配対象金額62,479,800円(1万口当たり6,130円)のうち、305,752円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>2023年9月12日から2023年10月10日までの計算期間末における分配対象金額62,657,840円(1万口当たり6,134円)のうち、306,407円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>2023年10月11日から2023年11月10日までの計算期間末における分配対象金額62,886,762円(1万口当たり6,143円)のうち、307,102円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第24期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第24期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第25期 特定期間 (2023年11月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第24期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第24期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
期首元本額		104,595,226 円	101,192,272 円
期中追加設定元本額		2,123,801 円	1,428,349 円
期中一部解約元本額		5,526,755 円	253,065 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第24期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	560,295 円
親投資信託受益証券	55 円
合計	560,240 円

第25期 特定期間（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	3,119,214 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	3,119,214 円

### 3 デリバティブ取引関係

第24期 特定期間（自 2022年11月11日 至 2023年5月10日）

該当事項はありません。

第25期 特定期間（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

該当事項はありません。

#### （４）【附属明細表】

有価証券明細表

##### a．株式

該当事項はありません。

##### b．株式以外の有価証券

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス CAD（毎月分配型）	14,385.86	60,937,524	
合計		14,385.86	60,937,524	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	T&Dマネーブールマザーファンド	555,674	563,175	
合計		555,674	563,175	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村エマージング債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型の2023年5月11日から2023年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村エマージング債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型の2023年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



【野村エマージング債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第24期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第25期 特定期間 (2023年11月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	137,806,615	74,989,806
投資信託受益証券	2,705,146,674	2,700,460,248
親投資信託受益証券	23,613,796	23,606,808
流動資産合計	2,866,567,085	2,799,056,862
資産合計	2,866,567,085	2,799,056,862
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	22,427,252	18,671,715
未払解約金	6,222,341	6,682
未払受託者報酬	76,332	74,420
未払委託者報酬	2,162,724	2,108,542
未払利息	295	118
その他未払費用	33,068	32,239
流動負債合計	30,922,012	20,893,716
負債合計	30,922,012	20,893,716
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	4,983,833,978	4,149,270,104
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	2,148,188,905	1,371,106,958
(分配準備積立金)	220,715,884	193,674,922
元本等合計	2,835,645,073	2,778,163,146
純資産合計	2,835,645,073	2,778,163,146
負債純資産合計	2,866,567,085	2,799,056,862

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第24期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	158,000,000	141,000,000
受取利息	506	-
有価証券売買等損益	95,755,458	469,306,586
<b>営業収益合計</b>	<b>253,755,964</b>	<b>610,306,586</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	31,263	33,237
受託者報酬	463,763	480,749
委託者報酬	13,139,827	13,621,133
その他費用	200,915	208,264
<b>営業費用合計</b>	<b>13,835,768</b>	<b>14,343,383</b>
<b>営業利益</b>	<b>239,920,196</b>	<b>595,963,203</b>
<b>経常利益</b>	<b>239,920,196</b>	<b>595,963,203</b>
<b>当期純利益</b>	<b>239,920,196</b>	<b>595,963,203</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	2,871,634	13,017,669
期首剰余金又は期首欠損金( )	2,445,730,678	2,148,188,905
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>256,394,281</b>	<b>343,237,021</b>
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	256,394,281	343,237,021
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>57,922,041</b>	<b>28,163,152</b>
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	57,922,041	28,163,152
<b>分配金</b>	<b>137,979,029</b>	<b>120,937,456</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>	<b>2,148,188,905</b>	<b>1,371,106,958</b>

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。  (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。  (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第24期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第25期 特定期間 (2023年11月10日現在)
1 特定期間の末日における受益権の総数  4,983,833,978口	1 特定期間の末日における受益権の総数  4,149,270,104口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 2,148,188,905円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 1,371,106,958円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 0.5690円 (1万口当たり純資産額 5,690円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 0.6696円 (1万口当たり純資産額 6,696円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

期 別 項 目	第24期 特定期間 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第25期 特定期間 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
分配金の計算過程	<p>2022年11月11日から2022年12月12日までの計算期間末における分配対象金額2,691,884,436円(1万口当たり5,106円)のうち、23,722,829円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p> <p>2022年12月13日から2023年1月10日までの計算期間末における分配対象金額2,649,678,091円(1万口当たり5,109円)のうち、23,337,920円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p> <p>2023年1月11日から2023年2月10日までの計算期間末における分配対象金額2,620,915,051円(1万口当たり5,112円)のうち、23,069,230円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p> <p>2023年2月11日から2023年3月10日までの計算期間末における分配対象金額2,574,693,328円(1万口当たり5,118円)のうち、22,635,660円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p> <p>2023年3月11日から2023年4月10日までの計算期間末における分配対象金額2,592,705,926円(1万口当たり5,120円)のうち、22,786,138円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p> <p>2023年4月11日から2023年5月10日までの計算期間末における分配対象金額2,554,922,870円(1万口当たり5,126円)のうち、22,427,252円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p>	<p>2023年5月11日から2023年6月12日までの計算期間末における分配対象金額2,498,683,324円(1万口当たり5,131円)のうち、21,911,217円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p> <p>2023年6月13日から2023年7月10日までの計算期間末における分配対象金額2,423,701,071円(1万口当たり5,138円)のうち、21,223,653円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p> <p>2023年7月11日から2023年8月10日までの計算期間末における分配対象金額2,312,730,887円(1万口当たり5,146円)のうち、20,221,808円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p> <p>2023年8月11日から2023年9月11日までの計算期間末における分配対象金額2,266,126,294円(1万口当たり5,148円)のうち、19,806,983円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p> <p>2023年9月12日から2023年10月10日までの計算期間末における分配対象金額2,186,206,833円(1万口当たり5,150円)のうち、19,102,080円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p> <p>2023年10月11日から2023年11月10日までの計算期間末における分配対象金額2,140,203,994円(1万口当たり5,158円)のうち、18,671,715円(1万口当たり45円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第24期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第24期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第25期 特定期間 (2023年11月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第24期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	期別	第24期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
期首元本額		5,417,393,450 円	4,983,833,978 円
期中追加設定元本額		127,365,558 円	76,551,644 円
期中一部解約元本額		560,925,030 円	911,115,518 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第24期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	97,594,505 円
親投資信託受益証券	2,329 円
合計	97,592,176 円

第25期 特定期間（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	269,851,109 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	269,851,109 円

### 3 デリバティブ取引関係

第24期 特定期間（自 2022年11月11日 至 2023年5月10日）

該当事項はありません。

第25期 特定期間（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

該当事項はありません。

#### （4）【附属明細表】

有価証券明細表

##### a．株式

該当事項はありません。

##### b．株式以外の有価証券

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス MXN(毎月分配型)	526,090.16	2,700,460,248	
合計		526,090.16	2,700,460,248	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	T & D マネープールマザーファンド	23,292,362	23,606,808	
合計		23,292,362	23,606,808	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村エマージング債券投信（トルコリラコース）毎月分配型の2023年5月11日から2023年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村エマージング債券投信（トルコリラコース）毎月分配型の2023年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【野村エマージング債券投信（トルコリラコース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第24期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第25期 特定期間 (2023年11月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	73,664,056	57,616,790
投資信託受益証券	1,501,744,207	1,251,858,786
親投資信託受益証券	15,702,934	15,698,287
流動資産合計	1,591,111,197	1,325,173,863
資産合計	1,591,111,197	1,325,173,863
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	9,046,935	7,875,930
未払解約金	1,526,274	-
未払受託者報酬	43,010	36,934
未払委託者報酬	1,218,640	1,046,464
未払利息	158	91
その他未払費用	18,629	15,993
流動負債合計	11,853,646	8,975,412
負債合計	11,853,646	8,975,412
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	18,093,870,581	15,751,861,090
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	16,514,613,030	14,435,662,639
（分配準備積立金）	139,080,091	125,588,431
元本等合計	1,579,257,551	1,316,198,451
純資産合計	1,579,257,551	1,316,198,451
負債純資産合計	1,591,111,197	1,325,173,863

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第24期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
営業収益		
受取配当金	79,000,000	62,000,000
受取利息	223	-
有価証券売買等損益	63,587,575	74,890,068
営業収益合計	15,412,648	12,890,068
営業費用		
支払利息	16,609	13,193
受託者報酬	275,297	234,898
委託者報酬	7,800,080	6,655,294
その他費用	119,236	101,725
営業費用合計	8,211,222	7,005,110
営業利益	7,201,426	19,895,178
経常利益	7,201,426	19,895,178
当期純利益	7,201,426	19,895,178
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	103,326	2,387,276
期首剰余金又は期首欠損金( )	18,407,892,060	16,514,613,030
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,222,902,018	2,358,024,592
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,222,902,018	2,358,024,592
剰余金減少額又は欠損金増加額	270,596,874	206,364,651
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	270,596,874	206,364,651
分配金	66,330,866	50,427,096
期末剰余金又は期末欠損金( )	16,514,613,030	14,435,662,639

( 3 ) 【注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

<p>1 運用資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
<p>2 費用・収益の計上基準</p>	<p>(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

( 貸借対照表に関する注記 )

<p>第24期 特定期間 ( 2023年5月10日現在 )</p>	<p>第25期 特定期間 ( 2023年11月10日現在 )</p>
<p>1 特定期間の末日における受益権の総数  18,093,870,581口</p>	<p>1 特定期間の末日における受益権の総数  15,751,861,090口</p>
<p>2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 16,514,613,030円</p>	<p>2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 14,435,662,639円</p>
<p>3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 0.0873円 ( 1万口当たり純資産額 873円 )</p>	<p>3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 0.0836円 ( 1万口当たり純資産額 836円 )</p>

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

項 目	期 別 第24期 特定期間 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第25期 特定期間 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
分配金の計算過程	<p>2022年11月11日から2022年12月12日までの計算期間末における分配対象金額10,588,132,701円(1万口当たり5,316円)のうち、19,916,132円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>2022年12月13日から2023年1月10日までの計算期間末における分配対象金額10,381,330,333円(1万口当たり5,311円)のうち、9,771,821円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年1月11日から2023年2月10日までの計算期間末における分配対象金額9,882,381,656円(1万口当たり5,313円)のうち、9,300,102円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年2月11日から2023年3月10日までの計算期間末における分配対象金額9,771,308,124円(1万口当たり5,313円)のうち、9,194,313円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年3月11日から2023年4月10日までの計算期間末における分配対象金額9,673,361,915円(1万口当たり5,314円)のうち、9,101,563円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年4月11日から2023年5月10日までの計算期間末における分配対象金額9,616,537,730円(1万口当たり5,314円)のうち、9,046,935円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p>	<p>2023年5月11日から2023年6月12日までの計算期間末における分配対象金額9,436,466,397円(1万口当たり5,315円)のうち、8,876,885円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年6月13日から2023年7月10日までの計算期間末における分配対象金額9,325,978,744円(1万口当たり5,315円)のうち、8,771,876円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年7月11日から2023年8月10日までの計算期間末における分配対象金額8,947,175,785円(1万口当たり5,316円)のうち、8,415,188円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年8月11日から2023年9月11日までの計算期間末における分配対象金額8,819,694,356円(1万口当たり5,316円)のうち、8,293,875円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年9月12日から2023年10月10日までの計算期間末における分配対象金額8,713,591,643円(1万口当たり5,317円)のうち、8,193,342円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年10月11日から2023年11月10日までの計算期間末における分配対象金額8,377,797,846円(1万口当たり5,318円)のうち、7,875,930円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第24期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第24期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第25期 特定期間 (2023年11月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第24期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	期別	第24期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
期首元本額		20,236,006,742 円	18,093,870,581 円
期中追加設定元本額		297,053,823 円	224,867,833 円
期中一部解約元本額		2,439,189,984 円	2,566,877,324 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第24期 特定期間(自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	7,981,480 円
親投資信託受益証券	1,549 円
合計	7,979,931 円

第25期 特定期間（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	66,758,401 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	66,758,401 円

### 3 デリバティブ取引関係

第24期 特定期間（自 2022年11月11日 至 2023年5月10日）

該当事項はありません。

第25期 特定期間（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

該当事項はありません。

#### （４）【附属明細表】

有価証券明細表

##### a．株式

該当事項はありません。

##### b．株式以外の有価証券

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス TRY（毎月分配型）	2,284,134.58	1,251,858,786	
合計		2,284,134.58	1,251,858,786	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	T & Dマネーブールマザーファンド	15,489,184	15,698,287	
合計		15,489,184	15,698,287	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



# 独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村エマージング債券投信（金コース）毎月分配型の2023年5月11日から2023年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村エマージング債券投信（金コース）毎月分配型の2023年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【野村エマージング債券投信（金コース）毎月分配型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第24期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第25期 特定期間 (2023年11月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	33,432	3,112,562
コール・ローン	45,470,155	37,165,459
投資信託受益証券	662,456,074	583,810,609
親投資信託受益証券	4,029,616	4,028,424
流動資産合計	711,989,277	628,117,054
資産合計	711,989,277	628,117,054
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	205,332	8,291,440
未払金	12,759,137	94,608
未払収益分配金	1,741,955	814,070
未払解約金	-	9,999
未払受託者報酬	18,879	16,869
未払委託者報酬	534,899	477,947
未払利息	97	58
その他未払費用	8,171	7,300
流動負債合計	15,268,470	9,712,291
負債合計	15,268,470	9,712,291
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,741,955,372	1,628,140,770
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,045,234,565	1,009,736,007
(分配準備積立金)	127,208,275	128,507,010
元本等合計	696,720,807	618,404,763
純資産合計	696,720,807	618,404,763
負債純資産合計	711,989,277	628,117,054

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第24期 特定期間 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第25期 特定期間 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
<b>営業収益</b>		
受取配当金	22,803,378	18,851,524
受取利息	16,750	44,417
有価証券売買等損益	64,323,228	26,331,486
為替差損益	14,238,792	18,052,260
営業収益合計	72,904,564	25,487,805
<b>営業費用</b>		
支払利息	8,225	11,469
受託者報酬	103,242	106,450
委託者報酬	2,925,174	3,016,078
その他費用	71,827	95,457
営業費用合計	3,108,468	3,229,454
<b>営業利益</b>	69,796,096	28,717,259
経常利益	69,796,096	28,717,259
<b>当期純利益</b>	69,796,096	28,717,259
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	219,883	177,519
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	827,936,588	1,045,234,565
剰余金増加額又は欠損金減少額	72,981,919	73,924,723
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	72,981,919	73,924,723
剰余金減少額又は欠損金増加額	349,757,507	3,645,497
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	349,757,507	3,645,497
分配金	10,538,368	5,885,890
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	1,045,234,565	1,009,736,007

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1 運用資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 (3)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。</p>
<p>2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
<p>3 費用・収益の計上基準</p>	<p>(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

<p>第24期 特定期間 (2023年5月10日現在)</p>	<p>第25期 特定期間 (2023年11月10日現在)</p>
<p>1 特定期間の末日における受益権の総数 1,741,955,372口</p>	<p>1 特定期間の末日における受益権の総数 1,628,140,770口</p>
<p>2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,045,234,565円</p>	<p>2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,009,736,007円</p>
<p>3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.4000円 (1万口当たり純資産額 4,000円)</p>	<p>3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.3798円 (1万口当たり純資産額 3,798円)</p>

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

期 別 項 目	第24期 特定期間 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第25期 特定期間 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
分配金の計算過程	<p>2022年11月11日から2022年12月12日までの計算期間末における分配対象金額469,601,985円(1万口当たり3,703円)のうち、1,902,211円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>2022年12月13日から2023年1月10日までの計算期間末における分配対象金額578,637,909円(1万口当たり3,704円)のうち、1,562,004円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>2023年1月11日から2023年2月10日までの計算期間末における分配対象金額663,066,916円(1万口当たり3,713円)のうち、1,785,599円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>2023年2月11日から2023年3月10日までの計算期間末における分配対象金額660,505,760円(1万口当たり3,723円)のうち、1,773,912円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>2023年3月11日から2023年4月10日までの計算期間末における分配対象金額662,222,853円(1万口当たり3,735円)のうち、1,772,687円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>2023年4月11日から2023年5月10日までの計算期間末における分配対象金額652,514,579円(1万口当たり3,745円)のうち、1,741,955円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>	<p>2023年5月11日から2023年6月12日までの計算期間末における分配対象金額645,698,341円(1万口当たり3,756円)のうち、1,718,744円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>2023年6月13日から2023年7月10日までの計算期間末における分配対象金額645,808,564円(1万口当たり3,760円)のうち、858,647円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年7月11日から2023年8月10日までの計算期間末における分配対象金額640,017,627円(1万口当たり3,769円)のうち、849,008円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年8月11日から2023年9月11日までの計算期間末における分配対象金額625,104,013円(1万口当たり3,778円)のうち、827,158円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年9月12日から2023年10月10日までの計算期間末における分配対象金額620,086,681円(1万口当たり3,789円)のうち、818,263円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p> <p>2023年10月11日から2023年11月10日までの計算期間末における分配対象金額619,109,440円(1万口当たり3,802円)のうち、814,070円(1万口当たり5円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第24期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、デリバティブ取引及びコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p> <p>デリバティブ取引は、為替予約取引であり、外貨建有価証券の買付代金等の実需に対応する取引及び信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規定に従って為替変動リスクを回避することを目的として行う取引です。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係の取引の時価等に関する事項におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第24期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第25期 特定期間 (2023年11月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 為替予約取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係の取引の時価等に関する事項に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第24期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第24期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
期首元本額		1,281,987,387 円	1,741,955,372 円
期中追加設定元本額		579,291,639 円	5,884,514 円
期中一部解約元本額		119,323,654 円	119,699,116 円



## 2 有価証券関係

### 売買目的有価証券

第24期 特定期間（自 2022年11月11日 至 2023年5月10日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	8,165,108 円
親投資信託受益証券	398 円
合計	8,165,506 円

第25期 特定期間（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	63,380,216 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	63,380,216 円

## 3 デリバティブ取引関係

第24期 特定期間（自 2022年11月11日 至 2023年5月10日）

### 取引の時価等に関する事項

#### 通貨関連

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売 建 USドル	648,422,068	-	648,627,400	205,332
合計		648,422,068	-	648,627,400	205,332

（注）1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

3 ヘッジ会計が適用されている取引はありません。

第25期 特定期間（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建				
	USドル	576,767,758	-	585,059,198	8,291,440
合 計		576,767,758	-	585,059,198	8,291,440

（注）1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

3 ヘッジ会計が適用されている取引はありません。

#### (4) 【附属明細表】

##### 有価証券明細表

###### a. 株式

該当事項はありません。

###### b. 株式以外の有価証券

(2023年11月10日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
US ドル	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス GOLD (毎月分配型)	142,604.65	3,855,316.71	
		合計 (邦貨換算)	142,604.65	(583,810,609)	

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(2023年11月10日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	T & Dマネーパブル マザーファンド	3,974,765	4,028,424	
合計		3,974,765	4,028,424	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

##### 有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入 時価比率	合計金額に 対する比率
US ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	94.41%	100.00%

(注) 「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

##### デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「その他の注記(デリバティブ取引関係)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

**【野村エマージング債券投信（円コース）年2回決算型】**

**野村エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型**

**野村エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型**

**野村エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型**

**野村エマージング債券投信（マネーボールファンド）年2回決算型**

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第28期計算期間(2023年5月11日から2023年11月10日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村エマージング債券投信（円コース）年2回決算型の2023年5月11日から2023年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村エマージング債券投信（円コース）年2回決算型の2023年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 野村エマージング債券投信（円コース）年2回決算型

## （1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第27期 （2023年5月10日現在）	第28期 （2023年11月10日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	13,276,377	7,355,709
投資信託受益証券	270,959,528	255,763,820
親投資信託受益証券	1,754,956	1,754,437
流動資産合計	285,990,861	264,873,966
資産合計	285,990,861	264,873,966
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	272,781	248,284
未払受託者報酬	50,196	45,816
未払委託者報酬	1,422,245	1,298,084
未払利息	28	11
その他未払費用	21,690	19,791
流動負債合計	1,766,940	1,611,986
負債合計	1,766,940	1,611,986
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	272,781,709	248,284,593
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	11,442,212	14,977,387
（分配準備積立金）	13,416,281	13,244,249
元本等合計	284,223,921	263,261,980
純資産合計	284,223,921	263,261,980
負債純資産合計	285,990,861	264,873,966

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第27期 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第28期 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
営業収益		
受取配当金	1,800,000	1,600,000
受取利息	41	-
有価証券売買等損益	5,010,362	4,803,773
営業収益合計	6,810,403	6,403,773
営業費用		
支払利息	3,845	3,625
受託者報酬	50,196	45,816
委託者報酬	1,422,245	1,298,084
その他費用	21,690	19,791
営業費用合計	1,497,976	1,367,316
営業利益	5,312,427	5,036,457
経常利益	5,312,427	5,036,457
当期純利益	5,312,427	5,036,457
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	2,552,061	282,414
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	10,356,207	11,442,212
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,337	15,433
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,337	15,433
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,416,917	986,017
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,416,917	986,017
分配金	272,781	248,284
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	11,442,212	14,977,387



( 3 ) 【注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

<p>1 運用資産の評価基準 及び評価方法</p>	<p>(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
<p>2 費用・収益の計上基準</p>	<p>(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

( 貸借対照表に関する注記 )

<p>第27期 ( 2023年5月10日現在 )</p>	<p>第28期 ( 2023年11月10日現在 )</p>
<p>1 計算期間の末日における受益権の総数  272,781,709口</p>	<p>1 計算期間の末日における受益権の総数  248,284,593口</p>
<p>2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 1.0419円 ( 1万口当たり純資産額 10,419円 )</p>	<p>2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 1.0603円 ( 1万口当たり純資産額 10,603円 )</p>

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

<p>期 別</p>	<p>第27期 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )</p>	<p>第28期 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )</p>
<p>分配金の計算過程</p>	<p>計算期間末における費用控除後配当等 収益( 1,159,526円 )、費用控除後有価証 券売買等損益( 0円 )、収益調整金 ( 79,464,244円 )、及び分配準備積立金 ( 12,529,536円 )より、分配対象収益は 93,153,306円( 1万口当たり3,414円 )で あり、うち272,781円( 1万口当たり10円 ) を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後配当等 収益( 1,240,646円 )、費用控除後有価証 券売買等損益( 0円 )、収益調整金 ( 72,343,658円 )、及び分配準備積立金 ( 12,251,887円 )より、分配対象収益は 85,836,191円( 1万口当たり3,457円 )で あり、うち248,284円( 1万口当たり10円 ) を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第27期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第27期 (2023年5月10日現在)	第28期 (2023年11月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第27期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第27期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
期首元本額		317,831,261 円	272,781,709 円
期中追加設定元本額		372,533 円	344,378 円
期中一部解約元本額		45,422,085 円	24,841,494 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第27期(自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,549,151 円
親投資信託受益証券	521 円
合計	2,548,630 円

第28期（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	4,169,110 円
親投資信託受益証券	519 円
合計	4,168,591 円

### 3 デリバティブ取引関係

第27期（自 2022年11月11日 至 2023年5月10日）

該当事項はありません。

第28期（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

該当事項はありません。

#### （4）【附属明細表】

有価証券明細表

##### a．株式

該当事項はありません。

##### b．株式以外の有価証券

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス JPY（年2回決算型）	24,569.70	255,763,820	
合計		24,569.70	255,763,820	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	T & Dマネーブルマザーファンド	1,731,068	1,754,437	
合計		1,731,068	1,754,437	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型の2023年5月11日から2023年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型の2023年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【野村エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第27期 （2023年5月10日現在）	第28期 （2023年11月10日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	5,323,867	5,056,535
投資信託受益証券	94,524,449	99,953,613
親投資信託受益証券	674,025	673,826
流動資産合計	100,522,341	105,683,974
資産合計	100,522,341	105,683,974
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	66,003	63,242
未払受託者報酬	18,128	16,890
未払委託者報酬	513,544	478,588
未払利息	11	7
その他未払費用	7,792	7,254
流動負債合計	605,478	565,981
負債合計	605,478	565,981
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	66,003,761	63,242,182
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	33,913,102	41,875,811
（分配準備積立金）	20,987,441	20,609,391
元本等合計	99,916,863	105,117,993
純資産合計	99,916,863	105,117,993
負債純資産合計	100,522,341	105,683,974

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第27期 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第28期 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
営業収益		
受取配当金	600,000	600,000
受取利息	14	-
有価証券売買等損益	450,817	9,428,965
営業収益合計	1,050,831	10,028,965
営業費用		
支払利息	1,278	1,446
受託者報酬	18,128	16,890
委託者報酬	513,544	478,588
その他費用	7,792	7,254
営業費用合計	540,742	504,178
営業利益	510,089	9,524,787
経常利益	510,089	9,524,787
当期純利益	510,089	9,524,787
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	885,207	93,290
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	44,365,802	33,913,102
剰余金増加額又は欠損金減少額	34,346	29,409
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	34,346	29,409
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,045,925	1,434,955
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,045,925	1,434,955
分配金	66,003	63,242
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	33,913,102	41,875,811



( 3 ) 【注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

<p>1 運用資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
<p>2 費用・収益の計上基準</p>	<p>(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

( 貸借対照表に関する注記 )

<p>第27期 ( 2023年5月10日現在 )</p>	<p>第28期 ( 2023年11月10日現在 )</p>
<p>1 計算期間の末日における受益権の総数 66,003,761口</p>	<p>1 計算期間の末日における受益権の総数 63,242,182口</p>
<p>2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5138円 ( 1万口当たり純資産額 15,138円 )</p>	<p>2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6622円 ( 1万口当たり純資産額 16,622円 )</p>

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

<p>期 別</p>	<p>第27期 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )</p>	<p>第28期 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )</p>
<p>分配金の計算過程</p>	<p>計算期間末における費用控除後配当等収益 ( 59,373円 )、費用控除後有価証券売買等損益 ( 0円 )、収益調整金 ( 40,619,511円 )、及び分配準備積立金 ( 20,994,071円 ) より、分配対象収益は 61,672,955円 ( 1万口当たり9,343円 ) であり、うち66,003円 ( 1万口当たり10円 ) を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後配当等収益 ( 568,249円 )、費用控除後有価証券売買等損益 ( 0円 )、収益調整金 ( 38,936,602円 )、及び分配準備積立金 ( 20,104,384円 ) より、分配対象収益は 59,609,235円 ( 1万口当たり9,425円 ) であり、うち63,242円 ( 1万口当たり10円 ) を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第27期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第27期 (2023年5月10日現在)	第28期 (2023年11月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第27期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第27期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
期首元本額		85,423,778 円	66,003,761 円
期中追加設定元本額		65,044 円	53,906 円
期中一部解約元本額		19,485,061 円	2,815,485 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第27期(自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	458,721 円
親投資信託受益証券	201 円
合計	458,922 円

第28期（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	9,334,242 円
親投資信託受益証券	199 円
合計	9,334,043 円

### 3 デリバティブ取引関係

第27期（自 2022年11月11日 至 2023年5月10日）

該当事項はありません。

第28期（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

該当事項はありません。

#### （4）【附属明細表】

有価証券明細表

##### a. 株式

該当事項はありません。

##### b. 株式以外の有価証券

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス AUD（年2回決算型）	5,958.79	99,953,613	
合計		5,958.79	99,953,613	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	T & D マネープール マザーファンド	664,851	673,826	
合計		664,851	673,826	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型の2023年5月11日から2023年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型の2023年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【野村エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第27期 (2023年5月10日現在)	第28期 (2023年11月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	21,829,622	17,467,501
投資信託受益証券	426,043,100	510,321,806
親投資信託受益証券	2,873,135	2,872,285
流動資産合計	450,745,857	530,661,592
資産合計	450,745,857	530,661,592
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	318,733	307,129
未払解約金	-	66,587
未払受託者報酬	76,728	82,673
未払委託者報酬	2,173,894	2,342,346
未払利息	46	27
その他未払費用	33,189	35,763
流動負債合計	2,602,590	2,834,525
負債合計	2,602,590	2,834,525
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	318,733,011	307,129,789
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	129,410,256	220,697,278
(分配準備積立金)	73,249,063	68,867,657
元本等合計	448,143,267	527,827,067
純資産合計	448,143,267	527,827,067
負債純資産合計	450,745,857	530,661,592

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第27期 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第28期 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
営業収益		
受取配当金	2,600,000	2,800,000
受取利息	61	-
有価証券売買等損益	1,987,050	97,277,856
営業収益合計	4,587,111	100,077,856
営業費用		
支払利息	3,764	5,814
受託者報酬	76,728	82,673
委託者報酬	2,173,894	2,342,346
その他費用	33,189	35,763
営業費用合計	2,287,575	2,466,596
営業利益	2,299,536	97,611,260
経常利益	2,299,536	97,611,260
当期純利益	2,299,536	97,611,260
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,705,159	6,337,777
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	150,349,840	129,410,256
剰余金増加額又は欠損金減少額	388,134	12,723,958
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	388,134	12,723,958
剰余金減少額又は欠損金増加額	25,013,680	12,403,290
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	25,013,680	12,403,290
分配金	318,733	307,129
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	129,410,256	220,697,278



( 3 ) 【注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

<p>1 運用資産の評価基準 及び評価方法</p>	<p>(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
<p>2 費用・収益の計上基準</p>	<p>(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

( 貸借対照表に関する注記 )

<p>第27期 ( 2023年5月10日現在 )</p>	<p>第28期 ( 2023年11月10日現在 )</p>
<p>1 計算期間の末日における受益権の総数  318,733,011口</p>	<p>1 計算期間の末日における受益権の総数  307,129,789口</p>
<p>2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 1.4060円 ( 1万口当たり純資産額 14,060円 )</p>	<p>2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 1.7186円 ( 1万口当たり純資産額 17,186円 )</p>

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

<p>期 別</p>	<p>第27期 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )</p>	<p>第28期 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )</p>
<p>分配金の計算過程</p>	<p>計算期間末における費用控除後配当等収益(1,653,556円)、費用控除後有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(185,088,222円)、及び分配準備積立金(71,914,240円)より、分配対象収益は258,656,018円(1万口当たり8,115円)であり、うち318,733円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後配当等収益(2,720,962円)、費用控除後有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(182,554,122円)、及び分配準備積立金(66,453,824円)より、分配対象収益は251,728,908円(1万口当たり8,196円)であり、うち307,129円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第27期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第27期 (2023年5月10日現在)	第28期 (2023年11月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第27期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第27期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
期首元本額		381,780,299 円	318,733,011 円
期中追加設定元本額		1,076,607 円	18,794,923 円
期中一部解約元本額		64,123,895 円	30,398,145 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第27期(自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	4,221,228 円
親投資信託受益証券	851 円
合計	4,220,377 円

第28期（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	92,371,380 円
親投資信託受益証券	850 円
合計	92,370,530 円

### 3 デリバティブ取引関係

第27期（自 2022年11月11日 至 2023年5月10日）

該当事項はありません。

第28期（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

該当事項はありません。

#### （4）【附属明細表】

有価証券明細表

##### a．株式

該当事項はありません。

##### b．株式以外の有価証券

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス BRL（年2回決算型）	29,325.74	510,321,806	
合計		29,325.74	510,321,806	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	T & D マネーブールマザーファンド	2,834,026	2,872,285	
合計		2,834,026	2,872,285	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型の2023年5月11日から2023年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型の2023年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【野村エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第27期 (2023年5月10日現在)	第28期 (2023年11月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,779,604	797,374
投資信託受益証券	19,585,723	24,276,492
親投資信託受益証券	133,543	133,504
流動資産合計	21,498,870	25,207,370
資産合計	21,498,870	25,207,370
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	15,876	15,700
未払受託者報酬	3,272	3,850
未払委託者報酬	92,638	109,057
未払利息	3	1
その他未払費用	1,355	1,621
流動負債合計	113,144	130,229
負債合計	113,144	130,229
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	15,876,317	15,700,325
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	5,509,409	9,376,816
(分配準備積立金)	4,313,122	4,441,574
元本等合計	21,385,726	25,077,141
純資産合計	21,385,726	25,077,141
負債純資産合計	21,498,870	25,207,370

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第27期 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第28期 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
<b>営業収益</b>		
受取配当金	200,000	200,000
受取利息	7	-
有価証券売買等損益	1,734,636	3,890,730
<b>営業収益合計</b>	<b>1,534,629</b>	<b>4,090,730</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	318	191
受託者報酬	3,272	3,850
委託者報酬	92,638	109,057
その他費用	1,355	1,621
<b>営業費用合計</b>	<b>97,583</b>	<b>114,719</b>
<b>営業利益</b>	<b>1,632,212</b>	<b>3,976,011</b>
<b>経常利益</b>	<b>1,632,212</b>	<b>3,976,011</b>
<b>当期純利益</b>	<b>1,632,212</b>	<b>3,976,011</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	32,344
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	3,674,969	5,509,409
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>3,482,528</b>	<b>3,522</b>
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,482,528	3,522
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>-</b>	<b>64,082</b>
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	64,082
<b>分配金</b>	<b>15,876</b>	<b>15,700</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金 ( )</b>	<b>5,509,409</b>	<b>9,376,816</b>



(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1 運用資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
<p>2 費用・収益の計上基準</p>	<p>(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

<p>第27期 (2023年5月10日現在)</p>	<p>第28期 (2023年11月10日現在)</p>
<p>1 計算期間の末日における受益権の総数  15,876,317口</p>	<p>1 計算期間の末日における受益権の総数  15,700,325口</p>
<p>2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 1,3470円 (1万口当たり純資産額 13,470円)</p>	<p>2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 1,5972円 (1万口当たり純資産額 15,972円)</p>

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

<p>期 別</p>	<p>第27期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)</p>	<p>第28期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)</p>
<p>分配金の計算過程</p>	<p>計算期間末における費用控除後配当等収益(102,424円)、費用控除後有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(7,882,661円)、及び分配準備積立金(4,226,574円)より、分配対象収益は12,211,659円(1万口当たり7,691円)であり、うち15,876円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後配当等収益(194,175円)、費用控除後有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(7,798,007円)、及び分配準備積立金(4,263,099円)より、分配対象収益は12,255,281円(1万口当たり7,805円)であり、うち15,700円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第27期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第27期 (2023年5月10日現在)	第28期 (2023年11月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第27期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第27期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
期首元本額		8,254,130 円	15,876,317 円
期中追加設定元本額		7,622,187 円	10,152 円
期中一部解約元本額		- 円	186,144 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第27期(自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,734,596 円
親投資信託受益証券	40 円
合計	1,734,636 円

第28期（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	3,890,769 円
親投資信託受益証券	39 円
合計	3,890,730 円

### 3 デリバティブ取引関係

第27期（自 2022年11月11日 至 2023年5月10日）

該当事項はありません。

第28期（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

該当事項はありません。

#### （4）【附属明細表】

有価証券明細表

##### a．株式

該当事項はありません。

##### b．株式以外の有価証券

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス ZAR（年2回決算型）	1,620.27	24,276,492	
合計		1,620.27	24,276,492	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	T & Dマネーブルマザーファンド	131,726	133,504	
合計		131,726	133,504	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型の2023年5月11日から2023年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型の2023年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【野村エマージング債券投信（マネーボールファンド）年2回決算型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第27期 (2023年5月10日現在)	第28期 (2023年11月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	39,067	39,064
親投資信託受益証券	840,072	839,823
流動資産合計	879,139	878,887
資産合計	879,139	878,887
<b>負債の部</b>		
流動負債		
その他未払費用	3	5
流動負債合計	3	5
負債合計	3	5
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	900,741	900,741
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	21,605	21,859
元本等合計	879,136	878,882
純資産合計	879,136	878,882
負債純資産合計	879,139	878,887

( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第27期 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第28期 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
営業収益		
有価証券売買等損益	248	249
営業収益合計	248	249
営業費用		
その他費用	3	5
営業費用合計	3	5
営業利益	251	254
経常利益	251	254
当期純利益	251	254
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	21,354	21,605
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	21,605	21,859



( 3 ) 【注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

( 貸借対照表に関する注記 )

第27期 ( 2023年5月10日現在 )	第28期 ( 2023年11月10日現在 )
1 計算期間の末日における受益権の総数 900,741口	1 計算期間の末日における受益権の総数 900,741口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定す る額 元本の欠損 21,605円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定す る額 元本の欠損 21,859円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9760円 ( 1万口当たり純資産額 9,760円 )	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9757円 ( 1万口当たり純資産額 9,757円 )

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

項 目	第27期 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第28期 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等 収益(0円)、費用控除後有価証券売買等 損益(0円)、収益調整金(1,319円)、 及び分配準備積立金(0円)より、分配対 象収益は1,319円(1万口当たり14円)と なりましたが、当期の分配は見送りとさ せていただきました。	計算期間末における費用控除後配当等 収益(0円)、費用控除後有価証券売買等 損益(0円)、収益調整金(1,319円)、 及び分配準備積立金(0円)より、分配対 象収益は1,319円(1万口当たり14円)と なりましたが、当期の分配は見送りとさ せていただきました。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第27期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第27期 (2023年5月10日現在)	第28期 (2023年11月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第27期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第27期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第28期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
期首元本額		900,741 円	900,741 円
期中追加設定元本額		- 円	- 円
期中一部解約元本額		- 円	- 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第27期(自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	248 円
合計	248 円

第28期（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	249 円
合計	249 円

### 3 デリバティブ取引関係

第27期（自 2022年11月11日 至 2023年5月10日）

該当事項はありません。

第28期（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

該当事項はありません。

#### （4）【附属明細表】

有価証券明細表

##### a. 株式

該当事項はありません。

##### b. 株式以外の有価証券

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	T & D マネープール マザーファンド	828,637	839,823	
合計		828,637	839,823	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

**【野村エマージング債券投信（カナダドルコース）年2回決算型】**

**野村エマージング債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型**

**野村エマージング債券投信（トルコリラコース）年2回決算型**

**野村エマージング債券投信（金コース）年2回決算型**

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、第25期計算期間(2023年5月11日から2023年11月10日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村エマージング債券投信（カナダドルコース）年2回決算型の2023年5月11日から2023年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村エマージング債券投信（カナダドルコース）年2回決算型の2023年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 野村エマージング債券投信（カナダドルコース）年2回決算型

## （1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第24期 （2023年5月10日現在）	第25期 （2023年11月10日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	540,672	265,521
投資信託受益証券	7,560,786	6,759,809
親投資信託受益証券	72,764	72,742
流動資産合計	8,174,222	7,098,072
資産合計	8,174,222	7,098,072
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	6,070	4,656
未払受託者報酬	1,308	1,147
未払委託者報酬	37,511	33,073
未払利息	1	-
その他未払費用	544	428
流動負債合計	45,434	39,304
負債合計	45,434	39,304
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	6,070,257	4,656,113
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,058,531	2,402,655
（分配準備積立金）	1,484,691	1,146,629
元本等合計	8,128,788	7,058,768
純資産合計	8,128,788	7,058,768
負債純資産合計	8,174,222	7,098,072



## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第24期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
営業収益		
受取配当金	100,000	100,000
受取利息	1	-
有価証券売買等損益	344,923	799,001
営業収益合計	244,922	899,001
営業費用		
支払利息	41	37
受託者報酬	1,308	1,147
委託者報酬	37,511	33,073
その他費用	544	428
営業費用合計	39,404	34,685
営業利益	284,326	864,316
経常利益	284,326	864,316
当期純利益	284,326	864,316
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	98,711
期首剰余金又は期首欠損金( )	2,320,868	2,058,531
剰余金増加額又は欠損金減少額	28,059	187,564
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,059	187,564
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	604,389
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	604,389
分配金	6,070	4,656
期末剰余金又は期末欠損金( )	2,058,531	2,402,655

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1 運用資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
<p>2 費用・収益の計上基準</p>	<p>(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

<p>第24期 (2023年5月10日現在)</p>	<p>第25期 (2023年11月10日現在)</p>
<p>1 計算期間の末日における受益権の総数 6,070,257口</p>	<p>1 計算期間の末日における受益権の総数 4,656,113口</p>
<p>2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,3391円 (1万口当たり純資産額 13,391円)</p>	<p>2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1,5160円 (1万口当たり純資産額 15,160円)</p>

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

<p>期 別</p>	<p>第24期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)</p>	<p>第25期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)</p>
<p>分配金の計算過程</p>	<p>計算期間末における費用控除後配当等収益(60,597円)、費用控除後有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(2,130,897円)、及び分配準備積立金(1,430,164円)より、分配対象収益は3,621,658円(1万口当たり5,966円)であり、うち6,070円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後配当等収益(95,638円)、費用控除後有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,723,537円)、及び分配準備積立金(1,055,647円)より、分配対象収益は2,874,822円(1万口当たり6,174円)であり、うち4,656円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第24期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第24期 (2023年5月10日現在)	第25期 (2023年11月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第24期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第24期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
期首元本額		5,986,993 円	6,070,257 円
期中追加設定元本額		83,264 円	378,903 円
期中一部解約元本額		- 円	1,793,047 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第24期(自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	344,901 円
親投資信託受益証券	22 円
合計	344,923 円

第25期（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	720,529 円
親投資信託受益証券	22 円
合計	720,507 円

### 3 デリバティブ取引関係

第24期（自 2022年11月11日 至 2023年5月10日）

該当事項はありません。

第25期（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

該当事項はありません。

#### （4）【附属明細表】

有価証券明細表

##### a．株式

該当事項はありません。

##### b．株式以外の有価証券

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ デット・ファンド・クラス CAD （年2回決算型）	516.74	6,759,809	
合計		516.74	6,759,809	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	T & D マネープール マザーファンド	71,774	72,742	
合計		71,774	72,742	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村エマージング債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型の2023年5月11日から2023年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村エマージング債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型の2023年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【野村エマージング債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第24期 (2023年5月10日現在)	第25期 (2023年11月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	35,450,449	20,102,882
投資信託受益証券	485,325,564	614,836,719
親投資信託受益証券	4,043,365	4,042,169
流動資産合計	524,819,378	638,981,770
資産合計	524,819,378	638,981,770
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	257,608	255,745
未払解約金	-	16,142
未払受託者報酬	80,005	100,547
未払委託者報酬	2,266,678	2,848,816
未払利息	76	31
その他未払費用	34,601	43,506
流動負債合計	2,638,968	3,264,787
負債合計	2,638,968	3,264,787
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	257,608,795	255,745,303
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	264,571,615	379,971,680
(分配準備積立金)	135,801,723	245,138,804
元本等合計	522,180,410	635,716,983
純資産合計	522,180,410	635,716,983
負債純資産合計	524,819,378	638,981,770



## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第24期 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第25期 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
営業収益		
受取配当金	2,700,000	3,300,000
受取利息	93	-
有価証券売買等損益	40,776,187	120,509,959
営業収益合計	43,476,280	123,809,959
営業費用		
支払利息	6,322	7,812
受託者報酬	80,005	100,547
委託者報酬	2,266,678	2,848,816
その他費用	34,601	43,506
営業費用合計	2,387,606	3,000,681
営業利益	41,088,674	120,809,278
経常利益	41,088,674	120,809,278
当期純利益	41,088,674	120,809,278
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	278,126	4,443,422
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	236,892,009	264,571,615
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,889,898	13,156,993
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,889,898	13,156,993
剰余金減少額又は欠損金増加額	32,763,232	13,867,039
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	32,763,232	13,867,039
分配金	257,608	255,745
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	264,571,615	379,971,680

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。  (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているもの については当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上し ております。  (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第24期 (2023年5月10日現在)	第25期 (2023年11月10日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数  257,608,795口	1 計算期間の末日における受益権の総数  255,745,303口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 2.0270円 (1万口当たり純資産額 20,270円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 2.4857円 (1万口当たり純資産額 24,857円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	期 別	第24期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
分配金の計算過程		計算期間末における費用控除後配当等 収益(2,541,205円)、費用控除後有価証 券売買等損益(38,269,343円)、収益調 整金(128,769,892円)、及び分配準備積 立金(95,248,783円)より、分配対象収 益は264,829,223円(1万口当たり10,280 円)であり、うち257,608円(1万口当 たり10円)を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後配当等 収益(3,209,788円)、費用控除後有価証 券売買等損益(113,156,068円)、収益調 整金(134,832,876円)、及び分配準備積 立金(129,028,693円)より、分配対象収 益は380,227,425円(1万口当たり14,867 円)であり、うち255,745円(1万口当 たり10円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第24期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第24期 (2023年5月10日現在)	第25期 (2023年11月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第24期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	期別	第24期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
期首元本額		275,394,929 円	257,608,795 円
期中追加設定元本額		20,519,813 円	11,645,969 円
期中一部解約元本額		38,305,947 円	13,509,461 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第24期(自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	40,651,400 円
親投資信託受益証券	1,197 円
合計	40,650,203 円

第25期（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	117,418,438 円
親投資信託受益証券	1,196 円
合計	117,417,242 円

### 3 デリバティブ取引関係

第24期（自 2022年11月11日 至 2023年5月10日）

該当事項はありません。

第25期（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

該当事項はありません。

#### （4）【附属明細表】

有価証券明細表

##### a. 株式

該当事項はありません。

##### b. 株式以外の有価証券

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ デット・ファンド・クラス MXN （年2回決算型）	25,147.27	614,836,719	
合計		25,147.27	614,836,719	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	T & D マネープール マザーファンド	3,988,327	4,042,169	
合計		3,988,327	4,042,169	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村エマージング債券投信（トルコリラコース）年2回決算型の2023年5月11日から2023年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村エマージング債券投信（トルコリラコース）年2回決算型の2023年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【野村エマージング債券投信（トルコリラコース）年2回決算型】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第24期 （2023年5月10日現在）	第25期 （2023年11月10日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	15,639,618	7,114,347
投資信託受益証券	286,443,856	254,233,230
親投資信託受益証券	2,498,930	2,498,191
流動資産合計	304,582,404	263,845,768
資産合計	304,582,404	263,845,768
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	417,937	361,717
未払解約金	-	2,503,810
未払受託者報酬	54,043	45,147
未払委託者報酬	1,531,047	1,278,959
未払利息	33	11
その他未払費用	23,351	19,499
流動負債合計	2,026,411	4,209,143
負債合計	2,026,411	4,209,143
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	417,937,505	361,717,932
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	115,381,512	102,081,307
（分配準備積立金）	11,227,132	9,589,983
元本等合計	302,555,993	259,636,625
純資産合計	302,555,993	259,636,625
負債純資産合計	304,582,404	263,845,768



## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第24期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
営業収益		
受取配当金	2,000,000	1,700,000
受取利息	67	-
有価証券売買等損益	107,832	3,211,365
営業収益合計	2,107,899	1,511,365
営業費用		
支払利息	3,666	2,710
受託者報酬	54,043	45,147
委託者報酬	1,531,047	1,278,959
その他費用	23,351	19,499
営業費用合計	1,612,107	1,346,315
営業利益	495,792	2,857,680
経常利益	495,792	2,857,680
当期純利益	495,792	2,857,680
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	138,508	1,086,238
期首剰余金又は期首欠損金( )	141,200,585	115,381,512
剰余金増加額又は欠損金減少額	28,663,649	18,143,290
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	28,663,649	18,143,290
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,783,923	2,709,926
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,783,923	2,709,926
分配金	417,937	361,717
期末剰余金又は期末欠損金( )	115,381,512	102,081,307

( 3 ) 【注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

<p>1 運用資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
<p>2 費用・収益の計上基準</p>	<p>(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

( 貸借対照表に関する注記 )

<p>第24期 ( 2023年5月10日現在 )</p>	<p>第25期 ( 2023年11月10日現在 )</p>
<p>1 計算期間の末日における受益権の総数 417,937,505口</p>	<p>1 計算期間の末日における受益権の総数 361,717,932口</p>
<p>2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 115,381,512円</p>	<p>2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 102,081,307円</p>
<p>3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7239円 ( 1万口当たり純資産額 7,239円 )</p>	<p>3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7178円 ( 1万口当たり純資産額 7,178円 )</p>

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

<p>項 目</p>	<p>期 別 第24期 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )</p>	<p>第25期 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )</p>
<p>分配金の計算過程</p>	<p>計算期間末における費用控除後配当等収益( 388,060円)、費用控除後有価証券売買等損益( 0円)、収益調整金( 202,245,953円)、及び分配準備積立金( 11,257,009円)より、分配対象収益は213,891,022円( 1万口当たり5,117円)であり、うち417,937円( 1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後配当等収益( 351,359円)、費用控除後有価証券売買等損益( 0円)、収益調整金( 175,266,791円)、及び分配準備積立金( 9,600,341円)より、分配対象収益は185,218,491円( 1万口当たり5,120円)であり、うち361,717円( 1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第24期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第24期 (2023年5月10日現在)	第25期 (2023年11月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第24期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第24期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
期首元本額		511,029,804 円	417,937,505 円
期中追加設定元本額		10,015,017 円	9,062,740 円
期中一部解約元本額		103,107,316 円	65,282,313 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第24期(自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	521,460 円
親投資信託受益証券	740 円
合計	522,200 円

第25期（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,898,216 円
親投資信託受益証券	739 円
合計	2,898,955 円

### 3 デリバティブ取引関係

第24期（自 2022年11月11日 至 2023年5月10日）

該当事項はありません。

第25期（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

該当事項はありません。

#### （4）【附属明細表】

有価証券明細表

##### a．株式

該当事項はありません。

##### b．株式以外の有価証券

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス TRY（年2回決算型）	37,945.70	254,233,230	
合計		37,945.70	254,233,230	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	T & Dマネーブールマザーファンド	2,464,915	2,498,191	
合計		2,464,915	2,498,191	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村エマージング債券投信（金コース）年2回決算型の2023年5月11日から2023年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村エマージング債券投信（金コース）年2回決算型の2023年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【野村エマージング債券投信（金コース）年2回決算型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第24期 (2023年5月10日現在)	第25期 (2023年11月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	12,631	35,039
コール・ローン	39,313,222	14,357,943
投資信託受益証券	339,076,386	300,728,942
親投資信託受益証券	2,811,466	2,810,634
未収入金	-	12,114,400
流動資産合計	381,213,705	330,046,958
資産合計	381,213,705	330,046,958
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	105,222	4,281,884
未払金	6,455,001	87,462
未払解約金	-	5,725,137
未払受託者報酬	56,173	55,960
未払委託者報酬	1,591,604	1,585,637
未払利息	84	22
その他未払費用	24,284	24,189
流動負債合計	8,232,368	11,760,291
負債合計	8,232,368	11,760,291
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	459,135,840	407,737,850
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	86,154,503	89,451,183
(分配準備積立金)	51,469,676	45,234,241
元本等合計	372,981,337	318,286,667
純資産合計	372,981,337	318,286,667
負債純資産合計	381,213,705	330,046,958



## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第24期 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第25期 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
<b>営業収益</b>		
受取利息	9,616	20,887
有価証券売買等損益	54,483,260	4,979,097
為替差損益	8,217,209	8,307,058
その他収益	-	2,558
営業収益合計	46,275,667	13,262,710
<b>営業費用</b>		
支払利息	4,866	6,411
受託者報酬	56,173	55,960
委託者報酬	1,591,604	1,585,637
その他費用	36,120	55,622
営業費用合計	1,688,763	1,703,630
<b>営業利益</b>	44,586,904	14,966,340
経常利益	44,586,904	14,966,340
<b>当期純利益</b>	44,586,904	14,966,340
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,319,778	2,052,495
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	122,924,030	86,154,503
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,199,263	10,842,793
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,199,263	10,842,793
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,696,862	1,225,628
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,696,862	1,225,628
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	86,154,503	89,451,183

( 3 ) 【注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 (3)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。

( 貸借対照表に関する注記 )

第24期 ( 2023年5月10日現在 )	第25期 ( 2023年11月10日現在 )
1 計算期間の末日における受益権の総数 459,135,840口	1 計算期間の末日における受益権の総数 407,737,850口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 86,154,503円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 89,451,183円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.8124円 ( 1万口当たり純資産額 8,124円 )	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7806円 ( 1万口当たり純資産額 7,806円 )

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

項 目	期 別	第24期 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第25期 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
分配金の計算過程		計算期間末における費用控除後配当等収益( 4,582円 )、費用控除後有価証券売買等損益( 0円 )、収益調整金( 99,905,239円 )、及び分配準備積立金( 51,465,094円 )より、分配対象収益は151,374,915円( 1万口当たり3,296円 )となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。	計算期間末における費用控除後配当等収益( 0円 )、費用控除後有価証券売買等損益( 0円 )、収益調整金( 89,318,961円 )、及び分配準備積立金( 45,234,241円 )より、分配対象収益は134,553,202円( 1万口当たり3,299円 )となりましたが、当期の分配は見送りとさせていただきます。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第24期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
1 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。</p> <p>有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。</p>	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>金融商品の内容は、有価証券、デリバティブ取引及びコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。</p> <p>有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。</p> <p>デリバティブ取引は、為替予約取引であり、外貨建有価証券の買付代金等の実需に対応する取引及び信託約款及びデリバティブ取引に関する社内規定に従って為替変動リスクを回避することを目的として行う取引です。</p>	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。</p>	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係の取引の時価等に関する事項におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第24期 (2023年5月10日現在)	第25期 (2023年11月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 為替予約取引については、(その他の注記)の3 デリバティブ取引関係の取引の時価等に関する事項に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第24期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第24期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第25期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
期首元本額		421,124,512 円	459,135,840 円
期中追加設定元本額		55,940,321 円	5,676,358 円
期中一部解約元本額		17,928,993 円	57,074,348 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第24期(自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	53,165,745 円
親投資信託受益証券	832 円
合計	53,164,913 円

第25期（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,390,147 円
親投資信託受益証券	832 円
合計	2,390,979 円

### 3 デリバティブ取引関係

第24期（自 2022年11月11日 至 2023年5月10日）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売 建				
	USドル	332,282,678	-	332,387,900	105,222
	合 計	332,282,678	-	332,387,900	105,222

（注）1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

3 ヘッジ会計が適用されている取引はありません。

第25期（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売 建 USドル	304,874,223	-	309,156,107	4,281,884
合 計		304,874,223	-	309,156,107	4,281,884

（注）1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

3 ヘッジ会計が適用されている取引はありません。

#### (4) 【附属明細表】

##### 有価証券明細表

###### a. 株式

該当事項はありません。

###### b. 株式以外の有価証券

(2023年11月10日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
US ドル	投資信託受益証券	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス GOLD (年2回決算型)	24,245.53	1,985,927.11	
		合計 (邦貨換算)	24,245.53	(300,728,942)	

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(2023年11月10日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	T & Dマネーブール マザーファンド	2,773,196	2,810,634	
合計		2,773,196	2,810,634	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

##### 有価証券明細表注記

通貨	銘柄数	組入 時価比率	合計金額に 対する比率
US ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	94.48%	100.00%

(注) 「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

##### デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「その他の注記(デリバティブ取引関係)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

## 【野村エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型】

- 1 . 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
- 2 . 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヵ月毎に作成しております。
- 3 . 当ファンドは、第20期特定期間(2023年5月11日から2023年11月10日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。



# 独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型の2023年5月11日から2023年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型の2023年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

野村エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第20期 特定期間 (2023年11月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	36,307,432	23,074,326
投資信託受益証券	727,783,826	750,651,301
親投資信託受益証券	6,979,556	6,977,491
流動資産合計	771,070,814	780,703,118
資産合計	771,070,814	780,703,118
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	5,399,348	3,390,429
未払受託者報酬	20,983	21,450
未払委託者報酬	594,508	607,753
未払利息	77	36
その他未払費用	9,083	9,286
流動負債合計	6,023,999	4,028,954
負債合計	6,023,999	4,028,954
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,079,869,676	968,694,047
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	314,822,861	192,019,883
（分配準備積立金）	11,495,845	13,452,867
元本等合計	765,046,815	776,674,164
純資産合計	765,046,815	776,674,164
負債純資産合計	771,070,814	780,703,118

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第19期 特定期間 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第20期 特定期間 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
<b>営業収益</b>		
受取配当金	37,400,000	27,600,000
受取利息	182	-
有価証券売買等損益	64,541,218	94,865,410
<b>営業収益合計</b>	<b>27,141,036</b>	<b>122,465,410</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	10,724	10,579
受託者報酬	131,555	130,359
委託者報酬	3,727,202	3,693,404
その他費用	56,942	56,428
<b>営業費用合計</b>	<b>3,926,423</b>	<b>3,890,770</b>
<b>営業利益</b>	<b>31,067,459</b>	<b>118,574,640</b>
<b>経常利益</b>	<b>31,067,459</b>	<b>118,574,640</b>
<b>当期純利益</b>	<b>31,067,459</b>	<b>118,574,640</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	150,933	1,560,996
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	262,557,988	314,822,861
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>	<b>36,111,640</b>	<b>32,458,567</b>
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	36,111,640	32,458,567
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>24,515,987</b>	<b>3,690,863</b>
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,515,987	3,690,863
<b>分配金</b>	<b>32,944,000</b>	<b>22,978,370</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金 ( )</b>	<b>314,822,861</b>	<b>192,019,883</b>

### (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。  (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。  (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第19期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第20期 特定期間 (2023年11月10日現在)
1 特定期間の末日における受益権の総数  1,079,869,676口	1 特定期間の末日における受益権の総数  968,694,047口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 314,822,861円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 192,019,883円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 0.7085円 (1万口当たり純資産額 7,085円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 0.8018円 (1万口当たり純資産額 8,018円)

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

期 別 項 目	第19期 特定期間 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第20期 特定期間 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
分配金の計算過程	<p>2022年11月11日から2022年12月12日までの計算期間末における分配対象金額338,306,756円(1万口当たり3,104円)のうち、5,449,195円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>2022年12月13日から2023年1月10日までの計算期間末における分配対象金額335,739,894円(1万口当たり3,105円)のうち、5,404,766円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>2023年1月11日から2023年2月10日までの計算期間末における分配対象金額347,321,545円(1万口当たり3,107円)のうち、5,589,044円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>2023年2月11日から2023年3月10日までの計算期間末における分配対象金額347,834,940円(1万口当たり3,107円)のうち、5,595,884円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>2023年3月11日から2023年4月10日までの計算期間末における分配対象金額342,317,850円(1万口当たり3,108円)のうち、5,505,763円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>2023年4月11日から2023年5月10日までの計算期間末における分配対象金額336,228,266円(1万口当たり3,113円)のうち、5,399,348円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p>	<p>2023年5月11日から2023年6月12日までの計算期間末における分配対象金額326,739,338円(1万口当たり3,120円)のうち、5,235,226円(1万口当たり50円)を分配金額としております。</p> <p>2023年6月13日から2023年7月10日までの計算期間末における分配対象金額326,302,640円(1万口当たり3,111円)のうち、3,670,049円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>2023年7月11日から2023年8月10日までの計算期間末における分配対象金額317,300,883円(1万口当たり3,119円)のうち、3,560,367円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>2023年8月11日から2023年9月11日までの計算期間末における分配対象金額317,913,622円(1万口当たり3,124円)のうち、3,561,303円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>2023年9月12日から2023年10月10日までの計算期間末における分配対象金額318,007,334円(1万口当たり3,125円)のうち、3,560,996円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>2023年10月11日から2023年11月10日までの計算期間末における分配対象金額303,531,123円(1万口当たり3,133円)のうち、3,390,429円(1万口当たり35円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第19期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第20期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第19期 特定期間 (2023年5月10日現在)	第20期 特定期間 (2023年11月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第19期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第20期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第19期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第20期 特定期間 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
期首元本額		1,125,415,838 円	1,079,869,676 円
期中追加設定元本額		90,134,831 円	16,103,861 円
期中一部解約元本額		135,680,993 円	127,279,490 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第19期 特定期間 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	3,805,897 円
親投資信託受益証券	689 円
合計	3,805,208 円



第20期 特定期間（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	41,621,409 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	41,621,409 円

### 3 デリバティブ取引関係

第19期 特定期間（自 2022年11月11日 至 2023年5月10日）

該当事項はありません。

第20期 特定期間（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

該当事項はありません。

#### （４）【附属明細表】

有価証券明細表

##### a．株式

該当事項はありません。

##### b．株式以外の有価証券

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・ デット・ファンド・クラス USD （毎月分配型）	120,484.96	750,651,301	
合計		120,484.96	750,651,301	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	T & Dマネーブール マザーファンド	6,884,550	6,977,491	
合計		6,884,550	6,977,491	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【野村エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型】

- 1 . 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
- 2 . 当ファンドは、第20期計算期間(2023年5月11日から2023年11月10日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型の2023年5月11日から2023年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型の2023年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 野村エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型

## （1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第19期 （2023年5月10日現在）	第20期 （2023年11月10日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	14,034,964	11,994,682
投資信託受益証券	268,361,267	333,634,944
親投資信託受益証券	1,443,968	1,443,541
流動資産合計	283,840,199	347,073,167
資産合計	283,840,199	347,073,167
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	217,923	228,671
未払受託者報酬	43,374	52,795
未払委託者報酬	1,228,870	1,495,792
未払利息	30	18
その他未払費用	18,734	22,819
流動負債合計	1,508,931	1,800,095
負債合計	1,508,931	1,800,095
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	217,923,305	228,671,876
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	64,407,963	116,601,196
（分配準備積立金）	29,153,497	49,962,382
元本等合計	282,331,268	345,273,072
純資産合計	282,331,268	345,273,072
負債純資産合計	283,840,199	347,073,167

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第19期 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )	第20期 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )
営業収益		
受取配当金	1,600,000	1,900,000
受取利息	63	-
有価証券売買等損益	10,448,729	47,273,250
営業収益合計	8,848,666	49,173,250
営業費用		
支払利息	4,001	4,487
受託者報酬	43,374	52,795
委託者報酬	1,228,870	1,495,792
その他費用	18,734	22,819
営業費用合計	1,294,979	1,575,893
営業利益	10,143,645	47,597,357
経常利益	10,143,645	47,597,357
当期純利益	10,143,645	47,597,357
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	710,728	5,173,516
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	67,885,217	64,407,963
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,098,170	24,547,592
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,098,170	24,547,592
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,924,584	14,549,529
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,924,584	14,549,529
分配金	217,923	228,671
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	64,407,963	116,601,196

( 3 ) 【注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

<p>1 運用資産の評価基準 及び評価方法</p>	<p>(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。</p>
<p>2 費用・収益の計上基準</p>	<p>(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているもの については当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上し ております。</p> <p>(2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

( 貸借対照表に関する注記 )

<p>第19期 ( 2023年5月10日現在 )</p>	<p>第20期 ( 2023年11月10日現在 )</p>
<p>1 計算期間の末日における受益権の総数  217,923,305口</p>	<p>1 計算期間の末日における受益権の総数  228,671,876口</p>
<p>2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 1.2956円 ( 1万口当たり純資産額 12,956円 )</p>	<p>2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 1.5099円 ( 1万口当たり純資産額 15,099円 )</p>

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

<p>期 別</p>	<p>第19期 ( 自 2022年11月11日 至 2023年5月10日 )</p>	<p>第20期 ( 自 2023年5月11日 至 2023年11月10日 )</p>
<p>分配金の計算過程</p>	<p>計算期間末における費用控除後配当等 収益( 298,656円 )、費用控除後有価証券 売買等損益( 0円 )、収益調整金 ( 65,055,800円 )、及び分配準備積立金 ( 29,072,764円 )より、分配対象収益は 94,427,220円( 1万口当たり4,333円 )で あり、うち217,923円( 1万口当たり10円 ) を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後配当等 収益( 1,828,191円 )、費用控除後有価証 券売買等損益( 24,443,934円 )、収益調 整金( 75,038,881円 )、及び分配準備積 立金( 23,918,928円 )より、分配対象収 益は125,229,934円( 1万口当たり5,476 円 )であり、うち228,671円( 1万口当 たり10円 )を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第19期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第20期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、(その他の注記)2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。	同左
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左



金融商品の時価等に関する事項

	第19期 (2023年5月10日現在)	第20期 (2023年11月10日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算 定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益 証券については、(重要な会計方針に 係る事項に関する注記)の1 運用資 産の評価基準及び評価方法に記載の 通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金 銭債務については、時価が帳簿価額と 近似しているため帳簿価額を時価と しております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第19期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第20期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	第19期 (自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)	第20期 (自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)
期首元本額	196,745,382 円	217,923,305 円
期中追加設定元本額	32,676,939 円	57,513,922 円
期中一部解約元本額	11,499,016 円	46,765,351 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第19期(自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	10,258,676 円
親投資信託受益証券	427 円
合計	10,259,103 円

第20期（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	43,844,165 円
親投資信託受益証券	427 円
合計	43,843,738 円

### 3 デリバティブ取引関係

第19期（自 2022年11月11日 至 2023年5月10日）

該当事項はありません。

第20期（自 2023年5月11日 至 2023年11月10日）

該当事項はありません。

#### （4）【附属明細表】

有価証券明細表

##### a. 株式

該当事項はありません。

##### b. 株式以外の有価証券

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス USD(年2回決算型)	23,175.37	333,634,944	
合計		23,175.37	333,634,944	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（2023年11月10日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	T & Dマネープールマザーファンド	1,424,313	1,443,541	
合計		1,424,313	1,443,541	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考) エマージング・マーケット・デット・ファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス JPY (毎月分配型) / (年2回決算型)  
エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス USD (毎月分配型) / (年2回決算型)  
エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス AUD (毎月分配型) / (年2回決算型)  
エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス BRL (毎月分配型) / (年2回決算型)  
エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス ZAR (毎月分配型) / (年2回決算型)  
エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス CAD (毎月分配型) / (年2回決算型)  
エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス MXN (毎月分配型) / (年2回決算型)  
エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス TRY (毎月分配型) / (年2回決算型)  
エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス GOLD (毎月分配型) / (年2回決算型)

以下の記載は、JPモルガン証券株式会社より入手したデータをもとに作成しております。

当社は、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。

「エマージング・マーケット・デット・ファンド」の組入資産の明細

債券現物	作成基準日:2023年6月30日(現地基準)			
銘柄名	クーポン(%)	償還日	数量	評価額(円)
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	9	2040/1/31	19,200,000	113,037,406
HUNGARIAN DEVELOPMENT BA	6.5	2028/6/29	600,000	85,993,758
KINGDOM OF MOROCCO	5.95	2028/3/8	500,000	72,995,956
SAUDI INTERNATIONAL BOND	5	2053/1/18	265,000	35,530,451
SAUDI INTERNATIONAL BOND	4.75	2028/1/18	300,000	43,047,220
REPUBLIC OF GABON	7	2031/11/24	700,000	80,555,137
INDOFOOD CBP SUKSES MAKM	3.541	2032/4/27	200,000	24,354,148
REPUBLIC OF KENYA	6.3	2034/1/23	200,000	21,902,743
REPUBLIC OF GEORGIA	2.75	2026/4/22	200,000	26,033,355
OMAN GOV INTERNTL BOND	7	2051/1/25	200,000	28,681,439
OMAN GOV INTERNTL BOND	6.25	2031/1/25	1,000,000	146,966,801
IVORY COAST	4.875	2032/1/30	750,000.00	92,332,447
ABU DHABI GOVT INT'L	1.7	2031/3/2	260,000	31,284,901
AXIATA SPV5 LABUAN LTD	3.064	2050/8/19	409,000	41,673,359
KINGDOM OF JORDAN	4.95	2025/7/7	200,000	28,042,103
KINGDOM OF JORDAN	5.85	2030/7/7	200,000	26,553,970
PLDT INC	2.5	2031/1/23	200,000	23,848,275
ARAB REPUBLIC OF EGYPT	7.625	2032/5/29	590,000	49,765,675
STATE OF QATAR	4.4	2050/4/16	2,015,000	265,607,331
REPUBLIC OF GHANA	6.375	2027/2/11	445,000	28,115,360
REPUBLIC OF ANGOLA	8	2029/11/26	1,240,000	152,218,914
ARAB REPUBLIC OF EGYPT	8.15	2059/11/20	1,238,000	93,319,621
HUARONG FINANCE 2019	3.875	2029/11/13	338,000	37,724,679
ABU DHABI GOVT INT'L	2.5	2029/9/30	300,000	38,943,453
KASIKORNBANK PCL HK	3.343	2031/10/2	1,795,000	229,651,387
REPUBLIC OF MOZAMBIQUE	5	2031/9/15	1,760,000	193,927,813
UKRAINE GOVERNMENT	4.375	2032/1/27	600,000	20,478,900
HUARONG FINANCE 2019	4.5	2029/5/29	381,000	44,192,501
ARAB REPUBLIC OF EGYPT	6.375	2031/4/11	200,000	17,555,370
REPUBLIC OF GHANA	8.125	2032/3/26	800,000	49,716,571
STATE OF QATAR	4.817	2049/3/14	2,000,000	278,364,871
STATE OF QATAR	4	2029/3/14	1,544,000	218,552,628
UKRAINE GOVERNMENT	9.75	2030/11/1	1,900,000	68,343,808
POWER FINANCE CORP LTD	5.25	2028/8/10	230,000	32,624,667
ROMANIA	5.125	2048/6/15	500,000	61,861,703
ARAB REPUBLIC OF EGYPT	5.625	2030/4/16	580,000	50,940,755
REPUBLIC OF KENYA	7.25	2028/2/28	1,175,000	147,752,262
OMAN GOV INTERNTL BOND	6.75	2048/1/17	700,000	97,430,234
REPUBLIC OF AZERBAIJAN	3.5	2032/9/1	200,000	24,800,761
UKRAINE GOVERNMENT	7.375	2034/9/25	500,000	16,964,796
OMAN GOV INTERNTL BOND	5.375	2027/3/8	1,245,000	176,863,599
TUNISIAN REPUBLIC	5.625	2024/2/17	755,000	98,916,184
ARAB REPUBLIC OF EGYPT	7.5	2027/1/31	325,000	34,328,038
HUARONG FINANCE II	4.625	2026/6/3	200,000	25,764,552
UKRAINE GOVERNMENT	7.75	2029/9/1	4,900,000	172,058,872
UKRAINE GOVERNMENT	7.75	2028/9/1	700,000	24,339,549
REPUBLIC OF KAZAKHSTAN	6.5	2045/7/21	600,000	91,648,140
TUNISIAN REPUBLIC	5.75	2025/1/30	1,315,000	127,162,001
FEDERAL REP OF ETHIOPIA	6.625	2024/12/11	2,750,000	276,304,524
REPUBLIC OF KAZAKHSTAN	4.875	2044/10/14	475,000	62,035,525
REPUBLIC OF KENYA	6.875	2024/6/24	1,510,000	208,127,697
REPUBLIC OF VENEZUELA	7.65	2025/4/21	666,000	8,422,777
REPUBLIC OF SRI LANKA	7.55	2030/3/28	200,000	13,212,304
REPUBLIC OF SRI LANKA	6.75	2028/4/18	300,000	19,821,572

REPUBLIC OF SRI LANKA	6.825	2026/7/18	553,000	37,826,524
REPUBLIC OF SRI LANKA	6.85	2025/11/3	1,000,000	68,270,276
XIAOMI BEST TIME INTL	2.875	2031/7/14	355,000	38,769,776
PTTEP TREASURY CENTER CO	2.993	2030/1/15	200,000	25,918,883
PETRONAS CAPITAL LTD	4.55	2050/4/21	650,000	87,078,171
MONGOLIA INTL BOND	5.125	2026/4/7	330,000	44,473,498
DEVT BANK OF MONGOLIA	7.25	2023/10/23	300,000	43,197,879
BANGKOK BANK PCL/HK	3.733	2034/9/25	630,000	77,298,440
NBM US HOLDINGS INC	6.625	2029/8/6	300,000	39,724,202
NBM US HOLDINGS INC	7	2026/5/14	620,000	86,968,505
REPUBLIC OF VENEZUELA	8.25	2024/10/13	3,475,000	42,692,026
REPUBLIC OF VENEZUELA	7.75	2019/10/13	4,458,000	38,660,222
REPUBLIC OF VENEZUELA	7	2038/3/31	556,000	7,031,628
REPUBLIC OF VENEZUELA	6	2020/12/9	4,950,000	44,715,516
REPUBLIC OF VENEZUELA	7	2018/12/1	334,000	2,896,481
EMPRESAS PUBLIC MEDELLIN	4.375	2031/2/15	470,000	50,967,608
EMPRESAS PUBLIC MEDELLIN	4.25	2029/7/18	1,085,000	123,566,881
REPUBLIC OF PARAGUAY	5.4	2050/3/30	615,000	76,055,729
REPUBLIC OF PARAGUAY	5.6	2048/3/13	1,200,000	151,931,677
OLEODUCTO CENTRAL SA	4	2027/7/14	615,000	77,981,657
INTERCHILE SA	4.5	2056/6/30	300,000	36,050,137
INRETAIL CONSUMER	3.25	2028/3/22	200,000	24,727,247
HONDURAS GOVERNMENT	5.625	2030/6/24	2,347,000	274,839,166
HONDURAS GOVERNMENT	6.25	2027/1/19	385,000	50,788,732
COSTA RICA GOVERNMENT	6.125	2031/2/19	1,856,000	266,415,272
COSTA RICA GOVERNMENT	7	2044/4/4	503,000	70,696,964
DOMINICAN REPUBLIC	5.875	2060/1/30	1,930,000	215,104,700
DOMINICAN REPUBLIC	4.5	2030/1/30	150,000	18,963,005
DOMINICAN REPUBLIC	6.4	2049/6/5	1,650,000	202,356,696
DOMINICAN REPUBLIC	5.5	2025/1/27	620,000	88,312,971
DOMINICAN REPUBLIC	7.45	2044/4/30	1,860,000	262,594,314
CIBANCO SA INS DE BANCA	4.375	2031/7/22	200,000	21,664,840
BRASKEM IDESA SAPI	7.45	2029/11/15	2,150,000	213,096,984
REPUBLIC OF VENEZUELA	11.75	2026/10/21	334,000	4,465,409
REPUBLIC OF VENEZUELA	11.95	2031/8/5	557,000	6,843,010
REPUBLIC OF VENEZUELA	12.75	2022/8/23	444,000	5,775,619
REPUBLIC OF VENEZUELA	9.25	2028/5/7	2,620,000	32,187,945
REPUBLIC OF VENEZUELA	9	2023/5/7	7,234,000	94,100,957
AES PANAMA GENERATION HL	4.375	2030/5/31	753,196	93,363,794
AEROPUERTO INTL TOCUMEN	4	2041/8/11	200,000	23,112,218
MV24 CAPITAL BV	6.748	2034/6/1	1,429,003	185,745,160
BRASKEM NETHERLANDS	7.25	2033/2/13	200,000	28,468,672
REDE D'OR FINANCE SARL	4.5	2030/1/22	493,000	60,870,941
GUARA NORTE SARL	5.198	2034/6/15	176,852	22,411,512
RUTAS 2 AND 7 FINANCE	0	2036/9/30	337,500	31,911,021
MEITUAN	3.05	2030/10/28	500,000	57,252,747
LIMA METRO LINE 2 FIN LT	5.875	2034/7/5	663,085	93,287,316
ENN ENERGY HOLDINGS LTD	2.625	2030/9/17	1,900,000	229,660,944
REPUBLIC OF VENEZUELA	9.25	2027/9/15	3,371,000	43,850,474
TREASURY BILL	0	2024/2/22	530,000	74,044,572
UNITED MEXICAN STATES	6.338	2053/5/4	200,000	29,362,775
UNITED MEXICAN STATES	2.659	2031/5/24	950,000	113,901,881
UNITED MEXICAN STATES	4.75	2032/4/27	800,000	109,950,977
UNITED MEXICAN STATES	4.5	2050/1/31	330,000	38,727,978
REPUBLIC OF TURKEY	5.875	2031/6/26	500,000	60,388,530
REPUBLIC OF TURKEY	6.375	2025/10/14	980,000	135,541,555
REPUBLIC OF TURKEY	7.625	2029/4/26	2,535,000	346,693,269

REPUBLIC OF TURKEY	6	2041/1/14	400,000	42,725,587
TENCENT HOLDINGS LTD	3.24	2050/6/3	600,000	56,739,548.00
SUMMIT DIGITEL INFRASTR	2.875	2031/8/12	200,000	22,871,172
REPUBLIC OF SRI LANKA	7.85	2029/3/14	1,557,000	102,856,752
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	6.3	2048/6/22	800,000	88,971,121
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	4.3	2028/10/12	1,200,000	153,627,986
REPUBLIC OF SERBIA	6.5	2033/9/26	400,000	56,813,240
SAUDI INTERNATIONAL BOND	5	2053/1/18	1,050,000	140,781,029
SASOL FINANCING USA LLC	4.375	2026/9/18	600,000	76,858,385
SANDS CHINA LTD	4.875	2030/6/18	270,000	34,777,681
SANDS CHINA LTD	4.3	2026/1/8	375,000	50,922,301
REPUBLICA ORIENT URUGUAY	4.975	2055/4/20	150,000	21,024,784
QATAR ENERGY	3.125	2041/7/12	800,000	88,675,460
STATE OF QATAR	4.4	2050/4/16	800,000	105,452,042
POWER FINANCE CORP LTD	6.15	2028/12/6	300,000	44,003,536
REPUBLIC OF POLAND	4.875	2033/10/4	910,000	129,319,829
REPUBLIC OF PHILIPPINES	2.95	2045/5/5	1,000,000	103,184,300
REPUBLIC OF PHILIPPINES	3.7	2041/3/1	400,000	47,638,119
REPUBLIC OF PHILIPPINES	3.95	2040/1/20	700,000	87,107,297
REPUBLIC OF PHILIPPINES	6.375	2034/10/23	200,000	32,339,706
PETRORIO LUX TRAD SARL	6.125	2026/6/9	200,000	27,936,208
PETRONAS CAPITAL LTD	3.5	2030/4/21	345,000	46,259,366
PETROLEOS MEXICANOS	8.75	2029/6/2	500,000	65,304,570
PETROLEOS MEXICANOS	6.875	2025/10/16	800,000	111,400,062
PETROLEOS MEXICANOS	6.95	2060/1/28	511,000	46,037,129
PETROLEOS MEXICANOS	6.5	2027/3/13	700,000	90,150,324
PETROLEOS MEXICANOS	6.875	2026/8/4	257,000	34,673,067
PETROLEOS MEXICANOS	4.875	2024/1/18	85,000	12,086,585
REPUBLIC OF PERU	3.6	2072/1/15	875,000	85,745,389
REPUBLIC OF PERU	3	2034/1/15	355,000	42,497,445
REPUBLIC OF PERU	2.78	2060/12/1	885,000	77,733,019
REPUBLIC OF PERU	2.783	2031/1/23	1,140,000	140,835,424
REPUBLIC OF PANAMA	6.853	2054/3/28	200,000	30,072,893
REPUBLIC OF PANAMA	4.5	2063/1/19	205,000	21,561,467
REPUBLIC OF PANAMA	4.5	2056/4/1	1,150,000	124,038,194
REPUBLIC OF PANAMA	3.87	2060/7/23	285,000	27,179,016
REPUBLIC OF PANAMA	4.5	2050/4/16	620,000	69,055,663
REPUBLIC OF PANAMA	4.5	2047/5/15	1,570,000	179,508,180
OMAN GOV INTERNTL BOND	6.25	2031/1/25	3,200,000	470,293,764
MEITUAN	2.125	2025/10/28	379,000	50,054,439
HANA BANK	3.25	2027/3/30	600,000	81,348,004
STATE OF ISRAEL	4.5	2033/1/17	200,000	28,506,927
STATE OF ISRAEL	3.375	2050/1/15	800,000	87,057,477
INRETAIL CONSUMER	3.25	2028/3/22	230,000	28,436,333
HIDROVIAS INT FIN SARL	4.95	2031/2/8	209,000	24,217,678
KINGDOM OF JORDAN	4.95	2025/7/7	600,000	84,126,308
ARIS MINING CORP	6.875	2026/8/9	200,000	21,245,778
FIN DEPT GOVT SHARJAH	6.5	2032/11/23	480,000	71,749,209
REPUBLIC OF GABON	7	2031/11/24	500,000	57,539,384
EXPORT-IMPORT BK INDIA	3.25	2030/1/15	895,000	114,700,530
ENA MASTER TRUST	4	2048/5/19	494,000	53,724,077
ABU DHABI GOVT INT'L	1.7	2031/3/2	1,200,000	144,391,853
ECOPETROL SA	8.875	2033/1/13	605,000	86,087,916
ENN CLEAN ENERGY	3.375	2026/5/12	690,000	91,826,114
DOMINICAN REPUBLIC	7.05	2031/2/3	705,000	101,677,610
DOMINICAN REPUBLIC	5.3	2041/1/21	181,000	20,560,185

DOMINICAN REPUBLIC	5.875	2060/1/30	275.000	30.620.590
DOMINICAN REPUBLIC	6.4	2049/6/5	278.000	34.097.970
CORPORACION INMOBILIARIA	3.625	2031/5/13	200.000	24.017.670
CONSTELLATION OIL SA	3	2026/12/31	250.481	21.427.811
REPUBLIC OF COLOMBIA	7.5	2034/2/2	210.000	29.662.486
REPUBLIC OF COLOMBIA	8	2033/4/20	1.090.000	160.022.979
REPUBLIC OF COLOMBIA	4.125	2051/5/15	1.170.000	101.349.464
REPUBLIC OF CHILE	4.34	2042/3/7	355.000	45.443.061
REPUBLIC OF CHILE	3.25	2071/9/21	702.000	65.558.696
FED REPUBLIC OF BRAZIL	6	2033/10/20	1.200.000	171.165.776
BRASKEM NETHERLANDS	7.25	2033/2/13	285.000	40.567.857
BOC AVIATION LTD	3	2029/9/11	200.000	25.516.498
BBVA BANCOMER SA TEXAS	8.45	2038/6/29	300.000	43.377.194
REPUBLIC OF ARGENTINA	1	2029/7/9	1.066.474	50.326.372
REPUBLIC OF ARGENTINA	3.5	2041/7/9	1.490.000	69.711.108
REPUBLIC OF ARGENTINA	1.5	2035/7/9	5.790.767	251.933.572
REPUBLIC OF ARGENTINA	0.5	2030/7/9	7.387.308	356.882.803
ARAB REPUBLIC OF EGYPT	7.053	2032/1/15	2.400.000	197.574.720
REPUBLIC OF ANGOLA	8	2029/11/26	1.600.000	196.862.451
ALPEK SA DE CV	3.25	2031/2/25	200.000	23.544.752
ALIBABA GROUP HOLDING	2.125	2031/2/9	400.000	47.067.914
AI CANDELARIA SPAIN SLU	5.75	2033/6/15	250.000	26.814.314
GOVERNMENT OF UKRAINE	10.95	2023/11/1	370.000	1.431.736
GOVERNMENT OF UKRAINE	9.99	2024/5/22	470.000	1.632.482
GOVERNMENT OF UKRAINE	15.84	2025/2/26	4.814.000	14.575.259
RUSSIAN FEDERATION	5.1	2035/3/28	3.600.000	231.545.070
RUSSIAN FEDERATION	5.1	2035/3/28	2.000.000	128.636.150
RUSSIA I/L BOND - OFZ	2.5	2028/2/2	6.525.000	14.402.680
RUSSIAN FEDERATION	4.375	2029/3/21	2.400.000	154.363.380
RUSSIAN FEDERATION	5.25	2047/6/23	1.400.000	12.140.940
PANAMA BONOS DEL	3.362	2031/6/30	1.600.000	199.053.602
PANAMA NOTAS DEL TESORO	3.75	2026/4/17	358.000	50.913.046
MALAYSIA GOVERNMENT	3.733	2028/6/15	2.000.000	62.204.933
MEX BONOS DESARR FIX RT	8	2053/7/31	8.480.000	64.857.151
MEX BONOS DESARR FIX RT	7.5	2033/5/26	8.200.000	63.674.820
HUNGARY GOVERNMENT BOND	6.75	2028/10/22	100.000.000	40.710.899
LETRA TESOURO NACIONAL	0	2025/7/1	450.000	110.288.567
計	-	-	332.570.666	16.814.532.981

## (参考) T & D マネープールマザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「T & D マネープールマザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

### (1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(2023年5月10日現在)	(2023年11月10日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		237,026,107	246,515,380
流動資産合計		237,026,107	246,515,380
資産合計		237,026,107	246,515,380
負債の部			
流動負債			
未払利息		508	389
流動負債合計		508	389
負債合計		508	389
純資産の部			
元本等			
元本		233,795,967	243,237,562
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金( )		3,229,632	3,277,429
元本等合計		237,025,599	246,514,991
純資産合計		237,025,599	246,514,991
負債純資産合計		237,026,107	246,515,380

### (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

(2023年5月10日現在)	(2023年11月10日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 233,795,967口	1 計算期間の末日における受益権の総数 243,237,562口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0138円 (1万口当たり純資産額 10,138円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0135円 (1万口当たり純資産額 10,135円)



(その他の注記)

1 元本の移動

項目	対象年月日	(2023年5月10日現在)	(2023年11月10日現在)
期首元本額		343,371,912 円	233,795,967 円
期中追加設定元本額		- 円	9,441,595 円
期中一部解約元本額		109,575,945 円	- 円
期末元本額		233,795,967 円	243,237,562 円
元本の内訳*			
野村エマージング債券投信(円コース)毎月分配型		5,339,572 円	5,339,572 円
野村エマージング債券投信(円コース)年2回決算型		1,731,068 円	1,731,068 円
野村エマージング債券投信(豪ドルコース)毎月分配型		6,489,753 円	6,489,753 円
野村エマージング債券投信(豪ドルコース)年2回決算型		664,851 円	664,851 円
野村エマージング債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型		50,273,085 円	50,273,085 円
野村エマージング債券投信(ブラジルリアルコース)年2回決算型		2,834,026 円	2,834,026 円
野村エマージング債券投信(南アフリカランドコース)毎月分配型		614,593 円	614,593 円
野村エマージング債券投信(南アフリカランドコース)年2回決算型		131,726 円	131,726 円
野村エマージング債券投信(マネープールファンド)年2回決算型		828,637 円	828,637 円
T & Dインド中小型株ファンド		69,040,591 円	69,040,591 円
野村エマージング債券投信(カナダドルコース)毎月分配型		555,674 円	555,674 円
野村エマージング債券投信(カナダドルコース)年2回決算型		71,774 円	71,774 円
野村エマージング債券投信(メキシコペソコース)毎月分配型		23,292,362 円	23,292,362 円
野村エマージング債券投信(メキシコペソコース)年2回決算型		3,988,327 円	3,988,327 円
野村エマージング債券投信(トルコリラコース)毎月分配型		15,489,184 円	15,489,184 円
野村エマージング債券投信(トルコリラコース)年2回決算型		2,464,915 円	2,464,915 円
野村エマージング債券投信(金コース)毎月分配型		3,974,765 円	3,974,765 円
野村エマージング債券投信(金コース)年2回決算型		2,773,196 円	2,773,196 円
米国リート・プレミアムファンド(毎月分配型)円ヘッジ・コース		1,653,709 円	1,653,709 円
米国リート・プレミアムファンド(毎月分配型)通貨プレミアム・コース		19,809,785 円	19,809,785 円
豪州高配当株ツイン ファンド(毎月分配型)		13,377,036 円	22,818,631 円
米国リート・プレミアムファンド(年2回決算型)マネープール・コース		88,475 円	88,475 円
野村エマージング債券投信(米ドルコース)毎月分配型		6,884,550 円	6,884,550 円
野村エマージング債券投信(米ドルコース)年2回決算型		1,424,313 円	1,424,313 円
合計		233,795,967 円	243,237,562 円

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)

該当事項はありません。

(自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

(自 2022年11月11日 至 2023年5月10日)

該当事項はありません。

(自 2023年5月11日 至 2023年11月10日)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

(2023年11月30日現在)

#### 野村エマージング債券投信(円コース)毎月分配型

資産総額	722,629,617 円
負債総額	5,983,712 円
純資産総額( - )	716,645,905 円
発行済数量	1,464,639,171 口
1単位当たり純資産額( / )	0.4893 円

#### 野村エマージング債券投信(米ドルコース)毎月分配型

資産総額	780,555,951 円
負債総額	56,408,375 円
純資産総額( - )	724,147,576 円
発行済数量	899,456,067 口
1単位当たり純資産額( / )	0.8051 円

#### 野村エマージング債券投信(豪ドルコース)毎月分配型

資産総額	961,997,089 円
負債総額	507,440 円
純資産総額( - )	961,489,649 円
発行済数量	1,828,421,519 口
1単位当たり純資産額( / )	0.5259 円

#### 野村エマージング債券投信(ブラジルリアルコース)毎月分配型

資産総額	9,773,535,968 円
負債総額	13,656,147 円
純資産総額( - )	9,759,879,821 円
発行済数量	59,833,930,503 口
1単位当たり純資産額( / )	0.1631 円

**野村エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型**

資産総額	57,501,023 円
負債総額	30,801 円
純資産総額（ - ）	57,470,222 円
発行済数量	239,383,830 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.2401 円

**野村エマージング債券投信（カナダドルコース）毎月分配型**

資産総額	65,593,675 円
負債総額	34,789 円
純資産総額（ - ）	65,558,886 円
発行済数量	102,584,945 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.6391 円

**野村エマージング債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型**

資産総額	2,820,324,796 円
負債総額	11,550,851 円
純資産総額（ - ）	2,808,773,945 円
発行済数量	4,097,832,912 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.6854 円

**野村エマージング債券投信（トルコリラコース）毎月分配型**

資産総額	1,311,130,313 円
負債総額	8,102,729 円
純資産総額（ - ）	1,303,027,584 円
発行済数量	15,529,594,058 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.0839 円

**野村エマージング債券投信（金コース）毎月分配型**

資産総額	1,249,904,369 円
負債総額	595,934,832 円
純資産総額（ - ）	653,969,537 円
発行済数量	1,626,787,038 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.4020 円

**野村エマージング債券投信（円コース）年2回決算型**

資産総額	270,903,401 円
負債総額	142,418 円
純資産総額（ - ）	270,760,983 円
発行済数量	249,135,609 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0868 円

**野村エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型**

資産総額	347,265,362 円
負債総額	185,723 円
純資産総額（ - ）	347,079,639 円
発行済数量	228,958,584 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.5159 円

**野村エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型**

資産総額	108,586,034 円
負債総額	57,151 円
純資産総額（ - ）	108,528,883 円
発行済数量	63,272,239 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.7153 円

**野村エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型**

資産総額	532,080,079 円
負債総額	284,645 円
純資産総額（ - ）	531,795,434 円
発行済数量	307,292,539 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.7306 円

**野村エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型**

資産総額	25,153,730 円
負債総額	13,470 円
純資産総額（ - ）	25,140,260 円
発行済数量	15,707,767 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.6005 円

野村エマージング債券投信（カナダドルコース）年2回決算型

資産総額	7,188,950 円
負債総額	3,792 円
純資産総額（ - ）	7,185,158 円
発行済数量	4,671,092 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.5382 円

野村エマージング債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型

資産総額	648,102,228 円
負債総額	344,786 円
純資産総額（ - ）	647,757,442 円
発行済数量	254,659,126 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	2.5436 円

野村エマージング債券投信（トルコリラコース）年2回決算型

資産総額	260,780,733 円
負債総額	426,148 円
純資産総額（ - ）	260,354,585 円
発行済数量	361,234,000 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.7207 円

野村エマージング債券投信（金コース）年2回決算型

資産総額	627,638,934 円
負債総額	298,649,894 円
純資産総額（ - ）	328,989,040 円
発行済数量	398,149,080 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.8263 円

野村エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型

資産総額	878,797 円
負債総額	680,201 円
純資産総額（ - ）	198,596 円
発行済数量	203,529 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.9758 円

（参考）T & D マネープールマザーファンド

資産総額	245,857,123 円
負債総額	431 円
純資産総額（ - ）	245,856,692 円
発行済数量	242,596,156 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0134 円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

##### 1．名義書換についての手続、取扱場所等

ありません。

##### 2．受益者に対する特典

ありません。

##### 3．受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### 4．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

##### 5．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。



## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

2023年11月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

##### (2) 会社の機構

###### 経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### 投資信託運用の意思決定と運用の流れ

###### a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

###### b. 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

###### c. 運用のチェック等

・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。

・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2023年11月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2023年11月末日現在、279本であり、その純資産総額の合計は1,123,630百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	132本	610,227百万円
単位型株式投資信託	93本	332,942百万円
単位型公社債投資信託	54本	180,461百万円
合計	279本	1,123,630百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第43期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

羽柴 則央

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

福村 寛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT&Dアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T&Dアセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## (1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第42期 (2022年3月31日現在)		第43期 (2023年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1. 現金・預金			6,978,199		5,087,551
2. 前払費用			54,274		75,321
3. 未収入金			8,625		76,043
4. 未収委託者報酬			716,365		691,691
5. 未収運用受託報酬			354,202		354,878
6. その他			24,792		24,468
流動資産計			8,136,459		6,309,954
固定資産					
1. 有形固定資産			74,400		65,997
(1) 建物	1	66,050		61,571	
(2) 器具備品	1	8,230		4,335	
(3) その他	1	119		89	
2. 無形固定資産			71,539		66,210
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		59,406		59,829	
(3) ソフトウェア仮勘定		9,269		3,518	
3. 投資その他の資産			939,668		471,050
(1) 投資有価証券		604,303		161,600	
(2) 長期差入保証金		95,968		90,675	
(3) 繰延税金資産		218,220		205,341	
(4) 長期前払費用		21,176		13,432	
固定資産計			1,085,609		603,258
資産合計			9,222,068		6,913,213

区分	注記 番号	第42期 (2022年3月31日現在)		第43期 (2023年3月31日現在)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
<b>(負債の部)</b>					
<b>流動負債</b>					
1. 預り金			218		526
2. 未払金			278,345		271,941
(1) 未払収益分配金		2,286		2,477	
(2) 未払償還金		2		2	
(3) 未払手数料		228,262		219,122	
(4) その他未払金		47,794		50,339	
3. 未払費用			519,451		399,233
4. 未払法人税等			12,080		10,104
5. 未払消費税等			16,108		34,659
6. 賞与引当金			187,243		198,672
7. 役員賞与引当金			8,700		6,500
流動負債計			1,022,147		921,637
<b>固定負債</b>					
1. 退職給付引当金			467,064		459,728
2. 役員退職慰労引当金			20,098		23,380
固定負債計			487,162		483,109
<b>負債合計</b>			<b>1,509,309</b>		<b>1,404,746</b>
<b>(純資産の部)</b>					
<b>株主資本</b>					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3. 利益剰余金			6,380,670		4,128,773
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		3,067,880		815,983	
株主資本計			7,758,338		5,506,441
<b>評価・換算差額等</b>					
1. その他有価証券評価 差額金			45,578		2,025
評価・換算差額等計			45,578		2,025
<b>純資産合計</b>			<b>7,712,759</b>		<b>5,508,466</b>
<b>負債・純資産合計</b>			<b>9,222,068</b>		<b>6,913,213</b>

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第42期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		第43期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
1. 委託者報酬			4,558,494		3,589,974
2. 運用受託報酬			1,399,429		1,352,459
3. 投資助言報酬			10,000		10,000
4. その他営業収益			18,298		26,574
営業収益計			5,986,222		4,979,008
営業費用					
1. 支払手数料			1,627,048		1,214,944
2. 広告宣伝費			277		380
3. 調査費			1,954,047		1,531,036
(1) 調査費		116,921		81,751	
(2) 委託調査費		1,426,947		1,022,173	
(3) 情報機器関連費		409,466		426,284	
(4) 図書費		711		827	
4. 委託計算費			203,993		194,939
5. 営業雑経費			100,494		94,488
(1) 通信費		8,831		8,024	
(2) 印刷費		81,080		76,071	
(3) 協会費		5,861		5,634	
(4) 諸会費		4,721		4,758	
営業費用計			3,885,861		3,035,789
一般管理費					
1. 給料			1,178,821		1,187,234
(1) 役員報酬		60,206		49,917	
(2) 給料・手当		1,053,344		1,067,224	
(3) 賞与		65,270		70,092	
2. 法定福利費			193,545		194,915
3. 退職金			3,106		3,999
4. 福利厚生費			4,677		4,828
5. 交際費			521		529
6. 寄付金			86		79
7. 旅費交通費			842		4,732
8. 事務委託費			91,137		110,489
9. 租税公課			112,592		78,199
10. 不動産賃借料			156,478		156,478
11. 退職給付費用			52,920		54,858
12. 役員退職慰労金			2,880		-
13. 役員退職慰労引当金繰入			4,201		3,282
14. 賞与引当金繰入			187,243		198,672
15. 役員賞与引当金繰入			8,700		6,500



16. 固定資産減価償却費			33,353		29,715
17. 諸経費			41,846		47,236
一般管理費計			2,072,955		2,081,750
営業利益又は営業損失( )			27,404		138,531
営業外収益					
1. 受取配当金			983		953
2. 受取利息			48		34
3. 為替差益			-		3,804
4. 助成金収入			581		500
5. 時効後支払損引当金戻入			37,988		-
6. 受取補償金			-		12,514
7. 雑収入			1,408		2,537
営業外収益計			41,010		20,343
営業外費用					
1. 為替差損			12,166		-
2. 支払補償金			-		12,514
3. 損失補填金			-		1,870
4. 雑損失			0		676
営業外費用計			12,166		15,061
経常利益又は経常損失( )			56,248		133,248
特別利益					
1. 投資有価証券売却益			319		337
特別利益計			319		337
特別損失					
1. 固定資産除却損	1		-		50
2. 関係会社株式清算損	2		1,110		-
3. 投資有価証券評価損			-		15,870
4. 投資有価証券売却損			734		184,477
特別損失計			1,844		200,397
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失( )			54,722		333,309
法人税、住民税及び事業税			2,388		73,742
法人税等調整額			14,889		8,130
当期純利益又は 当期純損失( )			37,444		251,436

( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

第42期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		利益 準備金	その他利益剰余金		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,030,435	6,343,225	7,720,893
当期変動額								
剰余金の配当						-	-	-
当期純利益又は 当期純損失( )						37,444	37,444	37,444
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	37,444	37,444	37,444
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,067,880	6,380,670	7,758,338

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	29,580	29,580	7,691,313
当期変動額			
剰余金の配当			-
当期純利益又は当期純損失 ( )			37,444
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	15,998	15,998	15,998
当期変動額合計	15,998	15,998	21,445
当期末残高	45,578	45,578	7,712,759

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
				別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,067,880	6,380,670	7,758,338
当期変動額								
剰余金の配当						2,000,460	2,000,460	2,000,460
当期純利益又は 当期純損失( )						251,436	251,436	251,436
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,251,896	2,251,896	2,251,896
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	45,578	45,578	7,712,759
当期変動額			
剰余金の配当			2,000,460
当期純利益又は当期純損失 ( )			251,436
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	47,604	47,604	47,604
当期変動額合計	47,604	47,604	2,204,292
当期末残高	2,025	2,025	5,508,466

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3～50年

器具備品 2～15年

その他 8年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用していません。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、期末要支給額を計上しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### (1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

##### (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

##### (3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

#### 会計方針の変更

##### 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

第42期 (2022年3月31日現在)	第43期 (2023年3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 70,532千円 器具備品 175,827千円 その他 777千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 77,010千円 器具備品 175,839千円 その他 807千円

(損益計算書関係)

第42期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第43期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品 - 千円 ソフトウェア - 千円	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。 器具備品 0千円 ソフトウェア 50千円
2 関係会社株式清算損は、子会社である、T&D Asset Management Cayman Inc.の清算によるものです。	2 -

(株主資本等変動計算書関係)

第42期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年6月10日開催の第42期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- 1) 配当金の総額 2,000,460千円
- 2) 配当の原資 利益剰余金
- 3) 1株当たり配当額 1,848.00円
- 4) 基準日 2022年3月31日
- 5) 効力発生日 2022年6月13日

第43期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月10日開催の第42期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- 1) 配当金の総額 2,000,460千円
- 2) 配当の原資 利益剰余金
- 3) 1株当たり配当額 1,848.00円
- 4) 基準日 2022年3月31日
- 5) 効力発生日 2022年6月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微です。

投資有価証券は、主に非上場株式及び投資信託です。非上場株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク、価格変動リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第42期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	574,103	574,103	-
資産計	574,103	574,103	-

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「其他有価証券」には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1) 非上場株式	30,200
合計	30,200

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
現金・預金	6,978,199	-	-
未収委託者報酬	716,365	-	-
未収運用受託報酬	354,202	-	-
投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	-	45,173	98,930
合計	8,048,767	45,173	98,930



第43期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	131,400	131,400	-
資産計	131,400	131,400	-

（注1）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「其他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
(1) 非上場株式	30,200
合計	30,200

（注2）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
現金・預金	5,087,551	-	-
未収委託者報酬	691,691	-	-
未収運用受託報酬	354,878	-	-
投資有価証券			
其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	10,869	16,380	104,150
合計	6,144,992	16,380	104,150

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

第42期（2022年3月31日現在）

当該金融商品は投資信託のみであり、投資信託の時価はレベルごとの内訳表記をしておりません。投資信託の貸借対照表計上額は574,103千円です。

第43期（2023年3月31日現在）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券				
その他有価証券	-	131,400	-	131,400
資産計	-	131,400	-	131,400

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第42期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は12,497千円であり、売却益の合計額は319千円、売却損の合計額は734千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	39,911	34,197	5,713
	小計	39,911	34,197	5,713
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	534,191	605,600	71,408
	小計	534,191	605,600	71,408
合計		574,103	639,797	65,694

(\*) 当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

第43期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は318,858千円であり、売却益の合計額は337千円、売却損の合計額は184,477千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	107,336	102,994	4,342
	小計	107,336	102,994	4,342
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	24,063	25,487	1,423
	小計	24,063	25,487	1,423
合計		131,400	128,481	2,919

(\*) 当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について15,870千円(その他有価証券15,870千円)減損処理を行っております。

(収益認識関係)

1. 収益を分解した情報

(単位：千円)

	第42期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第43期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1. 委託者報酬	4,558,494	3,589,974
2. 運用受託報酬	1,399,429	1,352,459
3. 投資助言報酬	10,000	10,000
4. その他営業収益	18,298	26,574
合計	5,986,222	4,979,008

2. 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(退職給付関係)

第42期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	462,595千円
退職給付費用	39,993千円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>35,524千円</u>
退職給付引当金の期末残高	467,064千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

<u>退職一時金制度の退職給付債務</u>	<u>467,064千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>467,064千円</u>
<u>退職給付引当金</u>	<u>467,064千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>467,064千円</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 41,812千円

(注) 退職給付費用には株式会社T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

### 3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 11,108千円

第43期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

#### 2. 確定給付制度

##### (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	467,064千円
退職給付費用	40,539千円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>47,875千円</u>
退職給付引当金の期末残高	459,728千円

##### (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

<u>退職一時金制度の退職給付債務</u>	<u>459,728千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>459,728千円</u>

<u>退職給付引当金</u>	<u>459,728千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>459,728千円</u>

##### (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 45,387千円

(注) 退職給付費用には株式会社T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

### 3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 9,470千円

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第42期 ( 2022年3月31日現在 ) ( 単位 : 千円 )	第43期 ( 2023年3月31日現在 ) ( 単位 : 千円 )
( 繰延税金資産 )		
税務上の繰越欠損金 ( 注 2 )	-	17,751
賞与引当金	57,333	60,833
未払社会保険料	9,416	9,919
未払事業税	2,628	2,392
退職給付引当金	149,169	147,927
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	15,061	15,061
その他有価証券評価差額金	20,115	-
その他	17,344	23,270
小計	271,069	277,157
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	12,451
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	52,848	58,469
評価性引当額小計 ( 注 1 )	52,848	70,921
繰延税金資産計	218,220	206,235
( 繰延税金負債 )		
その他有価証券評価差額金	-	893
繰延税金負債計	-	893
繰延税金資産の純額	218,220	205,341

( 注 1 ) 評価性引当額の変動の主な内容は、繰越欠損金に係る評価性引当額の増加です。

( 注 2 ) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第42期 ( 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日 )

該当事項はありません。

第43期 ( 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日 )

( 単位 : 千円 )

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 ( * )	-	-	17,751	17,751
評価性引当額	-	-	12,451	12,451
繰延税金資産	-	-	5,300	5,300

( \* ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

( \* ) 税務上の繰越欠損金17,751千円 ( 法定実効税率を乗じた額 ) の一部について、繰延税金資産5,300千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第42期（2022年3月31日現在）

第43期（2023年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。
---	-------------------------------

3. グループ通算制度の適用

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第42期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第43期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	588,525



( 関連当事者との取引 )

1 . 関連当事者との取引

( 1 ) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主 ( 会社等の場合に限る。 ) 等

第42期 ( 自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日 )

該当事項はありません。

第43期 ( 自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日 )

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホールディングス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算制度に伴う受領予定額 (*)	76,032	未収入金	76,032

( 注 ) 取引条件及び取引条件の決定方針等

( \* ) グループ通算制度に係る、親会社から授受する通算税効果額です。

( 2 ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第42期 ( 自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日 )

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	大同生命保険(株)	大阪市西区	110,000	生命保険業	-	投資一任契約の締結	投資一任契約 (*)	318,063	未収運用受託報酬	111,263

( 注 ) 取引条件及び取引条件の決定方針等

( \* ) 投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

第43期 ( 自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日 )

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	大同生命保険(株)	大阪市西区	110,000	生命保険業	-	投資一任契約の締結	投資一任契約 (*)	556,407	未収運用受託報酬	146,724

( 注 ) 取引条件及び取引条件の決定方針等

( \* ) 投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社 T & D ホールディングス (東京証券取引所に上場)

(1 株当たり情報)

第42期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		第43期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1株当たり純資産額	7,124.95円	1株当たり純資産額	5,088.65円
1株当たり当期純利益	34.59円	1株当たり当期純損失( )	232.27円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式調整後1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	
<p>1株当たり当期純利益の算定上の基礎</p>		<p>1株当たり当期純損失の算定上の基礎</p>	
当期純利益(千円)	37,444	当期純損失( )(千円)	251,436
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	37,444	普通株式に係る 当期純損失( )(千円)	251,436
期中平均株式数(千株)	1,082	期中平均株式数(千株)	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2023年12月6日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT&Dアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第44期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T&Dアセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	当中間会計期間 (2023年9月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1. 現金・預金			5,081,566
2. 前払費用			108,110
3. 未収入金			24,270
4. 未収委託者報酬			752,166
5. 未収運用受託報酬			353,161
6. その他			23,755
流動資産計			6,343,031
固定資産			
1. 有形固定資産			
(1) 建物	1	61,056	
(2) 器具備品	1	25,373	
(3) その他	1	78	
2. 無形固定資産			
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		56,690	
(3) ソフトウェア仮勘定		6,175	
3. 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券		67,797	
(2) 長期差入保証金		88,029	
(3) 繰延税金資産		175,405	
(4) 長期前払費用		10,541	
固定資産計			494,012
資産合計			6,837,043

		当中間会計期間 (2023年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1. 預り金			7,897
2. 未払金			296,624
(1) 未払収益分配金		2,477	
(2) 未払償還金		2	
(3) 未払手数料		238,058	
(4) その他未払金		56,086	
3. 未払費用			388,936
4. 未払法人税等			12,503
5. 未払消費税等	2		32,871
6. 賞与引当金			117,527
7. 役員賞与引当金			4,500
流動負債計			860,860
固定負債			
1. 退職給付引当金			453,725
2. 役員退職慰労引当金			8,275
固定負債計			462,000
負債合計			1,322,860
(純資産の部)			
株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金		277,667	
3. 利益剰余金			4,135,085
(1) 利益準備金		175,000	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		822,295	
株主資本計			5,512,753
評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			1,429
評価・換算差額等計			1,429
純資産合計			5,514,182
負債・純資産合計			6,837,043

## (2) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1. 委託者報酬			1,870,344
2. 運用受託報酬			634,980
3. 投資助言報酬			5,010
4. その他営業収益			15,173
営業収益計			2,525,508
営業費用			
1. 支払手数料			639,746
2. 広告宣伝費			226
3. 調査費			697,897
(1) 調査費		37,279	
(2) 委託調査費		439,938	
(3) 情報機器関連費		220,256	
(4) 図書費		421	
4. 委託計算費			100,685
5. 営業雑経費			42,460
(1) 通信費		4,548	
(2) 印刷費		32,813	
(3) 協会費		2,723	
(4) 諸会費		2,375	
営業費用計			1,481,015
一般管理費			
1. 給料			571,358
(1) 役員報酬		22,707	
(2) 給料・手当		534,278	
(3) 賞与		14,373	
2. 法定福利費			97,016
3. 退職金			2,819
4. 福利厚生費			1,852
5. 交際費			191
6. 寄付金			21
7. 旅費交通費			1,526
8. 事務委託費			56,080
9. 租税公課			38,674
10. 不動産賃借料			78,239
11. 退職給付費用			25,659
12. 役員退職慰労引当金繰入			1,450
13. 賞与引当金繰入			117,527
14. 役員賞与引当金繰入			4,500
15. 固定資産減価償却費	1		15,127
16. 諸経費			23,697
一般管理費計			1,035,742
営業利益			8,750

		当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
1. 受取配当金			950
2. 受取利息			14
3. 雑収入			238
営業外収益計			1,203
営業外費用			
1. 為替差損			5,882
2. 雑損失			158
営業外費用計			6,041
經常利益			3,912
特別利益			
1. 投資有価証券売却益			11,255
特別利益計			11,255
特別損失			
1. 投資有価証券評価損			1,075
2. 投資有価証券売却損			763
特別損失計			1,838
税引前中間純利益			13,330
法人税、住民税及び事業税			23,181
法人税等調整額			30,199
中間純利益			6,311



## (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441
当中間期変動額								
中間純利益						6,311	6,311	6,311
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)								
当中間期 変動額合計	-	-	-	-	-	6,311	6,311	6,311
当中間期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	822,295	4,135,085	5,512,753

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	2,025	2,025	5,508,466
当中間期変動額			
中間純利益			6,311
株主資本以外の項目の当中間期 変動額(純額)	596	596	596
当中間期 変動額合計	596	596	5,715
当中間期末残高	1,429	1,429	5,514,182

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	3～50年
器具備品	2～15年
その他	8年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当中間期間末要支給額を計上しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間期間末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### (1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

##### (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

##### (3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

注記事項

( 中間貸借対照表関係 )

当中間会計期間 ( 2023年 9 月30日 )	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
建物	79,855千円
器具備品	178,378千円
その他	818千円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

( 中間損益計算書関係 )

当中間会計期間 ( 自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日 )	
1 固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。	
有形固定資産	5,394千円
無形固定資産	9,732千円

( 中間株主資本等変動計算書関係 )

当中間会計期間 ( 自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日 )

1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 ( 千株 )	1,082	-	-	1,082

2 . 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りです。

市場価格のない株式等は、次表に含めておりません(注1)参照)。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	37,597	37,597	-
資産計	37,597	37,597	-

(注1)市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次の通りであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

2023年9月30日における時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券				
その他有価証券	-	37,597	-	37,597
資産計	-	37,597	-	37,597

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間(2023年9月30日)

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) その他	24,951	22,296	2,654
	小計	24,951	22,296	2,654
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) その他	12,645	13,240	594
	小計	12,645	13,240	594
合計		37,597	35,537	2,059

2. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、投資有価証券について1,075千円(その他有価証券の投資信託)減損処理を行っております。

(収益認識関係)

1. 収益を分解した情報

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
1. 委託者報酬	1,870,344
2. 運用受託報酬	634,980
3. 投資助言報酬	5,010
4. その他営業収益	15,173
合計	2,525,508

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(セグメント情報等)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2.関連情報

当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次の通りです。

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	308,952

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
1株当たり純資産額	5,093円93銭
1株当たり中間純利益	5円83銭
1株当たり中間純利益算定上の基礎	
中間純利益(千円)	6,311
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	6,311
普通株主の期中平均株式数(千株)	1,082

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

- 1．自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- 2．運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- 3．通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 4．委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 5．上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。



追加型証券投資信託

エマージング債券投信（円コース）毎月分配型

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス JPY 受益証券および円建ての国内の証券投資信託である T & D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス JPY 受益証券および T & D マネープールマザーファンド受益証券への投資比率は、通常の場合においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス JPY 受益証券への投資を中心とします\*が、各受益証券への投資比率には制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の場合においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス JPY 受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

- ② 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

### 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として配当等収益を中心に安定分配を行うことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。また、毎年5月および11月の決算時には、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配に充てず、投資信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託  
エマージング債券投信（円コース）毎月分配型  
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T & Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 2,735,268,603 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から 2027 年 11 月 10 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 2,735,268,603 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、第 33 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行

う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)に基づく契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は1口につき1円に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める投資信託(この投資信託を除きます。)の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの投資信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第1項、第2項および前項の規定にかかわらず、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。)の休業日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第3項および第4項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集の取扱いに応じた受益者が第33条第3項の規定に基づいて収益分配金の再投資をする場合および別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項、第2項および第4項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第33条の2の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または販売会社は当該取得申込の代金(第3項または第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記

載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第 17 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス JPY 受益証券および T & D アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UF J 信託銀行株式会社を受託者として締結された「T & D マネープールマザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 2 号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者

が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められる



こと

3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
  2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、投資信託財産に属する外国投資信託証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等および

びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 11 日から翌月 10 日までとすることを原則とします。ただし、初回の計算期間は 2009 年 11 月 17 日から 2010 年 1 月 12 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを

委託者に提出します。

- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 30 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 投資信託財産の財務諸表に係る監査報酬（消費税等を含みます。）は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第 32 条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額（以下「売買益」といいます。）から、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期

間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第 36 条第 2 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。
- ④ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑥ 前各項（第 2 項および第 3 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものと

します。また、本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第 33 条の 2 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 34 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第 33 条第 4 項に規定する支払開始日まで、一部解約金については第 33 条第 5 項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

第 36 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口の整数倍となる委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所の休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初

の基準価額の計算日に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当

該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.tdasset.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。



上記各条によりこの投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 2009年11月17日

委託者 T&Dアセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 付表

1. 約款第13条第4項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託	エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（カナダドルコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（トルコリラコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（金コース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託

エマージング債券投信（円コース）年2回決算型

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス JPY 受益証券および円建ての国内の証券投資信託である T & D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス JPY 受益証券および T & D マネープールマザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス JPY 受益証券への投資を中心とします\*が、各受益証券への投資比率には制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス JPY 受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

- ② 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

### 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。  
ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配に充てず、投資信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託  
エマージング債券投信（円コース）年2回決算型  
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条および第20条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金461,690,827円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から2027年11月10日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については461,690,827口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、第 33 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行

う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)に基づく契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は1口につき1円に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める投資信託(この投資信託を除きます。)の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの投資信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第1項、第2項および前項の規定にかかわらず、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。)の休業日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第3項および第4項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集の取扱いに応じた受益者が第33条第3項の規定に基づいて収益分配金の再投資をする場合および別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項、第2項および第4項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第33条の2の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または販売会社は当該取得申込の代金(第3項または第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付を停止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことがあります。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記

載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第 17 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス JPY 受益証券および T & D アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UF J 信託銀行株式会社を受託者として締結された「T & D マネープールマザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 2 号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者



が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められる

こと

3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
  2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、投資信託財産に属する外国投資信託証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等および

びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から 11 月 10 日までおよび 11 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、初回の計算期間は 2009 年 11 月 17 日から 2010 年 5 月 10 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第30条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 投資信託財産の財務諸表に係る監査報酬(消費税等を含みます。)は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第32条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)から、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額(以下「売買益」といいます。)から、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日にお

いて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第 36 条第 2 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。
- ④ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑥ 前各項（第 2 項および第 3 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をい

い、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第 33 条の 2 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 34 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第 33 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

第 36 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口の整数倍となる委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所の休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の

請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、



当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.tdasstet.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

上記各条によりこの投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 2009年11月17日

委託者 T&Dアセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 付表

1. 約款第13条第4項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託	エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（カナダドルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（トルコリラコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（金コース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型

追加型証券投資信託

エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス USD 受益証券および円建ての国内の証券投資信託である T & D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

① エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス USD 受益証券および T & D マネープールマザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス USD 受益証券への投資を中心とします\*が、各受益証券への投資比率には制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス USD 受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

② 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行いません。

③ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。

④ 株式への直接投資は行いません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

### 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として配当等収益を中心に安定分配を行うことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。また、毎年5月および11月の決算時には、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託  
エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型  
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 100 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けま

す。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2027 年 11 月 10 日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 100 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、第 33 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
- ③ 前 2 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は 1 口につき 1 円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの投資信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第 1 項、第 2 項および前項の規定にかかわらず、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）の休業日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第 3 項および第 4 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集の取扱いに応じた受益者が第 33 条第 3 項の規定に基づいて収益分配金の再投資をする場合および別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第 1 項、第 2 項および第 4 項の取得申込者は、委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第 34 条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は当該取得申込の代金（第 3 項または第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止することおよびすでに受付けた取得申込を取り消すことがあります。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が



記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンด์・クラスUSD受益証券およびT&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「T&Dマネープールマザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前2号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第

2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められ

ること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等お

よびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 11 日から翌月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から 2014 年 4 月 10 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第32条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収

益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑥ 前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとし、
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整される

ものとし、また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第 34 条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 35 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 36 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口の整数倍となる委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および金融商品取引所の休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとし、

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後

の最初の基準価額の計算日に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。



(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 41 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 44 条 この信託は、受益者が第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 46 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.tdasset.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2014年2月7日

委託者 T&Dアセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 付表

1. 約款第13条第4項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託	エマージング債券投信（円コース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（カナダドルコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（トルコリラコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（金コース）毎月分配型

追加型証券投資信託

エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス USD 受益証券および円建ての国内の証券投資信託である T & D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

① エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス USD 受益証券および T & D マネープールマザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス USD 受益証券への投資を中心とします\*が、各受益証券への投資比率には制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス USD 受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

② 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行いません。

③ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。

④ 株式への直接投資は行いません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

### 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託  
エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型  
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条および第20条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けま

す。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2027年11月10日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、第 33 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。



- ② 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
- ③ 前 2 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は 1 口につき 1 円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの投資信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第 1 項、第 2 項および前項の規定にかかわらず、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）の休業日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第 3 項および第 4 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集の取扱いに応じた受益者が第 33 条第 3 項の規定に基づいて収益分配金の再投資をする場合および別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第 1 項、第 2 項および第 4 項の取得申込者は、委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第 34 条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は当該取得申込の代金（第 3 項または第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことがあります。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が

記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンด์・クラスUSD受益証券およびT&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「T&Dマネープールマザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前2号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第

2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められ

ること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等お

よびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から 11 月 10 日までおよび 11 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から 2014 年 5 月 12 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第32条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減して得た額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計

算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑥ 前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額

をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第 34 条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 35 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 36 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口の整数倍となる委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および金融商品取引所の休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額としします。

④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実



行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合

を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 41 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思

表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 44 条 この信託は、受益者が第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 46 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<http://www.tdasset.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2014年2月7日

委託者 T&Dアセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

付表

1. 約款第13条第4項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託	エマージング債券投信（円コース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（カナダドルファンド）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（トルコリラコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（金コース）年2回決算型

追加型証券投資信託

エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス AUD 受益証券および円建ての国内の証券投資信託である T & D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス AUD 受益証券および T & D マネープールマザーファンド受益証券への投資比率は、通常の場合においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス AUD 受益証券への投資を中心とします\*が、各受益証券への投資比率には制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の場合においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス AUD 受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

- ② 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

### 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として配当等収益を中心に安定分配を行うことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。また、毎年5月および11月の決算時には、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配に充てず、投資信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託  
エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型  
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T & Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 7,781,352,575 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から 2027 年 11 月 10 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 7,781,352,575 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。



(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、第 33 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行

う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)に基づく契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は1口につき1円に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める投資信託(この投資信託を除きます。)の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの投資信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第1項、第2項および前項の規定にかかわらず、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。)の休業日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第3項および第4項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集の取扱いに応じた受益者が第33条第3項の規定に基づいて収益分配金の再投資をする場合および別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項、第2項および第4項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第33条の2の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または販売会社は当該取得申込の代金(第3項または第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記

載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第 17 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファン  
ド・クラス AUD 受益証券および T & D アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UF J 信  
託銀行株式会社を受託者として締結された「T & D マネープールマザーファンド」の受益証券なら  
びに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲  
げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券  
と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 2 号の証券または証書の性質を有するも  
の

なお、第 1 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資  
ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者

が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められる

こと

3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
  2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、投資信託財産に属する外国投資信託証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等および

びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 11 日から翌月 10 日までとすることを原則とします。ただし、初回の計算期間は 2009 年 11 月 17 日から 2010 年 1 月 12 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを

委託者に提出します。

- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 30 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 投資信託財産の財務諸表に係る監査報酬（消費税等を含みます。）は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第 32 条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額（以下「売買益」といいます。）から、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期

間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第 36 条第 2 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。
- ④ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑥ 前各項（第 2 項および第 3 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものと



します。また、本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第 33 条の 2 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 34 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第 33 条第 4 項に規定する支払開始日まで、一部解約金については第 33 条第 5 項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

第 36 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口の整数倍となる委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所の休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初

の基準価額の計算日に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当

該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.tdasset.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

上記各条によりこの投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 2009年11月17日

委託者 T&Dアセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 付表

1. 約款第13条第4項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託	エマージング債券投信（円コース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（カナダドルコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（トルコリラコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（金コース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託

エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス AUD 受益証券および円建ての国内の証券投資信託である T & D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス AUD 受益証券および T & D マネープールマザーファンド受益証券への投資比率は、通常の場合においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス AUD 受益証券への投資を中心とします\*が、各受益証券への投資比率には制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の場合においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス AUD 受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

- ② 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

### 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。  
ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配に充てず、投資信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。



追加型証券投資信託  
エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型  
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条および第20条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金1,491,819,577円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から2027年11月10日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,491,819,577口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、第 33 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行

う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)に基づく契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は1口につき1円に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める投資信託(この投資信託を除きます。)の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの投資信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第1項、第2項および前項の規定にかかわらず、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。)の休業日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第3項および第4項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集の取扱いに応じた受益者が第33条第3項の規定に基づいて収益分配金の再投資をする場合および別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項、第2項および第4項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第33条の2の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または販売会社は当該取得申込の代金(第3項または第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付を停止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことがあります。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記

載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第 17 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファン  
ド・クラス AUD 受益証券および T & D アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UF J 信  
託銀行株式会社を受託者として締結された「T & D マネープールマザーファンド」の受益証券なら  
びに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲  
げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券  
と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 2 号の証券または証書の性質を有するも  
の

なお、第 1 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資  
ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者

が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められる

こと

3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
  2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、投資信託財産に属する外国投資信託証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等および

びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から 11 月 10 日までおよび 11 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、初回の計算期間は 2009 年 11 月 17 日から 2010 年 5 月 10 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第30条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 投資信託財産の財務諸表に係る監査報酬(消費税等を含みます。)は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第32条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)から、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額(以下「売買益」といいます。)から、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日にお



いて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第 36 条第 2 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。
- ④ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑥ 前各項（第 2 項および第 3 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をい

い、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第 33 条の 2 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 34 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第 33 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

第 36 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口の整数倍となる委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所の休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の

請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、

当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.tdasstet.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

上記各条によりこの投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 2009年11月17日

委託者 T&Dアセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 付表

1. 約款第13条第4項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託	エマージング債券投信（円コース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（カナダドルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（トルコリラコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（金コース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型

## 追加型証券投資信託

エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型

### 約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス BRL 受益証券および円建ての国内の証券投資信託である T & D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス BRL 受益証券および T & D マネープールマザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス BRL 受益証券への投資を中心とします\*が、各受益証券への投資比率には制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス BRL 受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

- ② 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。



### 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として配当等収益を中心に安定分配を行うことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。また、毎年5月および11月の決算時には、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配に充てず、投資信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託  
エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型  
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T & Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 90,582,677,823 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から 2027 年 11 月 10 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 90,582,677,823 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、第 33 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行

う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)に基づく契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は1口につき1円に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める投資信託(この投資信託を除きます。)の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの投資信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第1項、第2項および前項の規定にかかわらず、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。)の休業日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第3項および第4項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集の取扱いに応じた受益者が第33条第3項の規定に基づいて収益分配金の再投資をする場合および別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項、第2項および第4項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第33条の2の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または販売会社は当該取得申込の代金(第3項または第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記

載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第 17 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファン  
ド・クラス BRL 受益証券および T & D アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UF J 信  
託銀行株式会社を受託者として締結された「T & D マネープールマザーファンド」の受益証券なら  
びに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲  
げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券  
と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 2 号の証券または証書の性質を有するも  
の

なお、第 1 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資  
ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者

が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められる

こと

3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
  2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、投資信託財産に属する外国投資信託証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等および

びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 11 日から翌月 10 日までとすることを原則とします。ただし、初回の計算期間は 2009 年 11 月 17 日から 2010 年 1 月 12 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを



委託者に提出します。

- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 30 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 投資信託財産の財務諸表に係る監査報酬（消費税等を含みます。）は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第 32 条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額（以下「売買益」といいます。）から、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期

間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第 36 条第 2 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。
- ④ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑥ 前各項（第 2 項および第 3 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものと

します。また、本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第 33 条の 2 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 34 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第 33 条第 4 項に規定する支払開始日まで、一部解約金については第 33 条第 5 項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

第 36 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口の整数倍となる委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所の休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初

の基準価額の計算日に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当

該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.tdasstet.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

上記各条によりこの投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 2009年11月17日

委託者 T&Dアセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 付表

1. 約款第13条第4項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託	エマージング債券投信（円コース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（カナダドルコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（トルコリラコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（金コース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

## 追加型証券投資信託

エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型

### 約款

T&Dアセットマネジメント株式会社



## 運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス BRL 受益証券および円建ての国内の証券投資信託である T & D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス BRL 受益証券および T & D マネープールマザーファンド受益証券への投資比率は、通常の場合においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス BRL 受益証券への投資を中心とします\*が、各受益証券への投資比率には制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の場合においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス BRL 受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

- ② 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

### 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。  
ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配に充てず、投資信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託  
エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型  
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条および第20条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金6,223,904,694円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から2027年11月10日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については6,223,904,694口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、第 33 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行

う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)に基づく契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は1口につき1円に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める投資信託(この投資信託を除きます。)の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの投資信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第1項、第2項および前項の規定にかかわらず、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。)の休業日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第3項および第4項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集の取扱いに応じた受益者が第33条第3項の規定に基づいて収益分配金の再投資をする場合および別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項、第2項および第4項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第33条の2の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または販売会社は当該取得申込の代金(第3項または第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付を停止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことがあります。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記

載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第 17 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファン  
ド・クラス BRL 受益証券および T & D アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UF J 信  
託銀行株式会社を受託者として締結された「T & D マネープールマザーファンド」の受益証券なら  
びに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲  
げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券  
と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 2 号の証券または証書の性質を有するも  
の

なお、第 1 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資  
ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者

が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められる

こと

3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
  2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、投資信託財産に属する外国投資信託証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等および



びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から 11 月 10 日までおよび 11 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、初回の計算期間は 2009 年 11 月 17 日から 2010 年 5 月 10 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第30条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 投資信託財産の財務諸表に係る監査報酬(消費税等を含みます。)は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第32条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)から、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額(以下「売買益」といいます。)から、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日にお

いて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第 36 条第 2 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。
- ④ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑥ 前各項（第 2 項および第 3 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をい

い、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第 33 条の 2 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 34 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第 33 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

第 36 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口の整数倍となる委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所の休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の

請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、

当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.tdasstet.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

上記各条によりこの投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 2009年11月17日

委託者 T&Dアセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 付表

1. 約款第13条第4項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託	エマージング債券投信（円コース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（カナダドルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（トルコリラコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（金コース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型



## 追加型証券投資信託

エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型

### 約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス ZAR 受益証券および円建ての国内の証券投資信託である T & D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス ZAR 受益証券および T & D マネープールマザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス ZAR 受益証券への投資を中心とします\*が、各受益証券への投資比率には制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス ZAR 受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

- ② 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

### 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として配当等収益を中心に安定分配を行うことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。また、毎年5月および11月の決算時には、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配に充てず、投資信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託  
エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型  
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T & Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 1,170,878,601 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から 2027 年 11 月 10 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 1,170,878,601 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、第 33 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行

う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)に基づく契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は1口につき1円に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める投資信託(この投資信託を除きます。)の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの投資信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第1項、第2項および前項の規定にかかわらず、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。)の休業日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第3項および第4項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集の取扱いに応じた受益者が第33条第3項の規定に基づいて収益分配金の再投資をする場合および別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項、第2項および第4項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第33条の2の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または販売会社は当該取得申込の代金(第3項または第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記

載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第 17 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファン  
ド・クラス ZAR 受益証券および T & D アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UF J 信  
託銀行株式会社を受託者として締結された「T & D マネープールマザーファンド」の受益証券なら  
びに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲  
げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券  
と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 2 号の証券または証書の性質を有するも  
の

なお、第 1 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資  
ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者

が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められる



こと

3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
  2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、投資信託財産に属する外国投資信託証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等および

びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 11 日から翌月 10 日までとすることを原則とします。ただし、初回の計算期間は 2009 年 11 月 17 日から 2010 年 1 月 12 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを

委託者に提出します。

- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 30 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 投資信託財産の財務諸表に係る監査報酬（消費税等を含みます。）は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第 32 条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）から、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額（以下「売買益」といいます。）から、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期

間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第 36 条第 2 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。
- ④ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑥ 前各項（第 2 項および第 3 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものと

します。また、本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第 33 条の 2 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 34 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第 33 条第 4 項に規定する支払開始日まで、一部解約金については第 33 条第 5 項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

第 36 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口の整数倍となる委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所の休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初

の基準価額の計算日に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当

該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.tdasset.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。



上記各条によりこの投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 2009年11月17日

委託者 T&Dアセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 付表

1. 約款第13条第4項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託	エマージング債券投信（円コース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（カナダドルコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（トルコリラコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（金コース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託

エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス ZAR 受益証券および円建ての国内の証券投資信託である T & D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス ZAR 受益証券および T & D マネープールマザーファンド受益証券への投資比率は、通常の場合においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス ZAR 受益証券への投資を中心とします\*が、各受益証券への投資比率には制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の場合においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス ZAR 受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

- ② 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

### 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。  
ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配に充てず、投資信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託  
エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型  
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条および第20条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金90,538,471円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から2027年11月10日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については90,538,471口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、第 33 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行

う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)に基づく契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ③ 前2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は1口につき1円に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める投資信託(この投資信託を除きます。)の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの投資信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第1項、第2項および前項の規定にかかわらず、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。)の休業日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第3項および第4項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集の取扱いに応じた受益者が第33条第3項の規定に基づいて収益分配金の再投資をする場合および別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第28条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第1項、第2項および第4項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第33条の2の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または販売会社は当該取得申込の代金(第3項または第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付を停止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことがあります。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記

載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲）

第 17 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファン  
ド・クラス ZAR 受益証券および T & D アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UF J 信  
託銀行株式会社を受託者として締結された「T & D マネープールマザーファンド」の受益証券なら  
びに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲  
げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券  
と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 2 号の証券または証書の性質を有するも  
の

なお、第 1 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資  
ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者



が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信託業務の委託等）

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められる

こと

3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
  2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第21条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第23条 委託者は、投資信託財産に属する外国投資信託証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等および

びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 投資信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から 11 月 10 日までおよび 11 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。ただし、初回の計算期間は 2009 年 11 月 17 日から 2010 年 5 月 10 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第30条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 投資信託財産の財務諸表に係る監査報酬(消費税等を含みます。)は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第32条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)から、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額(以下「売買益」といいます。)から、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日にお

いて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第 36 条第 2 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。
- ④ 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑥ 前各項（第 2 項および第 3 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をい

い、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第 33 条の 2 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 34 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第 33 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

第 36 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口の整数倍となる委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所の休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の

請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

第 37 条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第 2 項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(投資信託契約に関する監督官庁の命令)

第 38 条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 39 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 42 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 40 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 41 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 42 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第 42 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、



当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 43 条 この信託は、受益者が第 36 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 37 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 44 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 45 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 46 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.tdasstet.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 47 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

上記各条によりこの投資信託契約を締結します。

投資信託契約締結日 2009年11月17日

委託者 T&Dアセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 付表

1. 約款第13条第4項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託	エマージング債券投信（円コース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（カナダドルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（トルコリラ）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（金コース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型

## 追加型証券投資信託

エマージング債券投信（カナダドルコース）毎月分配型

### 約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス CAD 受益証券および円建ての国内の証券投資信託である T & D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

① エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス CAD 受益証券および T & D マネープールマザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス CAD 受益証券への投資を中心とします\*が、各受益証券への投資比率には制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス CAD 受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

② 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行いません。

③ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。

④ 株式への直接投資は行いません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

### 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として配当等収益を中心に安定分配を行うことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。また、毎年5月および11月の決算時には、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託  
エマージング債券投信（カナダドルコース）毎月分配型  
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 1,000 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2027 年 11 月 10 日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 1,000 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、第 33 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
- ③ 前 2 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は 1 口につき 1 円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの投資信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第 1 項、第 2 項および前項の規定にかかわらず、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）の休業日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第 3 項および第 4 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集の取扱いに応じた受益者が第 33 条第 3 項の規定に基づいて収益分配金の再投資をする場合および別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第 1 項、第 2 項および第 4 項の取得申込者は、委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第 34 条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は当該取得申込の代金（第 3 項または第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止することおよびすでに受付けた取得申込を取り消すことがあります。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が



記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンด์・クラスCAD受益証券およびT&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「T&Dマネープールマザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前2号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第

2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められ

ること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等お

よびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 11 日から翌月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から 2011 年 9 月 12 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第32条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収

益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑥ 前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとし、
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整される

ものとし、また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第 34 条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 35 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 36 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口の整数倍となる委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所の休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとし、

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後

の最初の基準価額の計算日に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。



(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 41 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 44 条 この信託は、受益者が第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 46 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.tdasset.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2011年8月10日

委託者 T&Dアセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 付表

1. 約款第13条第4項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託	エマージング債券投信（円コース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（トルコリラコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（金コース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

追加型証券投資信託

エマージング債券投信（カナダドルコース）年2回決算型

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス CAD 受益証券および円建ての国内の証券投資信託である T & D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

① エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス CAD 受益証券および T & D マネープールマザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス CAD 受益証券への投資を中心とします\*が、各受益証券への投資比率には制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス CAD 受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

② 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行いません。

③ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。

④ 株式への直接投資は行いません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

### 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託  
エマージング債券投信（カナダドルコース）年2回決算型  
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条および第20条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2027年11月10日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、第 33 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。



- ② 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
- ③ 前 2 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は 1 口につき 1 円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの投資信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第 1 項、第 2 項および前項の規定にかかわらず、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）の休業日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第 3 項および第 4 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集の取扱いに応じた受益者が第 33 条第 3 項の規定に基づいて収益分配金の再投資をする場合および別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第 1 項、第 2 項および第 4 項の取得申込者は、委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第 34 条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は当該取得申込の代金（第 3 項または第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことがあります。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が

記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンด์・クラスCAD受益証券およびT&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「T&Dマネープールマザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前2号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第

2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められ

ること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等お

よびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から 11 月 10 日までおよび 11 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から 2011 年 11 月 10 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第32条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減して得た額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計

算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑥ 前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額

をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第 34 条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 35 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 36 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口の整数倍となる委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所の休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとし、

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実



行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合

を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 41 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思

表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 44 条 この信託は、受益者が第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 46 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<http://www.tdasset.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2011年8月10日

委託者 T&Dアセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 付表

1. 約款第13条第4項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託	エマージング債券投信（円コース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（トルコリラコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（金コース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型

## 追加型証券投資信託

エマージング債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型

### 約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス MXN 受益証券および円建ての国内の証券投資信託である T & D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

① エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス MXN 受益証券および T & D マネープールマザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス MXN 受益証券への投資を中心とします\*が、各受益証券への投資比率には制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス MXN 受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

② 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行いません。

③ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。

④ 株式への直接投資は行いません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

### 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として配当等収益を中心に安定分配を行うことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。また、毎年5月および11月の決算時には、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託  
エマージング債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型  
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 1,000 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2027 年 11 月 10 日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 1,000 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。



② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、第 33 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
- ③ 前 2 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は 1 口につき 1 円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの投資信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第 1 項、第 2 項および前項の規定にかかわらず、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）の休業日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第 3 項および第 4 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集の取扱いに応じた受益者が第 33 条第 3 項の規定に基づいて収益分配金の再投資をする場合および別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第 1 項、第 2 項および第 4 項の取得申込者は、委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第 34 条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は当該取得申込の代金（第 3 項または第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止することおよびすでに受付けた取得申込を取り消すことがあります。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が

記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンด์・クラス MXN 受益証券およびT&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「T&Dマネープールマザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前2号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第

2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められ

ること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等お

よびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 11 日から翌月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から 2011 年 9 月 12 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第32条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収

益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑥ 前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとし、
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整される



ものとし、また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第 34 条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 35 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 36 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口の整数倍となる委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所の休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとし、

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後

の最初の基準価額の計算日に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 41 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 44 条 この信託は、受益者が第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 46 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.tdasset.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2011年8月10日

委託者 T&Dアセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 付表

1. 約款第13条第4項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託	エマージング債券投信（円コース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（カナダドルコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（トルコリラコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（金コース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

## 追加型証券投資信託

エマージング債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型

### 約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス MXN 受益証券および円建ての国内の証券投資信託である T & D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

① エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス MXN 受益証券および T & D マネープールマザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス MXN 受益証券への投資を中心とします\*が、各受益証券への投資比率には制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス MXN 受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

② 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行いません。

③ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。

④ 株式への直接投資は行いません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

### 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。



追加型証券投資信託  
エマージング債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型  
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条および第20条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2027年11月10日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、第 33 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
- ③ 前 2 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は 1 口につき 1 円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの投資信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第 1 項、第 2 項および前項の規定にかかわらず、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）の休業日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第 3 項および第 4 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集の取扱いに応じた受益者が第 33 条第 3 項の規定に基づいて収益分配金の再投資をする場合および別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第 1 項、第 2 項および第 4 項の取得申込者は、委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第 34 条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は当該取得申込の代金（第 3 項または第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことがあります。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が

記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンด์・クラス MXN 受益証券およびT&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「T&Dマネープールマザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前2号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第

2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められ

ること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等お

よびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から 11 月 10 日までおよび 11 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとするを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から 2011 年 11 月 10 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第32条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減して得た額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計



算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑥ 前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額

をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第 34 条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 35 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 36 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口の整数倍となる委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所の休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額としします。
- ④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実

行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合

を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 41 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思

表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 44 条 この信託は、受益者が第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 46 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<http://www.tdasset.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2011年8月10日

委託者 T&Dアセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 付表

1. 約款第13条第4項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託	エマージング債券投信（円コース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（カナダドルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（トルコリラコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（金コース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型

## 追加型証券投資信託

エマージング債券投信（トルコリラコース）毎月分配型

### 約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス TRY 受益証券および円建ての国内の証券投資信託である T & D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

① エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス TRY 受益証券および T & D マネープールマザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス TRY 受益証券への投資を中心とします\*が、各受益証券への投資比率には制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス TRY 受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

② 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行いません。

③ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。

④ 株式への直接投資は行いません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。



### 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として配当等収益を中心に安定分配を行うことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。また、毎年5月および11月の決算時には、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託  
エマージング債券投信（トルコリラコース）毎月分配型  
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 20 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 1,000 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2027 年 11 月 10 日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 1,000 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、第 33 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
- ③ 前 2 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は 1 口につき 1 円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの投資信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第 1 項、第 2 項および前項の規定にかかわらず、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）の休業日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第 3 項および第 4 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集の取扱いに応じた受益者が第 33 条第 3 項の規定に基づいて収益分配金の再投資をする場合および別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第 1 項、第 2 項および第 4 項の取得申込者は、委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第 34 条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は当該取得申込の代金（第 3 項または第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止することおよびすでに受付けた取得申込を取り消すことがあります。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が

記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンด์・クラス TRY 受益証券およびT&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「T&Dマネープールマザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前2号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第

2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められ

ること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等お

よびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 11 日から翌月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から 2011 年 9 月 12 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委



託者に提出します。

- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第32条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収

益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑥ 前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとし、
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整される

ものとし、また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第 34 条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 35 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 36 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口の整数倍となる委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所の休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとし、

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後

の最初の基準価額の計算日に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 41 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 44 条 この信託は、受益者が第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 46 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.tdasset.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2011年8月10日

委託者 T&Dアセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 付表

1. 約款第13条第4項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託	エマージング債券投信（円コース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（カナダドルコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（金コース）毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（米ドルコース）毎月分配型

## 追加型証券投資信託

エマージング債券投信（トルコリラコース）年2回決算型

### 約款

T&Dアセットマネジメント株式会社



## 運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス TRY 受益証券および円建ての国内の証券投資信託である T & D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

① エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス TRY 受益証券および T & D マネープールマザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス TRY 受益証券への投資を中心とします\*が、各受益証券への投資比率には制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス TRY 受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

② 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行いません。

③ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。

④ 株式への直接投資は行いません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

### 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託  
エマージング債券投信（トルコリラコース）年2回決算型  
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条および第20条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2027年11月10日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、第 33 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
- ③ 前 2 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は 1 口につき 1 円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの投資信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第 1 項、第 2 項および前項の規定にかかわらず、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）の休業日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第 3 項および第 4 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集の取扱いに応じた受益者が第 33 条第 3 項の規定に基づいて収益分配金の再投資をする場合および別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第 1 項、第 2 項および第 4 項の取得申込者は、委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第 34 条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は当該取得申込の代金（第 3 項または第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことがあります。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が

記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 金銭債権
  - ハ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンด์・クラス TRY 受益証券およびT&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された「T&Dマネープールマザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前2号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第

2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第20条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第23条から第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められ

ること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 23 条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 24 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等お



よびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から 11 月 10 日までおよび 11 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から 2011 年 11 月 10 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第32条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計

算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第37条第2項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。
- ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ⑤ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑥ 前各項(第2項および第3項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額

をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第 34 条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 35 条 受益者が、収益分配金について第 33 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 33 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 36 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口の整数倍となる委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所の休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとし、

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実

行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第38条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合

を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 41 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思

表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 44 条 この信託は、受益者が第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 46 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 47 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<http://www.tdasset.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 49 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2011年8月10日

委託者 T&Dアセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 付表

1. 約款第13条第4項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託	エマージング債券投信（円コース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（カナダドルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（金コース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型



追加型証券投資信託

エマージング債券投信（金コース）毎月分配型

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

米ドル建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス GOLD 受益証券および円建ての国内の証券投資信託である T & D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス GOLD 受益証券および T & D マネープールマザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス GOLD 受益証券への投資を中心とします\*が、各受益証券への投資比率には制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス GOLD 受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

- ② 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。  
③ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。  
② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。  
③ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。  
④ 株式への直接投資は行いません。  
⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。  
⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。  
⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

### 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として配当等収益を中心に安定分配を行うことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。また、毎年2月、5月、8月および11月の決算時には、上記安定分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託  
エマージング債券投信（金コース）毎月分配型  
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 22 条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 1,000 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 7,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から 2027 年 11 月 10 日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 1,000 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第 21 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、第 35 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
- ③ 前 2 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は 1 口につき 1 円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの投資信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第 1 項、第 2 項および前項の規定にかかわらず、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）の休業日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第 3 項および第 4 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集の取扱いに応じた受益者が第 35 条第 3 項の規定に基づいて収益分配金の再投資をする場合および別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第 1 項、第 2 項および第 4 項の取得申込者は、委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第 36 条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は当該取得申込の代金（第 3 項または第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済

機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止することおよびすでに受付けた取得申込を取り消すことがあります。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 17 条 委託者は、信託金を、米ドル建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス GOLD 受益証券および T & D アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UF J 信託銀行株式会社を受託者として締結された「T & D マネープールマザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

2. コマーシャル・ペーパー

3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 2 号の証券または証書の性質を有する

もの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（特別な場合の外貨建有価証券への投資制限）

第20条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められ



る場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(信託業務の委託等)

第 22 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 23 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 24 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属

する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 25 条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 26 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 28 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 29 条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 30 条 この信託の計算期間は、毎月 11 日から翌月 10 日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から 2011 年 9 月 12 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 31 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第 32 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第 33 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方法）

第 34 条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとし、当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第 39 条第 2 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。

④ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤ 一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 6 営業

日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払い開始日が遅延する場合があります。

- ⑥ 前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関）

第36条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条 受益者が、収益分配金について第35条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第35条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第38条 受託者は、収益分配金については第35条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第35条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第35条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託契約の一部解約）

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1口の整数倍となる委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所の休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

#### (信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第 41 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 42 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 43 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属

するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第48条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.tdasset.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。



(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 51 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 52 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2011 年 8 月 10 日

委託者 T & D アセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ 信託銀行株式会社

付表

1. 約款第 13 条第 4 項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託	エマージング債券投信 (円コース) 毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信 (豪ドルコース) 毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信 (ブラジルリアルコース) 毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信 (南アフリカランドコース) 毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信 (カナダドルコース) 毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信 (メキシコペソコース) 毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信 (トルコリラコース) 毎月分配型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信 (米ドルコース) 毎月分配型

追加型証券投資信託

エマージング債券投信（金コース）年2回決算型

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

米ドル建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス GOLD 受益証券および円建ての国内の証券投資信託である T & D マネープールマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス GOLD 受益証券および T & D マネープールマザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス GOLD 受益証券への投資を中心とします\*が、各受益証券への投資比率には制限を設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向を勘案のうえ決定することを基本とします。

※ 通常の状態においては、エマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス GOLD 受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。

- ② 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。
- ③ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑥ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

### 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託  
エマージング債券投信（金コース）年2回決算型  
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条および第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から2027年11月10日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については、1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第 21 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、第 35 条第 3 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に基づく契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
- ③ 前 2 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は 1 口につき 1 円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、別に定める投資信託の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもってこの投資信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 第 1 項、第 2 項および前項の規定にかかわらず、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）の休業日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。
- ⑥ 第 3 項および第 4 項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集の取扱いに応じた受益者が第 35 条第 3 項の規定に基づいて収益分配金の再投資をする場合および別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 第 1 項、第 2 項および第 4 項の取得申込者は、委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者（第 36 条の委託者が指定する口座管理機関を含みます。）または販売会社は当該取得申込の代金（第 3 項または第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑧ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済

機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことがあります。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 17 条 委託者は、信託金を、米ドル建ての外国投資信託であるエマージング・マーケット・デット・ファンド・クラス GOLD 受益証券および T & D アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結された「T & D マネープールマザーファンド」の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

2. コマーシャル・ペーパー

3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 2 号の証券または証書の性質を有する



もの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第25条から第27条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（特別な場合の外貨建有価証券への投資制限）

第20条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められ

る場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(信託業務の委託等)

第 22 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 23 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 24 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属

する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 25 条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 26 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 28 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 29 条 信託財産に属する有価証券について、借替または転換がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 30 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 11 日から 11 月 10 日までおよび 11 月 11 日から翌年 5 月 10 日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から 2011 年 11 月 10 日までとし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第 31 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第 32 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第 33 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 30 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方法）

第 34 条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一

部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 35 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第 39 条第 2 項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 1 項の規定に準じて受益者に支払います。

- ④ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑤ 一部解約金は、第 39 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑥ 前各項（第 2 項および第 3 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関）

第 36 条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金および償還金の時効）

第 37 条 受益者が、収益分配金について第 35 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 35 条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 38 条 受託者は、収益分配金については第 35 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 35 条第 4 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 35 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託契約の一部解約）

第 39 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口の整数倍となる委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンおよびダブリンの銀行および証券取引所の休業日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当

該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

#### (信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 41 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 42 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 43 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。



- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第47条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

（信託期間の延長）

第48条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（公告）

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<http://www.tdasset.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約

款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 51 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 52 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2011 年 8 月 10 日

委託者 T & D アセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ 信託銀行株式会社

#### 付表

1. 約款第 13 条第 4 項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託	エマージング債券投信 (円コース) 年 2 回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信 (豪ドルコース) 年 2 回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信 (ブラジルリアルコース) 年 2 回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信 (南アフリカランドコース) 年 2 回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信 (マネープールファンド) 年 2 回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信 (カナダドルコース) 年 2 回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信 (メキシコペソコース) 年 2 回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信 (トルコリラコース) 年 2 回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信 (米ドルコース) 年 2 回決算型

追加型証券投資信託

エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型

約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

T&D マネープールマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の短期公社債等に投資し、利息等収益の確保を目指します。
- ② 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ② 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は行いません。
- ④ 有価証券先物取引等は、投資信託約款の範囲内で行います。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

### 3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配に充てず、投資信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託  
エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型  
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けません。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条および第25条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から2024年11月11日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この投資信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数にそれぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 12 条 受託者は、投資信託契約締結日に生じた受益権については投資信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条 委託者は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、別に定める投資信託（この投資信託を除きます。）の受益者が当該投資信託の受益権の一部解約金の手取金をもって、この投資信託にかかる受益権の取得の申込みをした当該申込者に対し、1 口の整数倍となる委託者が定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以

下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める投資信託(この投資信託を除きます。)の受益者が当該投資信託の一部解約金の手取金をもって、この投資信託にかかる受益権の取得の申込みをした当該申込者に対し、1口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ③ 前2項に規定する別に定める投資信託(この投資信託を除きます。)の受益者が、当該信託の受益権の換金の手取金をもって取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が第38条の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項および第2項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者(第39条の2の委託者が指定する口座管理機関を含みます。)または販売会社は当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。)における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付を停止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことがあります。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および

受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 23 条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

第 17 条 委託者は、信託金を、主として T & D アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UF J 信託銀行株式会社を受託者として締結された「T & D マネープールマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

2. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）

3. 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

4. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

5. コマーシャル・ペーパー

6. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）



10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
12. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
13. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第4号の証券または証書および第7号の証券または証書のうち第4号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第3号の証券ならびに第7号の証券または証書のうち第1号から第3号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号および第9号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 委託者は、投資信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ④ 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託者が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、前2条に

掲げる資産への投資等ならびに第 23 条、第 24 条および第 28 条から第 30 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 23 条、第 24 条および第 28 条から第 30 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 20 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所（これに準ずるものを含みます。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第 21 条 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前 2 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券または当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第 22 条 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純

資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 23 条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ)。

- ② 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- ③ 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第 24 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  1. 投資信託財産の保存に係る業務
  2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 26 条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 27 条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第 28 条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る投資信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 29 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 30 条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、投資信託財産において

一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第31条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第32条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から11月10日までおよび11月11日から翌年5月10日までとするを原則とします。ただし、初回の計算期間は2009年11月17日から2010年5月10日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

（投資信託財産に関する報告等）

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は

行わないこととします。

- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 35 条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。)は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

- ② 投資信託財産の財務諸表に係る監査報酬(消費税等を含みます。)は、第 33 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に一定の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 36 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 33 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に次に掲げる率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とします。

1. 2009年11月17日から2010年1月31日までの信託報酬率は年10,000分の15以内の率とします。
2. 2010年2月1日以降の前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終5営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート(以下「コールレート」といいます。)に応じた次に掲げる率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、次に掲げる率として見直す場合があります。

コールレートが 0.65%以上のとき	年 10,000 分の 55
コールレートが 0.4%以上 0.65%未満のとき	年 10,000 分の 30
コールレートが 0.4%未満のとき	年 10,000 分の 15 以内

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方法)

第 37 条 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 投資信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)から、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額(以下「売買益」といいます。)から、諸経費、投資信託

財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金の再投資）

第 38 条 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、販売会社に交付されます。

- ② 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金を、この信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得の申込みに応じたことにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 販売会社は、受益者と別に定める累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金および一部解約金の支払い）

第 39 条 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、第 42 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 6 営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払い開始日が遅延する場合があります。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとします。
- ④ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑤ 前条第 4 項および前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものと

し、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前条第4項および前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(委託者の自らの募集に係る受益権の口座管理機関)

第39条の2\_委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(償還金の時効)

第40条 受益者が、信託終了による償還金について第39条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第39条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(投資信託契約の一部解約)

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1口の整数倍となる委託者または販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

- ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付けの中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に、一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(投資信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認



めたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 別に定める投資信託（この投資信託は除きます。）がすべてその信託を終了させることとなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合には適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

（投資信託契約に関する監督官庁の命令）

第44条 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第45条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 47 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 48 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(投資信託約款の変更等)

第 48 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 49 条 この信託は、受益者が第 42 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解

約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 43 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 50 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 51 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 52 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.tdasstet.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 53 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この投資信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(投資信託約款に関する疑義の取扱い)

第 54 条 この投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 55 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2009年11月17日

委託者 T&Dアセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 付表

1. 約款第13条第1項から第3項および約款第43条第2項の「別に定める投資信託」とは、次の投資信託をいいます。

追加型証券投資信託	エマージング債券投信（円コース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（カナダドルコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（トルコリラコース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（金コース）年2回決算型
追加型証券投資信託	エマージング債券投信（米ドルコース）年2回決算型